

### 高 等 学 校

### 消费为为清事例集

平成26年3月

埼玉県教育委員会

### 目 次

			ページ
<u>_</u> "	あし	いさつ	1
監	修の	ことば	2
Ι	自	立した消費者の育成を目指して	3
$\Pi$	高	校3年間で何を学ぶか	
	1	各教科における消費者教育の関連表	4
	2	消費者教育関連表の活用について	4
	*	高等学校 各教科における消費者教育関連表	6
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	授	業実践例	
	(1)	公民科①	7
	(2)	公民科②	1 2
	(3)	家庭科①	1 7
	(4)	家庭科②	2 2
	(5)	家庭科③	2 8
	(6)	家庭科④	3 3
	(7)	情報科①	3 8
	(8)	情報科②	4 3
IV	消	費者教育の全体計画	
	1	全体計画作成の留意点	5 3
	2	全体計画の事例	5 4
V	外	部講師の活用	
	1	外部講師活用のガイドライン	6 0
	2	講座リスト	6 1
	3	講座実績	6 3
	4	教材リスト	6 5
	*	講座実施のための事前アンケート	6 6
資	料編		
	*	消費者教育の推進に関する法律(抜粋)	7 1
	*	消費者教育の学習指導要領での扱い	7 2
	*	実践報告会基調講演の記録	7 4
	*	高校生の相談事例	8 4
	*	相談窓口	8 7
推	准委	員メンバー	8 8

### ごあいさつ

平成24年8月22日、「消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)が公布され、同年12月13日に施行されました。この法律は、消費者基本法(平成16年制定)に示された「消費者に対する教育の機会を提供すること」を基本理念とし、消費者の自立を支援するための手段として位置付けられ、かつ、消費者市民社会の形成に寄与する消費者の育成を目指しています。

消費者教育推進法成立の動きを踏まえ、県教育委員会では、平成 24 年度から 高校における消費者教育推進のための取組を事業化し、高校生が自立した消費 者として主体的に行動できる能力と態度を身に付けることを目標に、実践研究 に取り組んできました。

高校段階が、学校において消費者教育を学ぶ最後の機会となる生徒も少なくない中、消費者として主体的に意思決定する能力は、高校卒業の頃までには身に付けることが望まれます。生徒の積極的な学びを引き出しつつ、将来、消費者として自立し責任ある行動をとれるようになる基盤を作り、また、公正かつ持続可能な社会の構築のために主体的にかかわる消費者市民としての自覚を促すことが重要です。

ここにまとめた研究成果が多くの学校で共有され、学校の教育活動全体の中で、教科をはじめとするさまざまな教育活動と関連付けながら、効率的、効果的に消費者教育を実践する工夫がなされることを期待しています。

結びに、積極的に事業にかかわり、授業実践に取り組んでいただいた先生方の熱意に敬意を表するとともに、研究を推進するに当たり、適切なアドバイスをくださった横浜国立大学教育人間科学部教授 西村隆男氏にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

平成26年3月 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長 髙田 直芳

### 監修のことば

少子高齢化、ICT化、グローバル化の加速度的な進展、あるいは地球環境の保全が不可欠な現代社会の中で、消費者としての選択、購入、消費、廃棄、再生における自律的判断が、今ほど求められる時代はないと言ってよいでしょう。その目標とするところは、公正で持続可能な社会の実現に寄与する消費者市民の育成です。高校生自身も、市場の中の立派な一人の消費者です。

平成24年に制定された消費者教育推進法は、消費生活に関わる知識を身に付け、自らの行動に生かすことのできる能力や、公正で持続可能な社会を築くため、行動し発信できる資質を育むことを消費者教育と定義し、その推進を国や地方公共団体の責務としました。消費者教育は人間の生涯にわたり、さまざまな機会に行われることが必要ですが、推進法ではとくに学校教育における消費者教育を重視しています。その第11条で、「生徒の発達段階に応じて、学校の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保する」ための施策を推進することを、都道府県や市町村に義務付けました。具体的には、先生方への消費者教育に関する研修や、消費者教育に関しての知識や経験を持つ人材の活用、教材の開発などが挙げられています。

埼玉県では、推進法制定の機運の中、立法化に先立って高校教育指導課に消費者教育推進委員会を設置されるという英断をされました。推進委員会では、教育委員会ならびに学校現場の校長先生および教科の先生方に加え、県消費生活支援センターからもご参加いただき、2年間にわたり議論を積み重ね、授業実践の交流を深めてこられました。

消費者教育の検討では、多方面に活用されている消費者庁の「消費者教育の体系イメージマップ」をベースとした『各教科における消費者教育関連表』を完成させましたが、これはまさに研究の集大成の一端と言えるでしょう。また、県立学校7校を研究校とした授業実践研究では、日常の多忙な教育現場では困難とされる教科間連携、外部講師活用、学校全体としての取り組みなどにも誠実に取り組まれ、教育委員会及び学校現場の委員の先生方のご尽力と共同作業には敬服するばかりです。

ここに、成果物として完成した本書が、県内の全学校、全教員の方々によって活用され、またご意見をお寄せいただき、さらに豊かな事例集へと発展されることをお祈り致します。最後に、本推進委員会の活動に楽しく参加させて頂きましたことに心より感謝申し上げます。

横浜国立大学教育人間科学部教授 西村 隆男

### I 自立した消費者の育成を目指して

食の安全・安心に関する問題、環境問題、悪質商法による被害や多重債務など、消費生活に関する社会問題は深刻である。さらに、インターネット通販、オンラインゲーム、SNS、ワンクリック請求などインターネット関連の相談が増加するなど、私たちの消費をめぐる環境はさまざま変化しており、消費者教育の重要性は、ますます高まっている。

平成 21 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領では、公民科と家庭科において、消費者教育の充実が図られた。いずれの科目でも、消費行動の際の意思決定や消費者の自立といった実践的な学習が重視されている。また、持続可能な社会を目指す生活の工夫や生涯を見通しての経済計画の必要性について取り上げている。

これからの時代を担っていく高校生には、被害に遭わないことだけでなく、消費 生活において批判的に思考し意思決定できること、消費が持つ影響力や消費者の権 利と責任を理解し、それに沿った消費行動がとれることが求められる。

県教育委員会では、平成 24 年度から県立高校 7 校を研究校として指定し、家庭科、公民科、情報科の教員を中心に、2年間にわたって消費者教育に関する授業実践研究を行ってきた。

高度情報化社会を賢く生き抜くためには、情報を読み解く力(メディアリテラシー)や通信サービスを適切に活用する力を身に付けさせることが重要であり、これからの消費者教育には情報科を含めた教科間の連携が欠かせないと考え、3教科で研究を進めた。

研究の成果は、次の3点である。

### (1) 教科間の連携

公民、家庭、情報の消費者教育に関する学習内容を「消費者教育の体系イメージマップ」に示された4つの「重点領域」に分類して整理し、教科間の連携がイメージできるような関連表を作成し、教科の連携を意識した授業実践を行った。

### (2) 外部講師の活用の推進

より具体的、実践的な消費者教育を実践するために、企業やNPOなど、専門的知識を有する外部講師を活用した授業に取り組んだ。

### (3) 学校全体での組織的、系統的な取組

消費者教育を効果的に推進するために、消費者教育をとおして生徒に身に付けさせたい力や目標を明確にした上で、学習する事柄とその時期を全体計画としてまとめた。

学校において、生徒に身に付けさせたい力はさまざまあり、消費者教育のためだけに特別な時間を設けることは難しい。消費者教育は、公民、家庭、情報の教科にかかわらず、学校の教育活動全体の中で、さまざまな教育活動と関連付けながら、効率的、効果的に実践されることが望ましい。

本事例集が各学校で効果的に活用され、自立した消費者育成の一助となれば幸いである。

### Ⅱ 高校3年間で何を学ぶか

### 1 各教科における消費者教育の関連表

消費者庁が平成 25 年 1 月に、「消費者教育の体系イメージマップ」(以下、「イメージマップ」とする。) とその「活用ガイド」を公表した。

イメージマップでは、消費者教育が対象とする4つの重点領域と各領域で身に付けさせたい能力や態度を具体的に定めるとともに、発達段階(ライフステージ)ごとの学習目標を具体的に示している。発達段階は、幼児期、小学生期、中学生期、高校生期、成人期に区分され、成人期は、若者、成人一般、高齢者の3段階に区切られている。

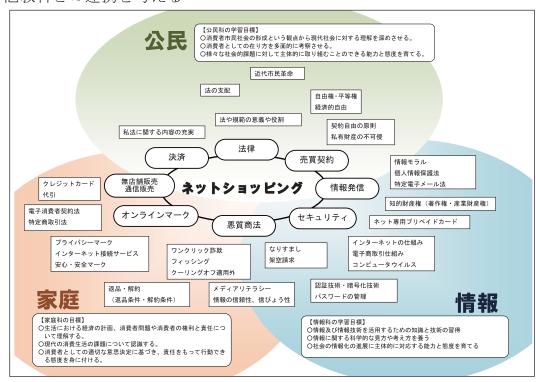
このイメージマップの高校生期の学習目標を取り出し、各教科の学習指導要領に示された高校3年間での消費者教育に関する学習内容を4つの重点領域に分類して整理したものが6ページの「高等学校 各教科における消費者教育関連表」(以下、「消費者教育関連表」とする。)である。

消費者教育関連表は、イメージマップの高校生期に身に付けるべき学習内容が、 各教科の授業の中でどのように展開されるのかを明確にすることを目的としている。

なお、消費者教育関連表では、教科を公民、家庭、情報の3教科としているが、 学校によっては、総合的な学習の時間で教科横断的に消費者教育に取り組んでいた り、理科や数学、専門教科など他の教科や学校行事等で消費者教育に関連する学習 が行われている。各学校の状況に応じて、消費者教育関連表の教科を追加すること も可能であり、柔軟な活用を想定している。消費者教育の視点で学習内容を捉えな おすことによって、さまざまな教科間で関連した授業を組み立てることが可能であ る。

### 2 消費者教育関連表の活用について

(1) 他教科との連携を考える



「ネットショッピング」を例にした教科の関連

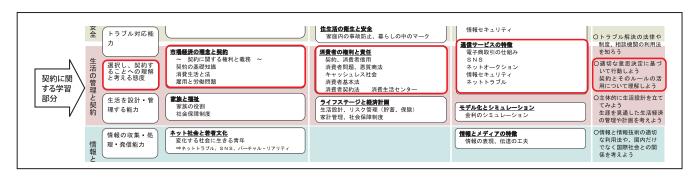
「ネットショッピング」を例にとると、ネットショッピングに関連する学習内容としては、「法律」「売買契約」「セキュリティ」「情報発信」「悪質商法」「無店舗販売・通信販売」などが考えられる。図に示したように、それらの学習内容は単独の教科だけでなく、「公民」「家庭」「情報」など、いくつかの教科にまたがっていることがわかる。学校教育の中での消費者教育は、この「ネットショッピング」の例のように、複数の教科の学習の要素が関わっていることが多い。

各教科の授業は学習指導要領に定められた各教科の目標を達成するために 計画、実施されている。そのため、高等学校の消費者教育は、各教科の学習目 標を達成する中で、他教科との関連を意識しながら進める必要がある。

消費者教育関連表では、各領域に関する学習について、どの教科で、どのような内容を扱っているのかが一目でわかり、表を横に見ていくと、各教科の関連が整理できる。同じ領域を学習する教科が連携して授業を行うことで、生徒により印象深く、また効率よく理解させる学習が展開できる。教科担当者が消費者教育関連表を用いて、自分の教科と他教科の学習内容との関連を確認することで、教科間の連携を図っていただきたい。

例えば、契約については、公民では、その概念や契約に関する権利と義務について学習する。家庭では、契約の実際や消費者信用、具体的な契約に関するトラブルと対処法などを扱う。インターネット上での契約については、情報と関連付けて学ぶと、大変効率的である。

このように、各教科で題材を扱う視点は異なるが、学習の時期に連続性を持たせたり、学習のテーマに一貫性を持たせるなどの教科間連携を行うことで、知識の確実な定着を図るとともに、知識を活用する実践力を養うことが可能になる。



各教科の契約に関する学習内容

### (2) 重点学習項目や不足学習項目を把握する

消費者教育は、各学校の生徒や地域の実情に応じて、学校ごとに目標を定める必要がある。目標に基づいて、消費者教育のどの領域に重点を置いて学習を展開するかを検討し、全体計画を作成する。重点化する消費者教育の領域が明確になれば、各教科の指導計画は、その領域に関連する学習に重みを置けばよい。

また、各校で各教科の消費者教育に関する学習内容を整理した際に、空白の部分があるとすれば、消費者教育の学習内容に不足があると言える。その部分の学習を補強することで、改善につなげることができる。

### 高等学校 各教科における消費者教育関連表

### 各教科での 消費者教育

### 消費者教育の 重 点 領 域

消費がもつ 影響力の理解

持続可能な 消費の実践

消費者市民社会の

品等

0

安全

生活

の

理

と契約

報

ア

消費者の参画・ 協働

商品安全の理解 と危険を回避す る能力

トラブル対応能 カ

選択し、契約することへの理解と考える態度

生活を設計・管 理する能力

情報の収集・処理・発信能力

情報社会の ルールや情報 モラルの理解

消費生活情報 に対する批判的 思考力

### 公 民

- ・消費者のあり方を多面的に検討することで、平和 で民主的な国家、国際社会の有為な形成者として 必要な資質を育む。
- ・消費者市民社会という観点から現代の社会を考察 させ、さまざまな社会的課題に対して主体的に取 り組める行動力を育む。

### 市場経済における消費者の役割

需要と供給の法則における消費者の立場(機能) ⇒依存効果、情報の非対称性、消費者主権 市場原理が生命・環境に与える影響 ⇒開発と環境破壊

### 公正で持続可能な社会の形成と消費者の役割

現代の企業(企業の社会的責任)

日本の農業(食料自給率、地産地消、フードマイレージ)発展途上国の経済(モノカルチャー、フェアトレード)資源循環型社会の形成(グリーンコンシューマー)情報社会の課題(メディアリテラシー)

### 消費者保護と消費者主権

消費者問題 (消費者をめぐるトラブル) 消費者を保護する制度 消費者主権

### 市場経済の理念と契約

契約に関する権利と義務契約の基礎知識消費生活と法雇用と労働問題

### 家族と福祉

家族の役割 社会保障制度

### ネット社会と若者文化

変化する社会に生きる青年

⇒ネットトラブル、SNS、バーチャル・リアリティ

### 高度情報社会の諸課題

電子商取引

サイバー犯罪

(サクラサイト商法、ワンクリック詐欺)

情報発信における社会的責任

⇒個人情報保護、表現の自由と公共性、ネチケット、管理社会

メディアリテラシー

⇒不当表示、やらせ、ねつ造、ステレオタイプ

### 家 庭

- ・消費生活の現状と課題、消費者問題などについて 理解させ、消費者の権利や社会的に果たすべき役 割を踏まえて行動できる能力と態度を育む。
- ・消費者としての批判的思考に基づいて主体的に意思決定し、持続可能な社会の実現に向けて行動できるようにする。

食料自給率

フート゛マイレーシ゛

地産地消

エコクッキンク

フェアトレート゛

食品ロス

### <u>衣生活</u> と資源・環境 □ <u>日本と世界</u> の食料事情

5つのR 循環型社会

### <u>住環境と地</u> <u>域社会</u>

シックハウス ソーラー発電 スマートハウス コレクティフ゛ハウス

### <u>ライフスタイルと環境</u>

エシカルファッション 日本型食生活

### 安全な衣生活

皮膚障害、子供・高齢者の衣服

### 食品の選び方と安全

食品表示、食品添加物、遺伝子組換え食品、 トレーサビリティ

### 住生活の衛生と安全

家庭内の事故防止、暮らしの中のマーク

### 消費者の権利と責任

契約、消費者信用 消費者問題、悪質商法 キャッシュレス社会 消費者基本法 消費者契約法 消費生活センター

### ライフステージと経済計画

消費行動と意思決定

フードファディズム

不当表示

情報リテラシー

生活設計、リスク管理(貯蓄、保険) 家計管理、社会保障制度

### 情 報

- ・「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の情報教育の三つの観点をバランスよく育成する。
- 情報化が社会に及ぼす影響と課題を理解し、望ま しい情報社会の在り方と情報技術を適切に活用す ることの必要性を理解させる。

社会基盤としての情報システム

ICタグ

情報発信

電子マネー

コミュニケーション

トレーサビリティ

情報セキュリティ

通信サービスの特徴

SNS

電子商取引の仕組み

ネットオークション

情報セキュリティ

ネットトラブル

商品安全における情報システム

情報通信ネットワークの仕組み

ユビキタスネットワーク社会

### 消費者教育の 学習目標

- 〇生産・流通・消費・廃棄 が環境、経済や社会に与 える影響を考えよう
- ○持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう
- 〇身近な消費者問題及び 社会課題の解決や、公正 な社会の形成に協働し て取り組むことの重要 性を理解しよう
- 〇安全で危険の少ないく らしと消費社会を目指 すことの大切さを理解 しよう
- 〇トラブル解決の法律や 制度、相談機関の利用法 を知ろう
- ○適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう
- 〇主体的に生活設計を立て てみよう 生涯を見通した生活経済 の管理や計画を考えよう

### <u>情報とメディアの特徴</u>

情報の表現、伝達の工夫

モデル化とシミュレーション

金利のシミュレーション

### 情報社会における法と個人の責任

著作権、 個人情報保護 サイバー犯罪

### 情報モラル

情報セキュリティ

### 情報の信頼性、信ぴょう性

メディアリテラシー

### ○情報と情報技術の適切 な利用法や、国内だけ でなく国際社会との関 係を考えよう

- ○望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう
- 〇消費生活情報を評価、 選択の方法について学 び、社会との関連を理 解しよう

### - 6

### Ⅲ 授業実践例 — 公民科①

### 高等学校公民科「現代社会」学習指導案

- 1 題材名 公正で持続可能な社会における消費者の役割「消費者市民社会とは何か」
- 2 題材設定の理由
- (1) 生徒観

普通科3年

本校は就職希望者が半数以上を占めているので、進路実現に向けて基礎的な学習を中心に指導を行い、社会人としての基本的な資質を身につけさせることを重視している。消費者としての意識は希薄で、周囲に流されやすい傾向にある。また社会問題に対する関心も低い。

### (2)題材観

現在、国内総生産における消費者支出の割合が約 6 割に達し、消費者の行動が経済に与える影響が高まってきた。不公正な取引や企業の不正といった経済問題から地球環境問題まで、消費者が意識的に行動を起こすことで状況を改善できる問題も少なくない。そこで国は 2012 年に消費者教育推進法を制定・施行し、「消費者教育」を「消費者の自立支援」とともに「消費者市民社会の形成への参画」を促す教育と位置付け直した。本授業は、「消費者市民社会の形成への参画」というテーマを、「消費者市民社会」を「公正で持続可能な社会」ととらえることで、科目「現代社会」(3)「共に生きる社会を目指して」で展開するものである。「消費者市民社会」の学びを通して、身近な消費行動がよりよい社会の実現に向けた「社会的価値行動」となりうることを意識させて、「消費者市民」の自覚を促したい。

### (3) 指導観

経済学習は抽象的で一般論に陥りやすいが、生徒の身近な消費行動からアプローチし、消費に関わる社会問題を、自分自身の問題として捉えることができるよう工夫する。また 正義という社会的価値と関連付けることで、一人ひとりの行動がよりよい社会へ向けた価値行動であることを理解させていく。

### 3 指導目標

- (1) 持続可能な社会の形成に向けた取組を「消費者市民社会」という社会像から理解するとともに、現代社会の問題点や課題を主体的に考察し、また経済活動を正義の実現という立場からとらえることができるようになる。
- (2) 日常の消費行動を国際社会や地球環境との関連の中で理解することによって、国際的な感覚や未来世代に対する責任を練り上げ、持続可能な社会の形成者として必要な消費者市民という態度を育む。

### 4 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
個人の消費行動が	消費者市民として、公	消費者市民として社	消費に関連する社会
社会に影響を与え	正な立場から判断し、	会問題の解決に向け	問題を知り、消費者
ていることを自覚	社会問題の解決に向け	た行動をとることが	市民社会の意義を社
し、自分の消費行動	どのような消費行動が	できる。	会的正義の立場から
の社会的意義に気	可能か考えることがで		理解している。
づくことができる。	きる。		

### 5 指導と評価の計画(3時間扱い) ○・・・本時

指導項目	時 間	学習内容	関心・意欲 ・態度	思考・判断 ・表現	技能	知識・理解
消費者市民社会とは何か	1)	・消費行動と 社会問題 ・経済社会の 変化 ・消費者市民 社会 ・公正と の正義	個行のというというというできる。 のとないというという。	消費な場 を場 から会 で と に と で さ と で て い る れ の る れ の る れ る た る た る た る た る た る た る た る た る た		正義という社会的価値の意義を表する。
消費者市民 の取組 (調べ学習)	2	<ul><li>・グリーンコンシューマー</li><li>・持続可能な社会の実現</li></ul>		ど 消 者 き 間 き 間 っ り り り り り り り り り り り り り り り り り り	実生活にお いて消費者 市民として 行動できる。	消費者市民の具体的な取組を理解している。

### 6 本時の学習指導

- (1)題材名 「消費者市民社会とは何か」
- (2) 本時の指導目標

各人の消費行動が公正で持続可能な社会の形成と結びつくことを理解する。

### (3) 本時の展開(1/3時間)

	学習内容	時間 (分)	学習活動	指導上の留意点 (指導と評価の工夫)○は評価
導入	本時の内容確認 スライト・1 消費行動 スライト・2	10	・本時の内容を確認する ・消費行動とは何か、身 近な経験から考える	・「消費者市民社会とは何か」というタイトルを紹介し、その意味を学んでいくことを確認させる ・日常的に行われる消費行動には どのようなものがあるか、また買
				う時に気になることは何かを各 人の経験に基づいて考えさせる
	消費行動と社会問題 スライト*3		・消費行動と社会問題の関連を考察する	・個人の消費行動の影響力を、個人レベル、国内レベル、国際レベルにわけて提示し、その広がりを意識させる
	経済社会の変化 スライド 3		・消費行動と社会問題の 関連の深まりを理解する	○自分の消費行動がさまざまな 社会問題と結びついていること に気づく 【思考・判断・表現】

展開	消費者市民社会 スライト・4 公正としての正 義 スライト・5	35	・消費者市民社会のあり 方を知る ・消費者市民に求められ る公正の意義を確認す る	・消費行動と社会問題の関連が深まっていることを、「現代社会」の学習を振り返ることで理解させる・消費者が社会をよりよいものへとを変える「変革の主体」であることを理解させる・ロールズの『正義論』から公正の意義を考えさせる ○ロールズの「公正としての正義」の考え方を理解することができる
まとめ	本時のまとめ <b>スライド6</b>	5	・自分の消費行動を見直す ・プリントを提出する	・本時の授業を振り返り、自分の 消費行動を見直させる 〇自分の消費行動と社会問題の つながりを理解し、自身の問題と して見直すことができる 【関心・意欲・態度】

### 7 他教科との連携のポイント

(1)消費者教育の重点領域 消費者市民社会の構築

消費がもつ影響力の理解、持続可能な消費の実践、消費者の参画・協働

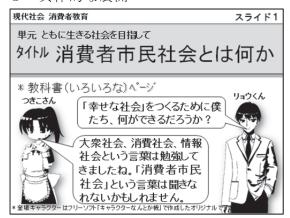
(2) 他教科との連携のポイント



### 家庭情報

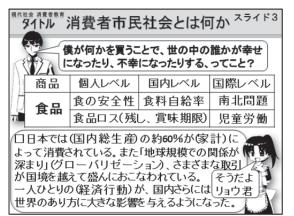
- ・家庭科でも持続可能な消費の実践について 学習を展開している。消費と環境の単元は もとより、食生活、衣生活、住生活それぞ れの単元で具体的な事例を通して、消費者 が生活の中で活用する視点で問題を扱う。
- ・例えば、食料自給率の低下やフードマイレージ、食品ロスといった現代の食生活の問題点を、自分の食生活と結びけて考えさせる。
- ・さらに家庭科では、ホームプロジェクトに 取り組ませることで、自分自身の生活に生 かし理解を深め、実践活動を通して自らの 力をつけていくことができる。
- ・流通の効率化など、持続可能な消費を支えるための社会基盤として様々な情報システムがあることを理解させる。
- ・SNSなどを利用し誰もが個人で情報発信を行うことができる。消費者市民社会の実現に向け、一消費者が情報発信をすることにより社会が改善されるなど、SNSの長所について理解させる。また、デマの拡散などデメリットについても理解させる。

### 具体的な展開



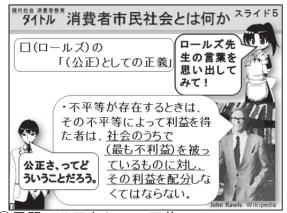
### ①導入部分 本時の内容確認

生徒の目線で日常の消費行動を考えてい くことを印象付けるために、二人の高校生 のやり取りを通して授業を進めていった。



### ③展開 消費行動と社会問題

家庭科との連携を意識し、食品を取り上げ 各人と社会とのつながりを意識させたうえ た。問題の背景に家計の消費の拡大やグロー で、本時のテーマ消費者市民社会を説明し、 バル化があることを指摘し、学びを深めた。



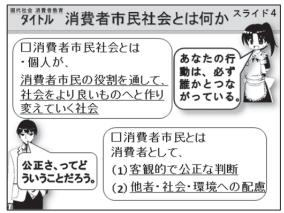
公正としての正義 ⑤展開

ロールズの思想を消費者市民社会と結び付 けて学び直すことで、ロールズ、消費者市民 社会双方の理解を深めることを意図した。



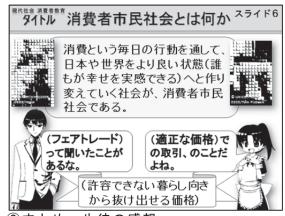
### ②導入部分 消費行動

ワークシートの Q2 を生徒に発問し、生 徒の答えがいずれも個人の視点からの 判断であることに注意を向けさせた。



4)展開 消費者市民社会

さらに正義について思索することを促した。



⑥まとめ 生徒の感想

「自分のことだけではなく社会のことなど も考えていかないといけないと思った」など 消費者市民の行動につながるものがあった。

### タイトル 「消費者市民社会とは何か」

	組	番 氏名	
Q1 あなたが毎E	買っている商品(財・サー	ビス)は何ですか	
•			
•			
Q2 あなたが商品 ・  ・  ・  ・	を買う時に気をつけているこ	ことは何ですか 	あなたの行 動は、必ず誰 かとつなが っている。
<b>う</b> 考えてみよう!	私たちが買っている商品に	まどんな社会問題と結び <i>て</i>	ついているでしょうか
商品	個人レベル	国内レベル	国際レベル
球規模での関係の         えて盛んにおこな         大きな影響を与え         口消費者市民社会         ・個人が、	さわれている。一人ひとりの こるようになった。		さまざまな取引が国境を越内さらには世界のあり方に
口消費者市民とは	<b>t</b>		
消費者が、(1) _	(2)		できること
・不平等が存在す	<b>の「() ) としての</b> るときは、その不平等によって のに対し、その利益を配分した。	て利益を得た者は、社会の	うちで( )
* 例えば(	):(	)で取引	
→生産者が(			)で取引する。
■□授業の感想・	意見□■		

### Ⅲ 授業実践例 — 公民科②

### 高等学校公民科「現代社会」学習指導案

1 題材名 「消費者問題と契約」~市場経済とのかかわりから考える~

### 2 題材設定の理由

### (1) 生徒観

何事にも前向きに挑戦する生徒たちで、クラスの雰囲気は非常に明るい。今回の単元に関する内容は一部の生徒は選択科目で既に学習している。多くの生徒が卒業後すぐに社会に出るが「契約」についての関心は低い。また、自らが消費者として社会に影響を与えている存在であるという意識は薄い。

### (2) 題材観

従来、消費者教育といえば「キャッチセールス」「アポイントメントセールス」などの悪質商法と消費者保護の観点から「クーリングオフ」に関する知識を取り扱ってきた。このような問題の根本にあるのが「契約」に関する知識であるが、その知識については大人でも意識をしていないのが現状である。

そこで、市場経済の理念を取り上げ、所有権の移転に関する内容と契約を結びつけることで、契約の知識について深めさせたい。また、自らの消費行動は他者や環境に対して影響を及ぼすことを身近な問題から考察させたい。

### (3) 指導観

学習内容をできるだけ身近な事柄と関連づけ、生徒が自身の問題として捉えることが できるように学習を進める。

### 3 指導目標

- ・契約に関する知識を理解し、自分自身の問題としてとらえさせる。
- ・現在起こっている消費者問題や事柄(フェアトレード・グリーンコンシューマーなど) を理解し、消費者市民としての姿勢を身に付けさせる。

### 4 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
消費者問題(主に契 約)について、自分の 実生活と関連付けて	経済主体がもつ責任 (権利と義務)につい て考えている。また、	他者や環境に配慮を した消費行動をとる ことができる。	契約の基本的な考え 方を知り、消費者問題 のあり方について理
認識し、消費行動に反映させようとしている。	消費者の行動が社会 に与える影響につい て考えている。		解している。

### 5 指導計画(3時間扱い) ○・・・本時

指導 項目	時間	学習 内容	関心・意欲・ 態度	思考・判断・ 表現	技能	知識・理解
市場経済 と 契約社会	1)	<ul><li>契約の基礎 知識</li><li>消費者の行動が社会に 与える影響</li></ul>		契約後の消費 者・企業の権 利と義務につ いて考えてい る。		契約の基本的 な考え方を知 り、消費者問題 のあり方につ いて理解して いる。
消費者 市民社会 に向けて	2	・フェド・グリーンコマー・プレー・プレコマー・プレコンテーション	フェアトレー ドやグリーン コンシューマ ーについて関 心を持ってい る。	消費者の行動 が社会に与え る影響につい て考えてい る。	他者や環境に動きできる。	

### 6 本時の学習指導

(1)題材名 「市場経済と契約社会」

(2) 本時の指導目標

市場経済の流れから契約の基礎知識を理解する。

(3) 本時の展開(1/3時間)

( )	(3) 本時の展開 (1/3時間)						
	学習内容	時間	学習活動	指導の留意点 (指導と評価の工夫) ○は評価			
導入	本時の内容 確認	10	・本時の内容を確認する	・休日一日の振り返りを行い、一日の"契約活動"を考えさせる			
展開	市場経済と 契約の基礎 知識	35	・クイズを実施 ・市場経済の原則を確認 ・契約に関する基礎知識 そこから生じる権利と義務に ついて自らとる行動を考える ・「クレーム」をキーワードに 契約の履行がなされない際に とる行動を考える ・契約の取り消しや無効につ いて確認する	・第一印象で答習となる。 ・市場とでででででででででででででででででででででででででででででででででででで			
まとめ	本時のまとめ と 次回について	5	・「契約」について理解できたか確認する	・本時のねらいを再確認する ○契約の基本的な考え方について理 解している 【知識・理解】			

### 7 他教科との連携のポイント

(1)消費者教育の重点領域

消費者市民社会の構築

消費がもつ影響力の理解・持続可能な消費の実践→市場経済における消費者の役割 生活の管理と契約

選択し、契約することへの理解と考える態度→市場経済の理念と契約

### (2) 他教科との連携のポイント



### 家 庭 情 報

- ・公民では、市場経済の理念から契約や消費者問題を扱うのに対し、家庭では、具体的な事例を通して、消費者が生活の中で活用する視点(具体的な行動の在り方)で扱う。
- ・契約は法的に守られた約束であり、権利と 義務が互いに生じることを踏まえた上で、 悪質商法などの事例に触れ、解約の仕方や 契約を無効とする制度や法律を学ぶ。
- ・消費者は、保護される受け身の存在ではなく、自らの利益を守るために主体的に行動 する自立した存在であるべきことを理解さ せ、実践力をつけさせたい。
- ・情報では、「電子商取引」、データの漏えい を防ぐ「暗号化技術」、フィッシング詐欺な どの「サイバー犯罪」といった視点で授業 を展開する。
- ・個人での「電子商取引」は、高校生にとっても身近なものとなっている。他の店舗との比較がしやすいため、消費者にとってもメリットがある。

### 8 具体的な展開

①導入部分(休日の一日の振り返り)での工夫

自分自身の休日の一日を振り返ることにより、物を買う、 電車に乗る、カラオケに行く、アルバイトをするなど、様々な 契約行為を行っていることに気付かせることができる。

ここでの取組の間に、指導者は机間指導を実施し、 生徒の状況を把握し、発問する生徒を探しておくと面白い。

②自分の意見を簡潔にまとめるワークシートの工夫

契約から生じる権利と義務について学習する際、自分のく 考えを的確に文章化したりできるように、記述するワーク シートを取り入れた。具体例を説明し、何が問題か、また、 それに対して自分だったらどのように行動するかを記入し、 自分の消費行動を振り返るきっかけをつくった。

### 生徒記入例

### 〇 何が問題?

- ・詐欺だ!・おいしくなさそう
- ・自分が思っていたものとは違うものが! ・高いお金を払っているのに など

### O どうする?

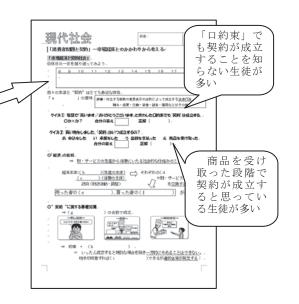
- ・自分が注文した商品ではないから送り返す・販売会社に文句を言う (クレームをいう)
- ・クーリングオフをする ・消費生活センターに報告する [家庭科で学習済み] など

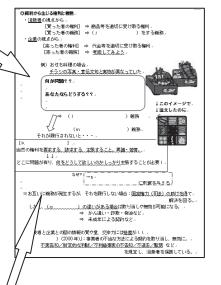
※今回はおせちの事件を取り上げたが、図書を購入しての乱丁、 宅配ピザの大きさや内容物の広告との違いなど、身近な話題を取り上げても良い。特にピザでは大きさや内容物の違いについて、 いくつか画像で紹介して、どの範囲までなら許容するかなどを 班別で協議しても面白い。

③「クレーム」を社会や企業の変化を促すツールだと考える。

契約が成立すると、当事者は互いに契約で決まったことを履行するが、相手が契約を守らない(不良品や注文したものではないものが来たなどの)ときは、契約の履行を求め、契約を守らないことによって損害を受けた時は、その賠償も請求することができる。その行為を一般的に「クレーム」と表現するが、あまり良いイメージはわかない。しかし、このクレームは企業側のよりよいサービス、よりよい製品の提供へとステップアップする重要な行為であることを理解させる必要がある。

そのために、消費者の主体性と消費行動の社会的な側面に着目する「消費者市民社会」への参画を伝えたい。ただし、消費者は個々の特性を尊重し、考え方の違いを認め合うものであって、決して特定の考え方を一方的に押し付けるものではなく、新聞記事(土下座をさせて、画像をインターネットに配信した出来事)にあるように間違った行動をとってしまうと、真意が伝わらない点も併せて伝えなくてはならない。







		1		1	ו		
	1	C	1	[			
	ľ	L	ı	-	١		

# 「消費者問題と契約」~市場経済とのかかわりから考える

# 「市場経済と契約社会」

◎休日の一日を振り返ってみよう

18時	
1 7	
1 6	
1 5	
1.4	
1 3	
1 2	
1 1	
1 0	
6	
∞	

我々の生活と"契約"はとても身近な存在

辞書:対立する複数の意思表示の合致によって成立する法律行	贈与・売買・交換・貸借・請負・雇用などがその例
」の意味	

剩

クイス(j) 電話で「買いきす」「あいがとうございきす」と交わした口約束でも、「契約」 は成立する。 自分の答え Oか×か?

え 商品を受け取った つ 金銭を支払った クイス(D) 買い物をしました。「契約」はいつ成立するの? こを指をした 自分の答え あ 申込をした

### ◎「経済」の原則 - 16 -

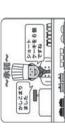
財・サービスの生産から消費にいたる社会的な仕組みのこと

	=財・サービス・貨幣など	を交換する仕組み!	) が発生!!
_ くれぞれの(d		7	買った者の(f
(b )(生産の主体)	(c ) (消費の主体)	:(財政活動・調整)	)、買った
経済主体:(b	) ( C	政府(	売った者の(e

# ◎"契約"に関する基礎知識

の合致で成立







	いったん成立すると特別な場合を除き一方的にやめることはできない	相手が同音すれば(; )できるが違約令等が発生する
(h	たんぼ	が同音
+	7	相手7
約束	II	

⇑

# ◎契約から生じる権利と義務

・消費者の視点から

)をする義務 ⇒ 商品等を適切に受け取る権利 [買った者の権利] [買った者の義務]

企業の視点から

代金等を適切に受け取る権利 ⇑ [売った者の権利]

考察してみよう  $\uparrow$ [売った者の義務]

例) おせち料理の場合

チラシの写真・宣伝文句と実物が異なっていた

あなたならどうする??

何が問題??

しいのイメージか 注文したのに

E)

それが履行されないと・・・

)義務

)義務

異議・苦情。 当然の権利を要求する、請求する、主張すること。 どこに問題が有り、何をどうして欲しいのかしっかり主張することが必要!

に影響を与える

※お互いに義務が発生するが、それを履行しない場合:国家権力 (司法) の助けを得て

) の違いがある場合は取り消しや無効が可能になる。 ⇒ かん違い・詐欺・脅迫など しかし、(0

⇒ 未成年による契約など

※消費者と企業との間の情報の質や量、交渉力には格差が!!

) (2000年)]: 事業者の不当な方法による契約を取り消し、無効に。 不実告知/断定的な判断/不利益事実の不告知/不退去/監禁 など

を規定し、消費者を保護している。

### Ⅲ 授業実践例 — 家庭科①

高等学校家庭科「家庭基礎」学習指導案

1 題材名 これからの食生活と環境「食生活と環境」

### 2 題材設定の理由

### (1) 生徒観

普通科1年

本校は意欲的に学習に取り組んでいる生徒が多い。しかし生活経験が乏しく、食生活の管理は保護者に頼りきりであるのが実情である。学校で学んだ栄養や食品の知識についても、どのように自分の生活に反映したらよいのかが理解しきれず、実際に生かせていない様子が見られる。

### (2) 題材観

小・中学校を通して環境に配慮した行動の大切さは学んできているが、日常の食生活が環境に影響を与えていることを普段の生活の中では実感できずにいる。授業での学びを日常生活に生かすため調理実習を複数回行い、生徒は楽しそうに実習をしているが、基本的な調理技術が十分に身についていないために食材や水等の資源の無駄使いが目立つ。具体的な事例を通して、食料の安定供給や環境面を配慮した食生活を実践できる知識と技術を身につけさせたい。

### (3) 指導観

学習内容をできるだけ身近な事柄と関連づけ、生徒が自身の問題として捉えることができるよう、視聴覚教材や食品カードを活用しながら学習を進める。持続可能な社会をつくるために一消費者として何ができるか、食の面から考え実際の行動に結びつけたい。多くの資料を活用し、適切に情報を読み解く能力も育成したい。

### 3 指導目標

- ・日本の食料事情の問題点を理解し、自分自身の問題として捉える姿勢を身に付けさせる。
- ・食料自給率の低下による問題点を食料の安定供給という面からだけでなく、地球規模の環境問題として理解し、自分たちができることを考えさせる。

### 4 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
安全や環境に配慮し	日本の食環境につい	資源、エネルギーに配	現在の食料事情を知
た食生活に関心を持	て思考を深めている。	慮した食品の購入、調	り、社会的な問題とも
ち、意欲を持って学習	環境に配慮した食生	理、保存などができ	かかわる食生活の問
活動に取り組んでい	活の在り方について	る。	題点を理解している。
る。	考え、まとめたり発表		
	したりしている。		

### 5 指導と評価の計画(2時間扱い) ○・・・本時

学習項目	時間	学習内容	関心・意欲・ 態度	思考·判断· 表現	技能	知識・理解
日本と世 界の食料 生産	1	・食料自給率 ・世界の食料事情		食のつま発しいと表でいる。		食生活を環じ を を 変 の 現 が る に 状 て を れ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
食生活と 環境	1	<ul><li>・食品ロス</li><li>・フードマイレ</li><li>ージ</li><li>・地産地消、旬産</li><li>旬消</li><li>・日本型食生活</li></ul>	安全感に食生活のでは、また、また。	自活り慮活にえりるの振境に在いと表のに食りてめで、発ののでまる。		

### 6 本時の学習指導

- (1)題材名 「食生活と環境」
- (2) 本時の指導目標

食生活の環境への影響を理解し、環境を守る食生活が実践できる知識と技術を学ぶ。

(3) 本時の展開 (2/2時間)

			· · ·	
	学習内容	時間	学習活動	指導の留意点 (指導と評価の工夫) ○は評価
導入	本時の内容確認	5	・前時の内容を復習する・本時の内容を確認する	・日本の食料自給率低下の現状と、世界の食料事情について思い出させる ・毎日きちんと食事ができる保障をつくっていくための方策について学ぶ
展開	環境を守る食生活のために	25	①無駄な生ごみをなくす →賞味期限と消費期限、食品ロス、フードバンク、エコクッキング ②地産地消を心がける →フードマイレージ ③旬産旬消を心がける →食品の旬、栄養成分の比較 ④和食を食べる	・過去の調理実習で、だしをとった後の昆布や、鰯の中骨を活用した調理について思い出させる・食料問題と環境問題は密接に結びついていることを事例を基に説明する・県内で生産量の多い食材を紹介する・食品カードを使い視覚で確認しながら説明する ・農林水産省主導の運動「FOOD ACTION NIPPON」を紹介する ○消費者の行動が社会に与える影響
	食料自給率に ついての基礎 知識	10	→日本型食生活の見直し、 米粉の消費拡大 ・今まで学習した知識を確認 する問題を解く	について思考を深めている。 【思考・判断・表現】 ・補足しながら解説をし、知識の定着 を図る ・食生活と環境とのつながりについて 考えさせる

	本時のまとめ	10	・食の安全を守るために消費者ができることについて、自	○安全や環境に配慮した食生活に関 心を持っている
			分の考えを書く	【関心・意欲・態度】 ・自分たちの食行動が環境に与える影
まと			- - ・	響についていろいろな観点から考え
X			・「気づき」「考える」こと、	させる ・消費することは意志決定することで
			そして「行動に移す」ことの 大切さを確認する	あり、消費者の倫理的な消費が食の安   全性、食料自給率増加に繋がっていく
				ことを助言する

### 7 他教科との連携のポイント

(1)消費者教育の重点領域 消費者市民社会の構築 消費がもつ影響力の理解、持続可能な消費の実践、消費者の参画・協働

(2) 他教科との連携のポイント



### 公 民 情 報

- ・産業構造や経済環境の変化で、農業が抱えている問題について扱うことができる。具体的には、次のような問題があげられる。
- ・他国と比較して、特に先進国の中でも低い水準である「食料自給率」を踏まえ、日本の農業の体質強化が課題とされている。企業の農業への参入、食品偽装など食の安全性に関わる問題、トレーサビリティ・システムや地産地消の運動、さらに時事問題としてTPPなどの話題にも触れる事ができる。
- ・情報の収集や加工を目的に、食品自給率について、元となる「食料需給表」(農林水産省のWebページ)などのデータを用いて加工し、比較する。
- ・農林水産業が提供している「クッキング自給率 (料理自給率計算ソフト)」などを活用する。

### 8 具体的な展開

前時「日本と世界の食料生産」の流れ

本当に安全でおいしい食事とは?

(1) 日本の食料自給率の現状と特徴

日本の食料自給率は39%、先進国の中でも最低の水準である。食料自給率が低いと世界的な異常気象などで食料生産が不足した場合、十分な食料を確保できなくなる恐れがある。

(2)世界の食糧事情(ハンガーマップより)

日本のように食料自給率が低くても食べ物があふれている国がある一方、深刻な食料不足 に直面している国もある。全世界で食料は不足しておらず、資源の分配の不平等が問題視さ れている。

### 本時「食生活と環境」の流れ

(1) 環境を守る食生活のために

調理実習で行っている、環境に配慮した調理や後片付けの工夫点は?

食料自給率の低下を食い止め、毎日きちんと食事ができる保障をつくっていくために、普段の生活でできることを考える。

### ①無駄な生ごみをなくす

→食品ロス、エコクッキング

例:いわしのつみれ汁の調理実習(事前に学習済)でのエコクッキング いわしの中骨は軽く塩をする。だしを取った後の昆布はしょうゆをからめ、七味唐辛子 を振りかける。オーブンでカリカリになるまで焼く。

### 【事前に行った調理実習の生徒の感想】

- ・中骨を焼いたせんべいも昆布も意外においしかった。
- ・今まで捨てていたものも、工夫すると食べられることが分かった。これからもいろいろなものに感謝して、食べたい。

### ②地産地消を心がける

- →生産者の顔が見える農産物、フードマイレージ
- ・「フードマイレージ」とは、食べ物が運ばれてくる距離に、運ばれてた量をかけあわせた指標のこと。食べ物の移動する距離が長ければ長いほど、消費エネルギーと排出される CO<sub>2</sub> は増加する。国産品の消費が増えることで地球環境の保全にも貢献できる。
- ・埼玉県の農業産出額全国第1位(平成24年度)…さといも、こまつな(農林水産省 生産 農業所得統計より)

### ③旬産旬消を心がける

- →食品の旬、季節による栄養成分の比較
- ・ほうれん草100g中あたりのビタミンC…夏採り20mg、冬採り60mg(五訂増補 日本食品標準成分表より)

### ④和食を食べる

食料自給率の低下の原因として、欧米型の食事(小麦粉や肉、乳製品の利用)が進み、米の消費量の減少したことなどが、食生活の大幅な変化が背景にあるといわれている。

- →日本型食生活の見直し、米や米粉の消費拡大に向けた取り組みの紹介
- (2) FOOD ACTION NIPPON HP (<a href="http://www.syokuryo.jp/index.html">http://www.syokuryo.jp/index.html</a>) 「食料自給率 アップのためのチェック・シート」より引用した問題に取り組む。
  - →予想欄と正解欄を設けることで、後で振り返りができるように工夫した。
- (3) 食の安全を守るために、自分達消費者ができることは何かを考え、発表する。

### 【生徒の感想】

- ・食について関心を持ち、地産地消を心がけたり残さず食べるなど、できることからやってみることが大切だと思う。また、食事も和食中心にすることで、自給率と私たちの健康増進にもつながると思う。少しのことの積み重ねで変われると思うので、実践したい。
- ・食事の無駄を作らない。食べ物を残さず食べ、調理実習でやったように、魚の骨まで食べるなど、普段捨ててしまうものも工夫しておいしく食べる。食べ物のルートを知るなど、興味関心を持っていたい。
- ・食料自給率について、今まで全く危機感を持っていなかったのですが、すごく重大なことだ なと思った。これからはもっと気にしていきたい。

家庭基礎	
DIII	

梅 凝

**开**名

食生活を環境 P97、113

皿

1. 環境を守る食生活のために

 $\Theta$ 

食料の無駄をなくすことで、輸入しなければならない食料は減る。 現在の日本は、食料を大量に輸入して、大量に廃棄している。



外国産より国産、国産より近隣地域産を買うことで地域農業の活性化にもなる。 フードケイレージの観点からも大切なことである。

(m)



温室などの温度管理などにかかる費用も少なくてすむので環境にも優しい。

4

土地に適した和食の食材の方が食料自給率が高い。

食料自給率低下の大きな原因は食の西洋化といわれている。(全て国産で自給できる米の 消費量が減り、餌も含めて輸入に頼る部分が大きい肉類の消費量が増えている) パンやパスタの代わりに米を食べるだけでも食料自給率は上昇する。

2. 食料自給率についての基礎知識 ~いくつ分かるだろう?~

① 食料自給率とは?

A:自国で作られている食料の割合のこと

B:自国に貯えられている食料の割合のこと

C: 自国で食べられた食料の割合のこと

② わが国の食料自給率は何%?

C:80% B:39% A:60%

開開

多数

FOOD

正解

多档

- 21 -

③ 食料自給率が低くなった要因で間違えているのは?

A:食べているものが昔と比べて変わったから

田翻

多档

B:日本で作る食べものの量が減っているから

C:お米の消費量が増えたから

栄養バランスの点で理想的とされる食生活は? 4

A: 肉中心の外国型食生活

正額

子禮

B:低カロリーなダイエット食品

C:米中心の日本型食生活

⑤ 農業資源を有効活用する目的として間違えているものは?

A:技術と意欲を有する農業経営者を育てる

B:縮小した農業資源に対し、限られた人材のみで営む

正解

影形

C:農業者の声に耳を傾ける

◎ 1日1人あたりに対し、食べられるのに捨てられている食品の量は?

A:おにぎり1~2個分

B:おにぎり5~6個分

C: おにぎり10~12個分

正解 多额

⑦ 食料自給率アップと共によくなると考えられるものに対して間違えているのは?

A:私たちの健康増進

B:肥満や生活習慣病

C: ふるさと・農村の活性化

型型 影形

⑧ 食料の安定供給として、国の仕事で間違えているのは?

A:国内農業資源の確保

B:輸入食料の安定供給

C:主食用穀物の消費量増加

正類 影響

③ 食料自給率アップにつながらないのは?

A:ダイエットのために、ごはんの量を減らす

B:食品廃棄物を家畜のえさとして活用する

C:米を活用した米粉パンの普及を図る

正類 影響

食の安全を守るために、私達消費者ができることは何だろう?自分の言葉で書いてみよう。

### Ⅲ 授業実践例 — 家庭科②

### 高等学校家庭科「家庭基礎」学習指導案

1 題材名 消費が持つ影響力を理解しよう「チョコレートから見えるもの」

### 2 題材設定の理由

### (1) 生徒観

普通科1年

本校は学習意欲の高い真面目な生徒が多く、授業にも熱心に取り組んでいる。家庭生活においては保護者に頼りきりで、生活体験や消費・経済に関する知識に乏しい印象がある。また、自らが消費者として社会に影響を与えている存在であるという意識は薄い。

### (2) 題材観

高校生は毎日何かしらの消費行動を取っているが、適切な意思決定に基づいているとは言い難い。これから社会人となるにあたって、悪質商法を含む消費者被害に遭わないための対策法や対処の仕方について学ぶことも大切だが、倫理、社会、経済、環境面を考慮して選択を行う個人である消費者市民としての能力を身につけることも重要であると考え、本題材を設定した。

### (3) 指導観

扱う規模が大きいため他人事とならないよう、高校生にとって身近な食品であるチョコレートを切り口に学習を展開させる。商品の選択を通して、自らの消費行動が社会や環境に影響を与えることを理解し、消費者として適切な意思決定に基づいて行動できる力を身につけさせたい。また、消費について考えることを通して今後の生き方について考えることへもつなげていきたい。

### 3 指導目標

自ら進んで情報収集し、適切な意思決定に基づいて消費行動を取ることが消費者の責任であり、権利を行使することにつながることを理解させ、積極的に社会に参加しようという意欲と態度を育成する。

### 4 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
社会や環境を考えた	消費者の権利の主体	消費者市民として責	社会の変化に伴う消
消費行動を取ること	としての意識をもち、	任を持った行動がで	費構造の多様化を踏
に関心を持ち、意欲を	自ら進んで課題を見	きるために必要な、実	まえた上で、消費者の
持って学習活動に取	いだし、その解決を目	践行動力を身につけ	権利と責任について
り組んでいる。	指して思考を深めて	ている。	理解している。
	いる。		

### 5 指導と評価の計画(4時間扱い) ○・・・本時

学習項目	時 間	学習内容	関心・意欲・ 態度	思考・判断・ 表現	技能	知識・理解
チョコレ ートから 見えるも の	1)	・チョコレート の原材料と生産・ 消費 ・児童労働 ・フェアトレード	商品の生産の現状や課題に気づく。			商をら動環をとてのし消社にえ理、費会影る解といる。
おいしい チョコレ ートの真 実	1	・カカオ生産国と 消費国の生活・カカオの価格変動による生活への影響	事例に関が、一に関が、一のででででである。	生産者の、生産者の、生産の背景を知り、生産の背景をある。		
消費者の 権利と責 任	2	・消費者の権利と 責任 ・私達ができるこ とを考えよう ・適切な意思決定 と消費行動	消費とよう とよう を が あ き る え き が を き る る え き が る え き る る え る る え る る る る る る る る る る る	消費を理 が力に が力に が力に がか は会、 できる にできる。	消費者とし る行動を る、具体的 行動に移 る。	消費者の権利と責任について理解している。

### 6 本時の学習指導

- (1)題材名 「チョコレートから見えるもの」
- (2) 本時の指導目標
  - ・普段食べているものがどのように生産されているのかを理解し、自分達の生活と世界の 関わりを知る。
  - ・商品の選択を通して、自らの消費行動が社会や環境に影響を与えることを理解する。
- (3) 本時の展開 (1/4時間)

	学習内容	時間	学習活動	指導の留意点 (指導と評価の工夫) ○は評価
導入	本時の内容確認	3	・商品の選択基準を考える・本時の内容を確認する	・2種類のチョコレートを提示し、 どちらを選ぶか考えさせる ・普段何を基準に商品を選択してい るか、食べ物がどのようにして生 産・製造されているか、考えさせる
展開	チョコレート の原材料と生産・消費	7	・チョコレートの原材料や生産・消費に関するクイズに答える ・カカオ豆の生産が西アフリカを初めとする熱帯地域の開発途上国に集中している一方、消費は先進国に偏っていることに気づく	・チョコレートの原材料であるカカオ豆に関する問題を出題し、写真や実物を提示しながら説明する ・生産国と消費国、先進国と開発途上国の対等ではない関係性に目を向けさせる ・具体的な数字を挙げて説明する

	児童労働	23	・児童労働の実態を知る ・安い商品が作り手の犠牲の 上に成り立っていることに気 づく	・子どもの権利について思い出させる ・フジテレビ「世界がもし 100 人の 村だったら ディレクターズエディ ション」DVD視聴 ○チョコレートの生産の現状や課題
	フェアトレード	10	・フェアトレードについて理 解する	に気づく 【関心・意欲・態度】 ・フェアトレードの定義や基準を説 明し、認証ラベルがついた製品を提示する ・適切な意志決定に基づき消費行動 を取ることが、生産者の生活改善に つながり、世界を変えていく力になることに触れる
まとめ	本時のまとめ	7	<ul><li>・フェアトレードチョコレートを味わう</li><li>・賢い消費者の商品選択の基準は何か考える</li><li>・プリントを提出する</li></ul>	・普段食べているチョコレートとの 違いがあるか考えさせる ・自分の経済力に見合った生活の中 で、安さだけでない商品の選択の仕 方があることに触れ、賢い消費者と は何かを考えさせる 〇商品の選択を通して、自らの消費 行動が社会や環境に影響を与えるこ とを理解している 【知識・理解】

### 7 他教科との連携のポイント

(1)消費者教育の重点領域 消費者市民社会の構築 消費がもつ影響力の理解、持続可能な消費の実践、消費者の参画・協働

### (2) 他教科との連携のポイント



### 公 民

- ・国際経済がかかえる経済格差の問題として南北 問題が取り上げられるが、植民地としての歴史的 背景やモノカルチャー経済の矛盾など、構造的な 側面から扱う。
- ・児童労働の問題について子どもの権利と関連させて扱う。
- ・経済格差の是正に向けた取組として、国家による ODA、NGO による開発援助、さらに消費者の立場からフェアトレードなど、それらを有機的に結びつけることの重要性を理解させる。
- ・国際的な正義のあり方をロールズやセンの理論 から考察し、持続可能な国際社会に向けてどのよ うな実践が考えられるか考察させる。

情 報

・インターネットを活用し、フェアトレー ド商品について、具体的な商品を調査させ る。

### 8 具体的な展開

消費者は守られるだけの存在ではなく、行動を通してよりよい社会を築いていく存在である。 生活に密着したことから考えさせ、生徒が社会とかかわりを持ち行動を起こすことを前提に授業を展開した。

|1時間目(本時)|「チョコレートから見えるもの」・・・問題点に気づかせる

①同じ形状の2種類のチョコレートを 提示し、どちらを選ぶか考えさせる ②カカオ豆を実際に手に取り、チョコレー トについて生産・消費の面から考える

一般的な商品フェアトレード商品88円118円

多くの生徒はこちらを選ぶ

- いつも食べている
- おいしい <u>・値段が安い</u>

なぜか?中身 について考え

ていこう

③一生ガーナのカカオ農園で働き続ける 兄弟が登場するDVDを視聴し、チョ コレートの生産に児童労働が関与して いる現状を考える。

### ④フェアトレードの存在を知る 公正な取引の元で生産されたフェアトレード商品を選ぶ日々の消費行動が社会 を変える力になることを確認する。

### 【生徒の感想】

2人の兄弟を見ていて胸が痛くなり、チョコレート を食べるのをためらうようになりそう。 甘いチョコの裏には甘くない現実があった。

子どもの権利とは?

なぜこんなにも自分達と格差があるのか?



2時間目「おいしいチョコレートの真実」・・・考える

特定非営利活動法人ACE\*の開発した教材を使用し、グループワークを行う。ガーナと日本の家族の生活を疑似体験し、児童労働の原因を考える。

【生徒の感想】国によって大きな差があり、同じ国内でも格差がある。会社の経営はガーナの児童労働で成り立っていることに気づいた。お金の裏に犠牲があるのはあってはならないと思った。

※特定非営利活動法人ACE http://acejapan.org/

|3・4時間目|「消費者の権利と責任」・・・実行する

消費者の権利と責任を学んだ後、児童労働のない世界を作るために自分たちでできることを考え、具体的に行動に移す。

### 【実際に生徒が起こした行動】

- フェアトレードのチョコレートを買う
- ・児童労働について知識をつけた上で、新聞に投書する…①
- ・近隣の店舗にフェアトレード商品を置いてもらうようにお願いする
- ・フェアトレードのチョコレートを作ってほしいと、企業に手紙を送る…②

ぬ

国

人の

子に

支援

### 行動例①新聞への投書

### 行動例②企業に手紙を送

高校生 古屋 戦16 (埼玉県川口市) 高校生 古屋 戦16 (埼玉県川口市) と見なさんは、フェアトレ を見ました。ガーナでは、1 と口にと耳にしたことがある人も 小さい子供が、カカオの実がある人も 小さい子供が、カカオの実があると いと思いませんか。そのた音立を支援する運動のこと かに、私たちができる、身直立を支援する運動のこと めに、私たちができる、身自立を支援する運動のこと めに、私たちができる、身自立を支援する運動のこと めに、私たちができる、身自立を支援する運動のこと かに、私たちができる、身間が多いです。 しているのでは、フェアです。 しているのでは、フェアです。 しているのでは、以前、家庭科の規模、です。私たちができる、身間が多いで、カカオの原産国がもといるのでは、以前、家庭科の規模、です。私によりでは、以前、家庭科の規模、です。私によりでは、以前、家庭科の表によりでは、大きないるのでは、カオスのでは、大きないるのでは、大きないるのでは、大きないるのでは、大きないるのでは、大きないるのでは、大きないる。

拝啓いったおいしいチョコレートを作ってくださり、ありがとうございます。 私達は、学校で児童労働のことを学びまいた。小さい子どもたちが別残もごさずに懸命に働いている様子をピデオでけて、チョコレートの原料カカオの生産にも子どもの労働が使われていることを知りました。御社でも扱っているチョコレート製品の原材料に子どもの労働が使われているかどうか調べていただけますでしょうか。また、フェアトレードのチョコレートを作っていただきたいのですがその方針はありますでしょうか。私が児童労働や、フェアトレードを知らなかったように、このことを知らない人はたくてんいると思います。私は御社の商品が大好きです。

### 平成25年11月13日付毎日新聞朝刊に掲載(毎日新聞社許諾済み)

企業に送った手紙は全て返信が来て、その後の授業で読み解いた。日本でフェアトレード商品を販売することの難しさを感じながらも、何らかの形で児童労働について考え活動をしている会社の姿勢に一縷の望みを感じ、だからこそ消費者が声を上げて行動に移すことが大切であると考えた生徒が多くいた。

### 【4時間の授業を終えての生徒の感想】

- ・私たちが行動することで、世界を変えていくことができるのだと希望を持つことができた。 また、一つの問題(児童労働)を解決するには、周りがフォロー(行動)するべきだと改めて 思った。学んだことをこれで終わらせずにいたい。
- ・今まで、会社に手紙などを出したことはなかったので、どのような返事が返ってくるか楽しみだった。よく知っている大きな会社が、私たちの考えたことについてこんなにしっかり返事をくれるということに驚いた。
- ・フェアトレードの認知度の低さに悲しくなったが、だからこそ知っている人が動いて、より よい社会を作ることができるのだと思った。自分にできることをやっていきたい。消費者の責 任をきちんと果たしたい。





家庭基礎

**开**名 妝 淵 1年

チョコレートから見えるもの

四

「あるとは、何を基準に選んでいますか?」

# 1. チョコレートの原材料と生産・消費

① 原材料 (食品表示例)

植物油(大豆含む)、ココアバター、乳化剤(大豆由来)、香料 名称:チョコレート 原材料名:砂糖、カカオマス、全粉乳、 内容量:48g (12粒)

賞味期限:枠外左側面に記載 保存方法:直射日光、高温多湿 を避けて28℃以下で保存してください

販売者:○○株式会社 埼玉県さいたま市東区△1−1−1

② 牛産国

)であり、世界の約(1 ・カカオ豆が最も多く作られているのは (ア 生産している。

%≪√

・カカオ豆の生産地域に共通することは、(ウ

)に属することだめる。

- ・カカオ豆をチョコレートに加工し消費するのは(\*
- )枚分のチョコレートを食べている ・日本人は年間1人当たり (\*

※板チョコ 1 枚 55g として計算

<sub>₩</sub>) =

カカオの生産地と消費地



カカオ生産地

カカオ消費地 

森永 Cacao fun

### 児童労働

- ・児童労働とは、子どもの健康、精神面、社会的発達に害を与え、教育の機会を奪う労働や、法 律で禁止されている18歳未満の危険・有害な労働をさす。
- ) の子どもが児童労働をしている。 =世界の子どもの (" 世界では(\*
- ) が児童労働で働いている! \*2013 年ILO 発表
- ・カカオ豆はアフリカの国にとって、先進国に売ることのできる数少ない(ケ
- ) 第32条には、経済的搾取・有害な労働からの保護が であり、それだけ価格競争が厳しいため、生産コストを抑えようと安い労働力を使う。
- 子どもの権利としてうたわれている。

2013年 地域別児童労働 (5~17歳)

[SF DVDより・・・働く子どもたちの思いは?



されたくないこと してほしいこと したいこと ほしいもの

### 国際労働機関(IL0)

# 3. 7±7 hV-F

)ともいう。開発途上国の生産品を、現地生産 取引する仕組みのこと。途上国の貧困解消や生産者の自立を図ることにもつながる。 者の生活支援や環境保護なども配慮した適正な価格で、(^ ・フェアトレードとは、(\*

例えば…・人権・・・立場の弱い人々(女性や子どもたち)の人権を守る

・労働条件・・・労働に見合った賃金を支払う

・環境への配慮・・・農薬を使わないなど、環境に配慮した生産方法

\*売買代金とは別に、プレミアムという生産地域の社会発展に使われる奨励金も支払われる

# 国際フェアトレード認証ラベル

※このラベルは、原料が生産されてから完 成品となる全過程で、国際フェアトレード 基準が守られた製品に貼付されている



・フェアトレードは、(^

) という日々の私たちの消費行 動があって初めて成り立つ。安さだけを求めない私たちの選択は、社会を変える力にもなる。

### 授業の慰想

### Ⅲ 授業実践例 — 家庭科③

高等学校家庭科「家庭基礎」学習指導案

1 題材名 食生活の安全と衛生「食品の表示と選択」

### 2 題材設定の理由

### (1) 生徒観

普通科1年

生徒は部活に勉学に意欲的に取り組んでいる。運動部で活躍する生徒が多いため、食事や健康に関して興味関心を持つ生徒の割合が高い。しかし、その反面メディアや広告等に影響されることも多く、安全性や衛生の面から食品を選択し購入する生徒は少ない。

### (2) 題材観

補食や水分補給として菓子パンや清涼飲料水を多量に摂取している生徒が多く見受けられるが、安価なものやテレビコマーシャル等のメディア露出の多い加工食品を購入していることが多い。食品表示から内容を理解し適正な判断をすることが重要であると考え、本題材を設定した。

### (3) 指導観

各家庭で使用頻度の高い調味料や生徒が日頃比較的購入することの多い加工食品を題材として取り上げ、生徒同士が互いに意見交換をしながら主体的に表示を理解できるようにしたい。また生徒が自ら様々な事実に気づき、健康な食生活とは何かを考え、今後の消費行動に役立たせたい。

### 3 指導目標

- ・安全で健康な食生活を営むには適切な食品選択が大切であることを知り、食品選択の ポイントや食品表示の見方を理解させる。
- ・食品衛生の観点から、食中毒の種類と原因を知り、予防方法や適切な保存方法を理解 させる。

### 4 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
健康や安全に配慮し	食品の安全性につい	健康や安全に配慮し	食品の安全性にかか
た食生活について考	て思考を深めてい	た食品選択ができ	わる問題点などを通
えようとしている。	る。	る。	して食生活と健康等
			の関連を理解してい
			る。

### 5 指導と評価の計画(2時間扱い) ○・・・本時

$\bigcirc$	•	•	本時

学習項	時	学習内容	関心・意欲・	思考・判断・	技能	知識・理解
目	間		態度	表現		
食品の表示と選択	1	・食品表示 の見方 ・加工食品 の選択	適切な食品を選択し、健康や安全に配慮したのである。			適切な食品の選択している。
食生活 の 衛生と 安全	1	・食中毒 の原因 ・適切な 予防法		食中毒を予防する方法を考えることができる。	各食品を適切に保存できる。	食中毒を予防する方法を理解している。

### 6 本時の学習指導

(1) 題材名 「食品の表示と選択」

(2) 本時の指導目標

食品表示の見方を理解し、適切な食品選択と消費行動ができるようにする。

### (3) 本時の展開 (1/2時間)

	T		T	
	学習内容	時間	学習活動	指導の留意点 (指導と評価の工夫)○は評価
	本時の内容確認	6	・実際の食品を選択する	・食パン, 清涼飲料水, 味噌それぞれ3 ~5種類を用意し、実際に手に取らせ、 1種類を選択させる
導入		4	・各食品を選んだ理由を発表する	・食品を選択した理由や気になる表示、 言葉をワークシートに書き込ませる ・生徒一人一人が、様々な理由で選択し
		2	・本時の内容を確認する	ていることに気づかせる ・本時は食品表示に着目し内容を理解し た上で、本時の学習課題を確認する
	食品表示の見 方	1 7	・食品表示を理解する	・該当する食品表示やマークをビデオカメラで提示しながら理解させる ・体調や持病によって、必要な表示が義 務づけられていることを知らせる
展開			・食品添加物の種類と用途を理解する	・5種類の栄養成分表示が義務付けられているものと任意のものを確認する ・種類、用途、多く含まれる食品を冊子 「食品表示ガイド」やワークシートを使って確認させる
	加工食品の選択	6 5	・もう一度実際の食品を選択する ・食品を選択した理由を発表する	○適切な食品を選択し、健康や安全に配慮した食品選択について考えている 【関心・意欲・態度】 ・食品表示を理解した上で、改めて選択 させる ・新たに気になった表示や成分をビデオ カメラで提示しながら補足説明する
まとめ	本時のまとめ	1 0	・ワークシートにま とめる ・グループ毎に意見 を発表する。	・今後の適切な食品の選択と食生活のかかわりについて考えをワークシートにまとめる。 ○適切な加工食品の選択方法を理解している 【知識・理解】

- 7 他教科との連携のポイント
- (1)消費者教育の重点領域商品等の安全

商品安全の理解と危険を回避する能力、トラブル対応能力

(2) 他教科との連携のポイント



### 公 民

- ・健康被害や食品表示偽装事件、無認可添加物混入事件など社会的事件や問題を通して消費者の安全を保障する JAS 法や食品衛生法などの法の意義と消費者の権利を学ぶ。
- ・食の安全性、食の信頼は企業の倫理観、行政の管理体制、消費者の問題意識などが複合的に関連していることを理解させ、多様な視点から問題を分析し、判断できる力をつけさせる。
- ・食品という身近な商品を購買する行動が、 企業の倫理態度や環境問題に影響を与える ことを踏まえ、グリーン・コンシューマー の視点も扱うことができる。

### 情 報

- ・「メディアリテラシー」や「情報の信ぴょう 性」の観点から、連携を図る。
- ・具体的には、この授業で扱った食品のCM やインターネット上の広告を閲覧させ、ど のような印象を受けるかをグループで話し 合わせる。
- ・広告の効果を発表し合い、自分たちの商品 の選択に広告が影響をしていることを理解 させる。

### 8 具体的な展開

### ① 実際の食品を選択して消費行動を見直す工夫

### Before 日頃の消費行動から課題を発見

目頃、何に着目して食品を選択しているか 意識させるために、実際の食品の中から選択を させることにした。改めて各食品を選択した時 に、果たしてその選択は適切だったのか、また、 どのような知識を得ることで、「安全で健康的な 食品を選択できるのかを知りたい。」という意欲 や関心を持てるように工夫した。



### After 学習後に再び食品を選択する

食品表示について、基礎的な知識を得た上で 再び同じ食品の中から選択した場合に選択理由 がどう変化したかわかるようにした。

### Before 購入理由 (例)

### 食パン

- ·CM でよく見るから ·安価だから
- 家の人がいつも買っているから

### 味 噌

- ・「減塩」「無添加」とパッケージに書いてある から
- だし入りだから

### 清涼飲料水

- ・CM が好きだから
- ・パッケージがかわいいから
- 「ミネラル」とパッケージに書いてあるから

### After 購入理由 (例)

### <u>食パ</u>ン

- ・余計なものが入っていないから
- マーガリンが入っていないから

### 味噌

- 無添加だがら
- ・有機 JAS マークが付いているから <u>清涼飲料水</u>
- ・人工甘味料が入っていないから
- ・色々な野菜が入っていて体に良さそうだから

### ② 視覚に訴える教材の工夫

- ・一人一冊「食品表示ガイドブック (全国食品安全自治ネットワーク)」を用意し、各食品を詳細に理解することができるようにした。
- ・ビデオカメラで表示を映し出し、選択した食品に 気になる成分がないか、安全性や健康面において 影響のあるものがないかを生徒自身に考えさせる ように工夫した。



### 生徒の感想 ~どのような食品選択をしていきたいか~

- 添加物が少ないものを選んでいきたいです。
- ・多少添加物が入っていても体にすぐに悪影響になるわけではなく、その食品に必要な理由があってのことだということがわかりました。
- ・価格のことも考えた上で、できれば添加物の少ないものを選んでいけるようにしようと思いました。
- ・できるだけ本当に必要なものしか含まれていない食品を選びたいですが、それは難しいと思いました。

と衛生(1)~	100
~食生活の安全と衛生①~	<u> </u>
家庭基礎	1

No.1

C 画出(C)	~加工食品編~	After
※解析院 は大石の女子の画士()	食品の表示と選択	Before

After	商品名	選んだ理由	$\                    $	⇒ 気になる表示や成分 (memo)	$\uparrow$		
Before ○食パン	商品名	選んだ理由		不明な表示や成分 (memo)			

			(0			
			(шеш			
			気になる表示や成分 (memo)			
	運用		さる表示			
商品名	選んだ理由		気にな			
		$\uparrow$	1	$\uparrow$		

(memo)			
5.や成分			
気になる表示や成分 (memo)			
 πix			
1	$\uparrow$		
l			

	商品名	選んだ理由		気になる表示や成分 (memo)				
			$\uparrow$	$\uparrow$	1			

不明な表示や成分 (memo)

〇清凉飲料水

選んだ理由

商品名

### 食品表示の見方

# 食品のマーク・アレルギー表示・栄養成分表示







### 消費期限と賞味期限

消費期限:製造後( )日以内に消費する食品に付けられる。(年月日で表示)

賞味期限:比較的日待ちが長い食品のおいしく食べられる期限。 ( )か月までは年月日、それ以上は ( )で表示

### 原材料名

# ○最低限必要な原材料は?

食パン	小麦粉・パン酵母 ( , など)・糖類 (砂糖など)
	油脂類 (バター, など)・塩
味噌	大豆・麹になるもの (米・麦・豆)・塩
お茶	茶葉
果汁飲料	果汁

## ○食品添加物クイズ

次の「用途名」にあてはまる「目的」と「代表的な成分」を選びましょう~

用途名	中味料	着色料	保存料	酸化防止剤	漂白剤
目的					
成分					

### [目的]

- A 食品の変色や油脂の酸化を防ぐ B 食品を着色する C 食品を漂白する D 食品のかびや微生物の発育を制御する E 食品に甘みを与える 【代表的な成分】

- キシリトール ステビア 甘草 アスパルテーム
- アントシアニン くちなし色素 カラメル ① ソルビン酸 安島香酸 Na
   ② VC エルソルビン酸
   ③ 亜硫酸 Na 次亜塩素酸 Na
   ④ サッカリン アスパルテーム
   ⑤ タール系色素 ピタミン B2 タール系色素 ビタミン B2

不明な表示や成分 (memo)

選んだ理由

商品名

〇味 囁

### Ⅲ 授業実践例 — 家庭科④

高等学校家庭科「家庭総合」学習指導案

1 題材名 生涯の生活設計「ライフステージと経済計画」

### 2 題材設定の理由

### (1) 生徒観

本校の生徒は、文武両道をかかげ部活と勉強に熱心に取り組み、進学者が多い。進学者の2分の1弱が奨学金を借りる状況である。

日本学生支援機構の発表によると、平成23年度中に返還すべき額4,738億3,632万円に対して、876億2,242万円が未返還となっており、延滞人数は33万603人である。大学卒業後、就職し奨学金を返済していくことが困難な社会状況でもある。近い将来、親から独立し働いて、奨学金を返済しながら自分の収入で生計を立てることができるよう自覚が必要である。

### (2) 題材観

1年生のはじめに「自分らしい生き方と家族」の分野で、家庭を営むライフサイクルと家族、生活を支える労働・家庭や地域での仕事などを学んだ。しかし、実際に自分の力で収入を確保し、家族を支え、長期的に安定した生活を営むことがどのようなことか、想像することは難しい。2年生のまとめとして、これから進路を選択するにあたり、将来経済的に自立することを目標にライフステージと経済計画を立てさせる。

### (3) 指導観

生徒が自身の問題として捉えられるよう、身近な事例として予約奨学金を例に経済設計を立てさせる。自分の進学や就職の準備、その先の結婚・子育て・住まい・老後の貯蓄等、長期的な資産・負債の計画と管理ができる力を育てる。また、長期計画としてどのような状況下におかれても、生活を立て直す力を身に付けられるよう、社会とかかわり生きる姿勢を育てる。

### 3 指導目標

- ・生活と社会とのかかわりについて理解させ、生涯を見通した自己の生活について主体 的に考え、経済の管理や計画の重要性について認識させる。
- ・自己のライフスタイルや将来の家庭生活と職業生活の在り方について考えさせるとと もに、生活資源を活用して生活を設計できるようにする。

### 4 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
生涯を見通した自己	消費生活についての	生活設計に必要な情	現在及び将来の生活
の生活設計について	課題解決を目指し、不	報を収集・整理するこ	設計のために必要な
関心を持ち、様々な社	測の事態にも柔軟に	とができる。	基礎的・基本的な知識
会的条件が大きく影	対応し、生涯を見通し		を身に付けている。
響することを視野に	た自己の生活設計に		
入れ、学習活動に取り	ついて考え工夫して		
組んでいる。	いる。		

### 5 指導と評価の計画(6時間扱い) ○・・・本時

学習 項目	時間	学習内容	関心・意欲・態 度	思考・判断・ 表現	技能	知識・理解
「 金 銭 啓発 セ ミ ナ ー」	2	家計管理の すすめ 未来 を 想像 よ う!	健全な実験できる。 家践がある。 な実験がある。 なまの、るおする。 をはました。 をといる。	自スにがったというが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	家生題の事集・と ののつ体をすで 経諸い的をすで をすで る。	家計と経済社 会とのかかわ りを理解して いる。
「フー経画」	2	生活 海源 と その活用 フレ カル 設計	消やのをたてえい番費消制持消のよる。をなる。とをしまる。	生涯自つなすのでは、したのでは、とこれがある。	生活要報をする。	自行支て生た重したかのとるを済をといるを変えを済性といる。見計をといるのは、しの解しの解した。
「リス クと生 活」	2	障が起えて り越えて 可能 がで がた で が が で も だ して	自ス活活ら対来によるのイ源のスタ資用、応のつうと生いとうがのまれてしる。のがおいる。	社会で問るではない。 で題をできません。 で題をできません。 をはいる。 は、たったいる。		

### 6 本時の学習指導

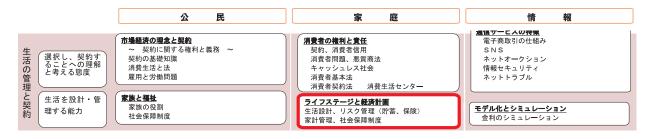
(1)題材名 「ライフステージと経済計画」

- (2) 本時の指導目標
- ・経済の管理や計画の重要性について認識させ、自己のライフスタイルや将来の家庭生活 と職業生活の在り方について考えさせ、生活を設計できるようにする。
- (3) 本時の展開 (3・4/6時間)

	学習内容	時 間	学習活動	指導の留意点 (指導と評価の工夫)○は評価
導	本時の内		・前時の学習内容の復習をする	・生涯を見通した生活における経
	容確認	10	・本時の内容を確認する	済の管理や計画の重要性を認識さ
入				せる
	生活資源		・今日の家計の特徴について、教	・生活と経済のつながりについて、
	とその活	4.0	育や医療、生活保障、税、奨学金	家計の構造や経済全体の仕組みを
	用	40	などの負担の拡大などについて	理解させる
			考える	・リスク管理の考え方を導入した
			・生涯賃金や働き方について、具	経済計画の重要性を認識させる
			体的な数値や計算例を通して経	
			済計画を立てる	

展開	ライフス タイルと 生活設計	35	・分担された役の家族について生活設計を考える ・グループで、それぞれの考えた ライフスタイルを発表し合い、課 題及び改善策を考える	・ライフスタイルの課題を探り、 実際の生活に置き換え、改善策を 考えさせる 〇将来の生活に向かって目標を立 て、自立した消費者としての行動 を考えようとしている 【関心・意欲・態度】
まとめ	本時のまとめ	15	・課題と改善策についてグループ ごとに発表する ・人生に関する多様な価値観や生 き方を取り上げ、人々が共に生き るための、社会や個人の在り方な どについて考える	・持続可能な社会を作り出すために、今できることを考えさせる ・次回の予告として、リスクをかかえながら、様々な生活条件を持った人たちが調和して生きる人生を想像させる 〇生涯を見通した経済計画の重要性を理解している 【知識・理解】

- 7 他教科との連携のポイント
- (1)消費者教育の重点領域生活の管理と契約生活を設計・管理する能力
- (2) 他教科との連携のポイント



### 公 民 情 報

- ・ライフステージと家庭の関係について、性 別役割分担を見直す働き方やワーク・ライ フ・バランスへの配慮などについて扱う。
- ・家事、育児、介護などの家庭内労働の在り 方を、男女平等と自己実現という観点から 考察させる。
- ・社会保障制度について歴史的な側面から解説し、他国の社会保障制度との比較をしながら、日本の社会保障制度(社会保険制度、社会福祉制度など)の現状と課題を理解するとともに、家庭、地域、国が相互に補い合うことの重要性にも触れる。
- ・コンピュータを活用した問題解決能力の育成を図ることをねらいとし、表計算ソフトウェアを活用し、生涯賃金や生活費について具体的な数値を用いて計算させる。
- ・また、生徒が直面する奨学金などを題材に、 利子の計算などのシミュレーションを行 う。

### 8 具体的な展開

前時に金融機関の金銭啓発教育担当者から、家計管理について2時間授業を行っていただいた。現在の生活資金にかかわる最新データを使い、1ヶ月の生活を試案した。本時は一生涯の費用を算出し、自己実現に向け「今、何をすべきか」考えさせた。

☆ 埼玉県立○○学校に通う生徒に向けて「家計管理セミナー」を開催しました。

生徒の皆さんに、楽しみながら未来を想像していただき、将来の夢や目標を叶える為の家計管理手法について一緒に考えました。参加された生徒からは「お金の大切さや家計管理の大変さが分かった」「自分の夢の実現の為に必要な資金が分かった」などの感想を頂きました。 (金融機関 ホームページより)

① 生涯を見通した自己の生活設計について関心を持ち、学習活動に取り組むワークシートの工夫。

『生活設計』シートを用意。4人グループで1家族を想定し、稼ぎ手とその家族を役割分担し、多様な価値観や生き方の中で上手く経済計画を立て、家族の夢の実現のために協力して生活するシミュレーションをさせた。附箋を用いイメージマップを作る。まずそれぞれの立場で夢を描く。その夢の実現にはどのくらい費用と年数が必要なのかを調べ、家族である班員に提示する。自分の考えを的確に伝え、相手の意見を受容し、4人が協力し互いを尊重し、何を第1と選択するか、よりよく賢く生活する方法を見出す。ワークシートに互いの意見を整理し、わかりやすくまとめ記入させた。

生徒の記入例(1)

収入:パイロット(父)

家族の夢:妻趣味、子供2人留学

老後:長男夫婦と海外で同居 感想:年収が多い職業なら大きな夢 を持てるが皆が出来る訳ではない。 (2) 収入:農家(夫)

夢:祖父母旅行三昧、妻都会に憧れ

リスク: 天災により農家が経営難になり、妻はますます都会を望む感想: 世の中には不安定な仕事があると、貯蓄の大切さを痛感した。

(3) 収入:公務員(母) 夢:祖母孫育て、父作家、子供 プロ野球選手になりたい

感想:最近、母が大黒柱の家庭 も増え、祖母と暮らせたら助け 合えて、お互い一石二鳥だ。

② 自己のライフスタイルや職業、地域の生活と関連付けて、生活上の課題を設定し、解決方法を考える。

グループごとにワークシートに描いた『生活設計』 を発表する。隣の家族の生き方を受け入れ、多様な価値観、職業観、経済観、環境やリスク等、様々な生活条件の中で、調和して生きることを学んだ。これからの時代を持続可能な社会として作り上げていくために、リスクを負っても屈せず、共に支え助け合いながら問題を解決していく能力や姿勢を身に付けさせた。前時において、金銭啓発セミナーを行い、将来の現実にかかる費用を把握しているのは、大きな成果である。



≪授業の感想≫・家族として演じてみて、それぞれいろいろやりたいことや生き方も違うけど、4人でどうにかまとめることができた。・今回、生活設計をやってみて自分の夢はとてもお金がかかることがわかりました。なので、今、勉強を頑張ってよい大学に行って、よい仕事に就けるようにして、将来の夢をかなえられるようにしたい。・実際の収入よりも出ていくお金のほうが大きいと思うから、日々の生活で節約とかやりたいことを我慢するとか、そういうことも大切なんだと思いました。・あらためてお金がかかることがわかった。両親には本当に感謝しきれない。・とにかく稼がなくては、子供たちに不自由なく生活をさせることは難しい。・自分も大量のお金を出してもらっているのでもっと頑張ろう。

**从** 梅 郑 2年 家族のライフステージをえがいてみよう [生活設計]

経済面の生活課題																						
家族関係における生活課題																						
自分自身の生活課題																						
	丰	期歳	*	湿	*		期歲	溆	*	?	09	緞	¥	粉	年 60	期歲	*	溆	*	逧	Ţ	赵

### Ⅲ 授業実践例 — 情報科①

高等学校情報科 「社会と情報」学習指導計画

1 題材名 「情報の活用と表現」

### 2 題材設定の理由

### (1) 生徒観

1学年の授業を想定している。基本的な情報のリテラシーは身についており、コンピュータの操作にも慣れてきた。2学期から Excel の学習をし、関数を使った計算を行えるようになった。

### (2) 題材観

情報化の進展によって、情報を主体的に活用できる能力が必要になってきている。情報に接する際には、情報の信ぴょう性を確認したうえで判断しなければならない。生徒は、情報機器を使いこなしているが、その機器から得られる情報をそのまま鵜呑みにしたり、またモラルに反した行動をすることもある。

消費者として安全に暮らし、消費生活情報を自らの判断で評価できるように、身近な問題から情報の活用について考察させたい。

### (3) 指導観

情報を伝達する手段であるメディアの特徴を理解することで、メディアリテラシーを 高め、情報の信ぴょう性を確認する。また、CMを制作することで、情報発信者が意図 的に情報を作り出していることを理解させる。

### 3 指導目標

- ・社会の急速な情報化の中で、情報化が与える「光」と「影」の部分について理解する。
- ・情報には発信者の意図があることを確認する。
- ・効果的に情報を伝える能力を身に付ける。
- ・消費者の視点でメディアの消費生活情報を主体的に判断し、活用できるようにする。

### 4 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
メディアの特性を踏	日常生活にある体験	情報をわかりやすく	情報社会における問
まえた上で、情報機	から、情報の信ぴょ	効率的に伝達するた	題を捉え、情報化が
器を操作し、情報を	う性について考え、	めに、情報とメディ	与える影響について
活用しようとしてい	情報を整理し、問題	アの特徴を踏まえ	理解している。
る。	解決に生かすことが	て、情報を活用する	
	できる。	ことができる。	

### 5 指導と評価の計画(9時間扱い) ○・・・本時

学習項目	時 間	学習内容	関心・意欲・ 態度	思考・判断・ 表現	技能	知識・理解
情報とメ ディアの 特徴(1)	1	・メディアの種 類とその特徴 について学ぶ	メよっ伝達に ない はい といい はい はい はい はい はい といい にい はい といい く。			

情報とメ ディアの 特徴(2) 情報の信 ぴょう性	2	・情報の多面性を学び、必要な情報を得るための能力を考える		情報を は、情報の は、 はなり はない はない はない はない はない はない はない はない はない はない		メディアの 特性を理解 している。
情報の表 現・伝達 の エ 夫 (1)	1	・広告の意義、 広告の受け取 り方、不当表示 を考える			広告から得 られる情報 を分析で ことがで る。	「景品表示 法」について 理解してい る。
情報の表 現・伝達 の エ 夫 (2)	2	<ul><li>ちらし広告を 作ろう</li></ul>		広告の意図 を考え、表明 することが できる。	消費者に必 要な情報と 伝えるこ ができる。	
情報の表 現・伝達 の エ 夫 (3)	1	CM の意図を学 ぶ	テレビ CM の 意図を理解 しようとし ている。		テレビの特 性を理解し、 その情報 分析するこ とができる。	
・情報 現・情報 の達 (4) ・情課 報題 モ の情 ル (1)	2	CM を作成する・まとめ		映像 学性 が 大 で で で で で で で で で の で で の で で れ の で で で に の で で に の で に の で に の で に の で に の に る に る に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	映像を編集 し、意図に沿 った CM を制 作すること ができる。	

### 6 本時の学習指導

(1)題材名 「情報の表現・伝達の工夫(4)・情報社会の課題と情報モラル(1)」

### (2) 本時の指導目標

メディアからの影響を考慮しつつ、自らが情報の発信者となる際に、情報を効果的に伝えるためにどのような方法が良いかを実践を通して理解する。

### (3) 本時の展開 (2/2 時間)

	学習内容	時間	学習活動	指導の留意点 (指導と評価の工夫)○は評価
導入	・前時の授業 内容の確認	5	<ul><li>・スライドを見ながら、前時の確認</li><li>・情報操作や情報の判断を 間違えた例を学ぶ</li></ul>	・前回学習したワークシートを 確認するよう促す
展開	<ul><li>・身近にあるメディア</li><li>・CM の影響の大きさ</li><li>・CM 制作のポイント及びテーマの説明</li></ul>	40	・スライドの内容をもとに ワークシート記入 ・CM を鑑賞し、製作者の 意図は何かを考え、ワーク シートに記入する ・情報の選択の仕方で、意 図的に情報を作り出せるこ とを確認する	・身近にあるメディアとその特徴を説明する ・TV の影響の大きさを説明する ・有名な CM を 2 本鑑賞し、その CM の意図を考えさせる ・テーマが相手に伝わるよう、 CM の作り方を工夫するよう指導する

展	・CM 制作実習		・動画編集ソフトを使用して、写真とコメントと曲を 組み合わせて、CM を作成 する	<ul><li>・テーマは、他の人には教えないように伝える</li><li>・適宜巡視しソフトウェアの操作が適切にできるよう指導する</li></ul>
開				・テーマについて必要な情報を収集し、適切に CM を作成しようと取組んでいるか確認する ○映像を編集し意図に沿った
	<ul><li>・相互に CM の 鑑賞、および印 象の確認</li></ul>		・CM から受けた印象をワークシートに記入し、相手 に伝える	CM を制作できる 【技能】 ○作品の相互評価を通して、映像メディアの特性を考え、適切な情報を作り出すことを考えている 【思考・判断・表現】
ま	・CM 制作のま	5	・ワークシートに感想を記	・制作した感想だけではなく、
と	とめ		入する	相互評価することで、理解でき
8				たことも記入する

### 7 他教科との連携のポイント

(1)消費者教育の重点領域 情報とメディア 情報の信頼性、信ぴょう性

(2) 他教科との連携のポイント



### 公 民 家 庭

- ・マスメディアによる情報操作や企業のコマーシャリズムといった問題を考察させ、情報の受け手としてメディア・リテラシーを身に付けることが重要であることを理解させる。
- ・また、コンピュータなどの情報技術の発展とインターネットの普及により、誰でも情報技術の恩恵を受けられる"ユビキタス社会"に生きているが、その一方で、コンピュータウィルスやプライバシーの侵害、知的財産権の侵害などの問題が生じることについても触れる。
- ・さらに、インターネットを通して誰もが発信者に なれることに注意を向けさせ、個人の情報に対す る倫理観(情報モラル)が強く求められているこ とを自覚させる。
- ・情報化社会の進展によりコミュニケーションの在 り方が変化している点についても触れることがで きる。
- ・家庭では、「食品表示」や「住宅物件情報」など具体的な事例を通して消費者問題が発生する背景に触れる。消費者として防止策を性能・価格・品質さらに環境等に関する様々な項目を鑑みて比較検討するとともに、批判的な思考に基づいた主体的な意思決定力を身に付けさせる。
- ・消費者が適切な情報リテラシー意識を持つことで、メディアの意識 も変わることを認識させ、自立し た消費者を目指す重要性を学ぶ。

### 8 具体的な展開

①情報を受信するだけではなく、発信することでより消費者として情報を批判的に受け 取る態度を養う。

広告を読み解くだけではなく、自らが広告をつくることで、広告にある情報の意図を 批判的に読み解く態度を育成し、また、相手に情報を正しく伝える技術を身に付けるよ う指導を工夫した。

### 〈授業の振り返りシート〉

- ◎相手に伝える際に気を付けることは何か?
- ・正しいことを伝えるためには、様々な角度から見て、色々な情報を集めて「正しい」 情報を整理する。
- 根拠のあることを伝える。
- ・自分が「正しい」と思っていても、違う意見があるということを頭に入れておく。
- ・相手に押し付けない。相手には相手の考えがあるというのも認識しておく。

元になるちらし広告を生徒が編集し、新しく広告を作成した。









「情報を正しく伝えるための工夫」と「景品表示法」の両方を 学習しながら、ちらし広告作り を進めることができた。

②CMのテーマを複数準備することで、お互いの CM を 批判的に受け取り、評価することができた。

全員同じテーマを準備すると鑑賞する際の観点が少なくなるが、一人ずつ違うテーマで制作し、相互鑑賞をすることで、CMのテーマを読み解く態度や、相手に伝えるためにどのような要素をCMに盛り込むべきか各自で考える学習を進めることができた。

### <CM のテーマ>

- ・クリスマスプレゼントの CM
- ・旅行・観光に行きたくなる CM(旅行先は各自で考えてよい)
- ・バレンタインの CM
- ・清涼飲料水(高校生をターゲットとしたもの)の CM



動画編集ソフトで作成したものを 相互に鑑賞して評価をする。



中間モニタを活用し、各自で作成したちらし広告から正しく効果的に情報を伝える方法を確認する。

### 社会と情報

### CM で情報の意図を伝える -情報の信ぴょう性を学ぶ-

◆情報は加工されている	
O人によって「 」情報は違う。 ⇒送り手の「 」で加工されている。	
<ul><li>○情報は正しいものばかりではない。</li><li>⇒情報に接するときは、</li><li>1)「 」で確認する。</li><li>2)「 」に判断する。</li></ul>	
◆CM のねらい イメージが大切。 「	
◆CM 制作 別紙プリント参照 自分の CM のテーマ	環境を 大切に!
相手のCMをみて・・・	
相手のテーマは何か?  イメージは伝わってきたか。CM の感想	

### Ⅲ 授業実践例 — 情報科②

高等学校情報科「社会と情報」学習指導案

- 1 題材名 表計算ソフトウエアの活用とデータ分析の手法
- 2 題材設定の理由
- (1) 生徒観

普通科1年

生徒は、授業に部活動に非常に意欲的に取り組む。家庭状況も安定していてアルバイトなどに頼ることなく生活することができる。一方で、将来(自分の進路)に関して深く考えている様子がなく、楽観的に考えている様にも見える。数年後自立して生活するために「お金」を稼がなければならないという発想にも至っていないように見える。

### (2) 題材観

表計算ソフトウエアを使いこなす技術を身につけさせるだけの実習は、教科「情報」の意図するところではない。そこでさまざまな実習を通して、問題解決に表計算ソフトウエアの活用が有効であることを体験させる。そのために実習のテーマとして消費者教育の内容を扱い、「自立した消費者」の育成という要素も盛り込んでいる。

### (3) 指導観

課題解決(問題解決)の手順を理解する。表計算ソフトウエアを使ったデータの整理の練習する(ソート,抽出,関数の利用,グラフの利用)。また、例題を通して表計算ソフトウエアの利用方法を学ぶ。さらに身近な問題に焦点をあて、問題解決に表計算ソフトが有効であることを学ぶ。

### 3 指導目標

### 【教科としての目標】

表計算ソフトウエアの基本操作を習得したうえで、問題解決(データの分析)やシミュレーションの実習を通して、さまざまな場面で適切に活用できる力を育成する。

### 【消費者教育としての目標】

具体的な題材を通して、数字を実際に加工することにより、数字の意味を理解し、消費者意識向上につなげる。

### 4 題材の評価規準

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
身のまわりの問題を	与えられた問題から	表計算ソフトウエア	表計算ソフトウエア
解決するために、表	どのような式や関	やブラウザなどの基	やブラウザなどを適
計算ソフトウエアの	数、グラフを利用す	本的な操作ができ	切に活用して情報を
活用やインターネッ	れば良いか考え判断	る。また、問題解決	収集、処理、表現す
トからの情報収集な	する。	の目的や状況に応じ	るための知識を身に
どを通して、情報社	データを分析し、具	て表計算ソフトウエ	付けている。また、
会に積極的に参画し	体的な問題の解決方	アを効果的に活用す	与えられた問題を解
ようとする。	法について考えるこ	ることができる。	決し評価し理解(改
	とができる。		善) するための知識
			を身に付けている。

### 5 指導と評価の計画(10時間扱い) ○・・・実践1 □・・・実践2

学習項目	時 間	学習内容	関心・意欲・ 態度	思考・判断・ 表現	技能	知識・理解
表計算ソフトウエアの基本操作方法	3	<ul><li>・基本操作</li><li>・関数の活用</li><li>・グラフの作成</li></ul>	ill vice	34.70	表計算ソフト リストを 大学を 大学を 大学を 大学を は、 大学を 大学を は、 大学を は、 たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった。 たった	
情報の収 集とデー タの処理	1	<ul><li>・情報の収集</li><li>・データの処理</li><li>・シミュレーション</li></ul>	デにちで決う 分を生題かると がまる。		必要の場合である。 を通いかがある。 をある。	
データ分析の基礎と関数の利用	2	・代表値 ・データの散ら ばりと度数分 布			表ト基作ド定ーー関がりなが、イおタル数でンよ分のののきでからのが析用利のののきがかります。	統適す代一ばてい計切る表タり理る。を現、デらいて
総合実習①	2	・データ分析と 偏差値につい て	デに 男 日 間 間 活 所 持 活 解 そ うとする。		表計算ソフト トウエな的 基本ができ、関 数の利用が できる。	
総合実習②	2	・「お金」に するション ・金融用語の 解 ・さュレ ・まション		デ析な決いこるのは、題法考がを体のにえでという。	表計算工的を表別である。	適を現一る利のに解切処(シカスの)、金つしに理ミンに複融いては知ていてな知てるのではな知でる。

### 6-実践1 本時の学習指導

(1)題材名 「情報の収集とデータの処理(問題解決)」

### (2) 本時の指導目標

前時まで、表計算ソフトウエアデータの基本操作方法を学んできた。データを入力して分析する方法もあるが、本時は、問題解決(単身者の消費実態を調査する)のために、インターネット上でデータを探し、必要な情報を得るために表計算ソフトウエアで加工することが有効であることを実習を通して学ぶ。また、分析のテーマは消費者教育の観点から身近な題材に設定し(若年層の1ヶ月の消費支出の実態)、操作を覚えるのが目的ではなく手段であることを理解させ、将来の消費者意識向上につながるようにする。

### (3) 本時の展開(1時間)

	学習内容	時間	学習活動	指導の留意点 (指導と評価の工夫)○は評価
導入	・情報の収集に ついて ・データの信憑 性について	3	・本時の目的(必要なデータの収集と加工)について説明 ・プリントを読みながら、本 時の実習の内容を理解させる	(相等と計画の工人) ○は計画
	・予想をたてる	10	・若年層の消費支出について、 予想を立てワークシートの空 欄を埋める	・周りの生徒同士で話し合いな がら空欄を埋めさせる
	・予想をたてた データが正し いか検証する (データの収 集)	10	・指示に従い、ヒントを与え ながらデータを探し収集する ※家計調査 → 家計収支編 → 単身世帯 → 詳細結果表 →【年次 男女・年齢階級別】	・データの出所をよく確認する ように指示。検索の上位に出た データが正しいわけでないこと を強調する ・探せない生徒にはヒントを与 える 最終的に「e-stat」 (http://www.e-stat.go.jp/) にたどり着くようにする。 ○適切なデータを収集できる 【技能】
展開	・データの処理	10	・探しあてたデータの必要の ない部分を削除する ・フィルタを設定し、必要な 項目のみを抽出させる ・抽出後、別シートにコピー する ・コピーしたデータを元に月 ・ロクシート (別シートに リンート (別シートに リンートに リンートで ・コピーしたデータを ・コピーしたデータを ・コピーしたデータを ・コピーしたデータートに ・コピーシート (別シートに ・コピークシート (別シート (別シートに ・コピークシート (別シート (別	・見つけたファイルをダウンロードせず、共有フォルダにあらかじめダウンロードしたファイルを用意しておく ・元の表が、加工しやすいように階層化して作られていることを解説 ○必要な形にデータを加工できる 【技能】
	・シミュレーション	10	・1ヶ月の平均的消費支出のために、時給換算で 月何時間、1日何時間働けばよいか計算させる	本統計調査を紹介する(実習で
まとめ	本時のまとめ	7	・ワークシート完成 ・データの保存	・データを調べ加工・分析することにより、社会現象のしくみが見えることを解説する ○予想および計算結果をみて、 短期労働者(アルバイト)で必要な費用を稼ぐことの生活にい 数字で理解し、今後の生活にいかそうとする 【関心・意欲・態度】

- 7 他教科との連携のポイント
- (1)消費者教育の重点領域生活の管理と契約生活を設計・管理する能力

### (2) 他教科との連携のポイント

※本内容は、教科としてはインターネットを活用したデータの収集および表計算ソフトウエアを活用したデータの処理である。しかし、題材(データ)を「若年層の消費実態」として、家庭科で扱う内容(「ライフステージと経済計画」)に近づけた。

<u>西语サービスの特集</u> 電子商取引の仕組み SNS 市場経済の理念と契約∼ 契約に関する権利と義務 ∼ 契約の基礎知識 消費者の権利と責任 契約、消費者信用 消費者問題、悪質商法 生活の管理と契約 選択し、契約することへの理解と考える態度 ネットオークション 消費生活と法 雇用と労働問題 消費者基本法 ネットトラブル 消費生活センター 家族と福祉 生活を設計・管 ライフステージと経済計画 生活設計、リスク管理(貯蓄、保険) 家計管理、社会保障制度 家族の役割 **モデル化とシミュレーション** 金利のシミュレーション 理する能力 社会保障制度

### 公 民 家 庭

- ・働くことの意義について考察させること で、社会参加での豊かな生活について取り 上げる事ができる。
- ・また、所得税の累進課税制度について様々な職業の平均年収などを用いて計算をして、社会保障の意義やあり方なども取り上げる事が出来る。
- ・お金の流れを理解し、収入と支出からなる 経済活動の中で生涯を見通した経済計画を 立て、家計の管理ができるようにする。
- ・国民経済の仕組みや家計簿の記録について 学ばせる。

### 8 具体的な展開

【作業1】予想を立てる。(右図)

若年層の消費支出について、予想を立てワークシートの空欄を埋める(右図が表計算ソフトウエアのワークシートの例)

### ※情報科としてのポイント

・表計算ソフトウエアを使用している ので、数値を入れると合計が出るよ うに、合計欄に式を埋め込んでおく ように指示する。

若年層(単身者)の収入と支出			
	予想	(希望)	実態
収入			
±111		(	014
支出	予想	(希望)	実態
住居			
光熱・水道			
家具・家事用品			
被服及び履物			
保健医療			
交通(自動車維持費)・通信			
教育			
教養娯楽(書籍、旅行など)			
その他の消費支出(理容・美容、交際費など)			
直接税(所得税・住民税など)			
社会保険料(公的年金、健康保険)			
他の非消費支出			
合計			

### 【作業2】予想をたてたデータが正しいか検証する(データの収集)

※情報科としてのポイント

ヒントなしで検索させると、e-stat の家計調査のデータまでたどり着く生徒はごくまれ。しかし、若年層、単身、支出などのキーワードを入れると、検索上位に「家計調査」というキーワードが出てくる。それらは主に論文や資料などで利用するために加工され、公表されているものである。そこには「出所」として「家計調査」と書かれているので、それに気づき元データにたどり着けるように指導することが重要である。

### 【作業3】データの処理・表の完成(下、右図)

e-stat には Excel 形式でデータがあるので、必要な部分だけ 残す(単身世帯のうち勤労者世帯データを利用)。

元データでは、大・中・小分類ごとにフィルタでまとめられるようにできているので右図のようにフィルタを設定し、必要な項目だけ表示する。



項		E	]								
	-[	フィ	ルら	7 設 5	〒後						うち
	$\exists$	٠. ١		二同			がこ	旧日	n 1		~34歳
		, ~ _	_ 🗵 🤇	_ 14	U 15	₹ <b>□</b>	/J':	5元 1	· I		of which
₩	*	▼ <sub>▼</sub> T ,	<b>7 Y Y</b>							₩	years
		食								料	40,857
		住								居	27,829
		光	-	熱				水		道	6,793
		家	具	٠	3	家	亊		用	品	3,429
		被	服		及	U		和	ŧ	物	8,530
		保		健			医			療	2,937
		交		通				通		信	22,984
·		教								育	0
		教		養			娯			楽	23,131
		₹	の	他	の	消	星	ŧ	支	出	21,304
		直				妾				税	18,032
		社		会		呆		険		料	32,889
		他	の	非		肖	費		支	出	13
		個	人 ·	企	業	年	金	保	険	料	1,835
		他	(	カ	1	呆		険		料	3,343
		-		_			47			4L	

### 【作業4】シミュレーション・表の完成

家計調査では一か月の支出額が¥208,730 だということが読み取れる。それでは、その額を稼ぐには時間給で計算した場合、何日何時間働けばよいか計算してみる。時給や日数の数値を変えてみて、変化の様子を見る。

実際に計算すると、

時給800円~1000円で月額20 万円の収入を得るには、かなり厳 しいことに気付かせる(非正規雇 用で生計を立てることが困難であ ることに気付かせる)

②シュミレーション1	時給	
時給800円としたら、何時間分	¥800	
※計算する時【セルC24】を利用すること		
③シュミレーション2	日数	
	日数	
1ヶ月20日(週休2日程度)働くとしたら1日何時間働けばよい	2.0	
削割りはよい	30	

【参考】「予想をたてる」「シミュレーション」に関して・・・特定非営利活動法人「育て上げ」ネット「MoneyConnection®」

### 情報ノート

情報の収集

1. 情報収集の計画 2. 情報収集手段の選択	インターネットの利用	本など紙の形で用意されている情報	トレードオフ (P27)

3. 情報検索とその活用

・絞り込み検索

)込み検索 • 基本は And 検索 ( *A* 

本は And 検索 (A and B) 例 所沢の学校 [所沢 学校] 
 ・A B… -C 検索も有効
 (A and B・・・・and (not Cl))

 例 所沢市内の学校で高校を除く
 [所沢 学校 -高校]

情報の信ぴょう性とコミュニケーション

①情報の信ぴょう性とその要件

信憑性に影響するものに

ന് - 48 -

## ②信頼できる情報を得るために

公式サイトだからと言って全面的に信頼しない。ロコミサイトだからといってウンだらけではない。

# 情報を正しく読み解く力 = メディアリテラシー

= 演習 統計データの活用 =

(統計データを活用する前に)・その情報の出所は?(信用できる?)

その情報の鮮度は?(新しい?)

演習1) 若年層(単身かつ勤労者)の一か月の収入と消費支出の実態を知りたい。

※10年後の自分を想像して考えてみよう

		松	(希望)	実態
极入				
以田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	<b>破</b> 萃			
	住居			
	光熱・水道			
	家具・家事用品			
	被服及び履物			
	保健医療			
	交通(自動車維持費 ¥9411)・通信			
	教育			
	教養娯楽(書籍、旅行など)			
	その他の消費支出(理容・美容、交際費など)			
	直接税(所得税・住民税など)			
	社会保険料(公的年金、健康保険)			
卆				

いのく誤びこび

演習2-1)

時給 800 円としたら、(必要な収入のためには)月何時間働けばよい?

演習2-2) 1ヶ月20日 (週本2日程度) 働くとしたら 1日何時間働けばよい?

### 6-実践2 本時の学習指導

- (1) 題材名 「総合実習(「お金」に関するシミュレーション)」
- (2) 本時の指導目標
  - ・表計算ソフトを利用して、身近な問題についてシミュレーションする。シミュレー ション内容としては、単利、複利、元利均等返済、リボルビングについて扱う。
  - ・単に関数や式を使いこなすことだけが目的ではなく、扱っているテーマについて関 心をもたせる。身近な問題として、奨学金の返済例についても扱う。

### (3) 本時の展開 (2時間)

	学習内容	時間	学習活動	指導の留意点(指導と評価の 工夫)○は評価
導入	本時の内容確認	3	・シミュレーションはどのよ うな場面で用いることができ るか考えさせる	
	お金を預ける こと、借りるこ とについて、基 本用語の理解	10	・お金を預けること、借りる ことについて、インターネッ トを利用してワークシートに まとめる	以下のサイトを利用する ・知るぽると ・日本 FP 協会
展開	シミュレーション 「単利について」	15	・用語を解説しながらワーク シートに従って実際に計算させる → 絶対参照とセルのコピー の利用(複利、単利)	○絶対参照を利用する。式を コピーし、指数計算をする 【技能】
	「複利について」	15	→ 指数計算の使い方(複利) ・利率や年数を変えてシミュ レーションしてみる ・「単利」と「複利」の結果を みて、どのくらい違うか計算	<ul><li>○式の意味が理解できる 【知識・理解】</li><li>○「単利」と「複利」の違い を理解する 【知識・理解】</li></ul>
まとめ	本時のまとめ	7		・シミュレーションに表計算 ソフトウエアの活用が有効で あることを理解する

### 2時間目

導	前回の復習	3	・単利、複利、元利均等返済 について用語の確認	
入			(こうな、こりは日のうが世前の	
	シミュレーション「リボルビ	40	・用語を解説しながらワーク シートに従って実際に計算さ	・表計算ソフトの結果とシミュレーションサイトの結果が
	ング、元利均等		せる	同じにならないことについ
	返済について」			て、サイトの説明を利用して 補足
			・日本学生支援機構サイトの	↑   ↑   ↑   ↑   ↑   ↑   ↑   ↑   ↑   ↑
			奨学金返済シミュレーション	【知識・理解】
			を利用して、いくら借りると、	○「リボルビング」や「元利
展			何年かかっていくら返済しな	均等返済」の増え方を見て違
開			ければならないか試してみる	いを理解する 【知識・理解】
[ <del>]]]</del> ]			・上記の内容を表計算ソフト	
			ウエアを利用して、確認する。	・利率や年数を変えることに
			・借入額、利率を変え計算さ	よって数値がどのようにかわ
			せる	るか理解させる

	本時のまとめ		・ワークシートの完成	○シミュレーションすること
ま				により増え方、減り方がすぐ
と		7		わかり、生活設計への活用に
め				ついて考えている
			・データの保存	【思考・判断・表現】

- 7 他教科との連携のポイント
- (1)消費者教育の重点領域生活の管理と契約生活を設計・管理する能力
- (2) 他教科との連携のポイント

生活の管理と 選択し、入の地解 を 考える態度 生活を設計・管理と表 の能力 理する能力

市場経済の理念と契約

家族と福祉 家族の役割 社会保障制度 消費者の権利と責任

契約、消費者信用 消費者問題、悪質商法 キャッシュレス社会 消費者基本法 消費者契約法 消費生活センター

消費者契約法 消費生活センタ・ ・イフステージと経済計画

**ライフステージと経済計画** 生活設計、リスク管理(貯蓄、保険) 家計管理、社会保障制度 **返過サービスの存集** 電子商取引の仕組み

SNS ネットオークション 情報セキュリティ ネットトラブル

**モデル化とシミュレーション** 金利のシミュレーション

### 公 民

- ・金融市場の仕組み、中央銀行の役割や金融 政策の目的と手段について触れ、意義や役 割を扱うことができる。
- ・また、金融の自由化が進展していることや、 近年の金融制度や資金の流れ、金融政策の 変化などについても触れられる。
- ・さらに、クレジットカードや電子マネーなどの普及によるキャッシュレス社会の進行、金融商品の多様化など、身近で具体的な事例を通して展開しながら、高金利問題、多重債務問題などを取り上げ、消費者としての権利や責任について学習することができる。

### 家 庭

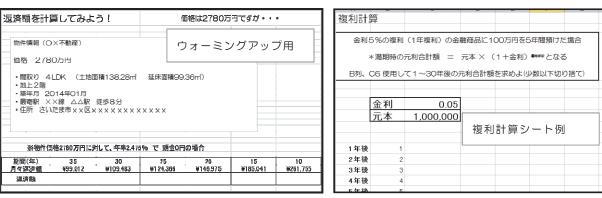
- ・家庭科では、生活設計を学ぶ際に、生涯を 見通したライフプランや住宅購入シミュレ ーションなどを行う場合に、双方の教科の 特性を生かした授業の展開が考えられる。
- ・また、ローンの返済計画を立てさせる場合 にも連携できる。
- ・同じ時期に授業を計画することで、より具体的な学びができる。

### 8 具体的な展開

### 【作業1】基本用語の理解

ワークシートを埋めながら用語を整理(また、表計算ソフトウエアで、式をたてる上での ポイントを整理

### 【作業2】ワークシート作成(以下はワークシートの例)







(なぜか陥えよ↓)

大原則 式に直接数字を利用しない。

田
6
踵
1
表
$\star$

実習の前に

~ 本日のキーワード(身近な数字について考えよう) ~

単利とは

複利とは

元和均等返済とは

- 52 -

、元金均等返済とは

リボレビング返済(リボ仏))とは

= ヒント = 知るぼると (http://www.shiruporuto.jp/index.html) 日本FP協会 (http://www.jafp.or.jp/knowledge/)

•「式に直接数字を使用しない」が原則だが、利息計算の /12 (月換算に直

ず)は直接数字を使用して良い。

(世)

・J数点以下切り捨て ・・・ 関数 round

⑤ リボッパングアント・絶対参照が必要なのはどのセル? (複数あり)

① 単利計算ピント	・絶対参照が必要なのはどのセル?
②複利計算にント	・絶対参照が必要なのはどのセル?
	・小数点以下切り捨て ・・・ 関数 round (式, O) ・指数の計算はどれ? [ ´ ^   % ]
③ 4 6元約55等にソト	・絶対参照が必要なのはどのセル? (複数あり)
	し、・・・・ は数点以下切り捨て・・・・ 関数 round (主, 0)
	<ul><li>「式に直接数字を使用しない」が原則だが、利息計算の /12 (月換算に直す) は直接数字を使用して良い。</li></ul>

### Ⅳ 消費者教育全体計画

### 1 全体計画作成の留意点

消費者教育を効果的に推進するためには、学校全体での組織的系統的な取組が必要である。

そのためには、消費者教育を通して生徒に何を身に付けさせたいのか、その目指すべき目標を明確にする必要がある。目指すべき目標を達成するために、取り組むべき事柄とその時期を全体計画としてまとめ、全教員の共通理解のもとで推進する必要がある。

### (1) 生徒の実態等を踏まえる

- ・消費者教育に係る基本的な知識の有無
- ・消費者トラブル被害の危険性の多寡
- ・計画的な消費行動に対する意識の有無
- (←自己管理能力・課題対応能力・プランニング能力)
- ・消費行動のもつ社会的経済的な影響の理解度
- ・持続可能な消費を目指した消費行動をとる態度の有無 等

### (2) 生徒に身に付けさせたい知識や態度を明確にする

- ・基礎的な知識の徹底
- トラブルを未然に防止する知識と態度
- ・自立した消費者としての知識と態度
- ・持続可能な社会の実現に向けて主体的に参画する態度 等

### (3)組織的系統的継続的な取組となるよう留意する

- ・取り上げる教材の順序
- ・教科間連携について明確化
- ・各学年で設定した重点項目に留意した外部期間との連携 (外部機関との連携に係る留意事項は、60ページの「外部講師の活用に関す るガイドライン」参照)
- ・特別活動等の行事への位置づけの明確化

学校の教育活動は多岐にわたる。さらに近年「~教育」という特定の事柄に対する教育の充実について社会的な要請も強まっている。その教育内容は共通している部分もあり、全体計画は学校の教育活動全体を考慮しながら作成することで、継続した円滑な実施とともに効果も高まる。そのため、現在の教育活動を改めて見直しながら消費者教育の全体計画を作成していく必要がある。

生徒の実状、学校の状況を踏まえた、特色ある全体計画を作成することで、 各校における消費者教育の充実を図りたい。

### 2 消費者教育の全体計画 — 事例1

### 【消費者教育を学校の教育活動の中心に据えている事例】

(1) 想定している学校

就職・大学(短大)・専門学校の割合がほぼ同じ割合。視野の広い消費者教育の必要性があり、学校の教育活動の中心に位置付けている。

(2) 基本的な考え方

消費者教育を推進するため、教科・科目における学習だけでなく、学校行事(学年行事)・総合的な学習の時間を積極的に活用する。

- (3) 教科・科目における学習
  - ・公民科、家庭科、情報科を中心に教科間の連携に留意しながら消費者教育を推進する。
  - ・また、上記以外の教科においても消費者教育との関連に留意する。

【例】保健体育:心身の健康増進との関連

「生活を設計・管理する能力」「商品安全の理解と危険を回避する能力」 保険制度とその活用/薬物乱用、薬害/食の安全と健康

理 科:科学的判断力との関連

「持続可能な消費の実践」

生態系のバランスと保全/バイオテクノロジー

国 語:読解力・表現力育成との関連

消費者問題に関する新聞記事等の活用

(4) 学校行事・総合的な学習の時間を活用した消費者教育の推進

消費者トラブルの事例や対応策などの消費者問題についての知識を習得し、自らの消費行動が社会に与える影響について考え、主体的に意思決定することの重要性を理解させる。

### (5)消費者教育の全体計画

		学校行事・総学	家庭・公民・情報	他の教科
	1学期	〇講演「情報社会のルールとマ	【家庭】家庭総合	【理科】科学と
		ナー」	「環境・ごみ問題」	人間生活
		携帯電話メーカー等による講演	(被服実習と関連)	「エネルギー
		・ネットトラブル		資源」
		・ネットの安全な使い方		
		≪情報社会の収集発信活用能力≫		
		≪トラブル対応能力≫		
第	2学期		【情報】社会と情報	
1			「携帯電話に関するトラブ	
学年			ル」	
十			・高額請求	
			・紛失・不正使用	
			・迷惑メール、出会い系サ	
			イト	
	3 学期		【家庭】家庭総合	【理科】科学と
			「身の回りの化学物質の安	人間生活
			全性」	「環境問題の
			(被服実習と関連)	理解」

	_ 22€ HB	T	【中点】中点"	
	1 学期		【家庭】家庭総合 「グリーンコンシューマーを目指そう」 ・食品添加物について ・合成洗剤について ・フードマイレージについて ・遺伝子組換食品について ・食料自給率について	
第2学年	2学期	○職業人インタビュー 進路課題:身近な社会人にライフプランインタビュー 《生活を設計管理する能力》 《情報の収集発信活用能力》	【情報】社会と情報 「情報社会の利点にともなう悪影響」 ・著作権の侵害 ・ネットショッピング ・個人情報の漏洩 など 【家庭】家庭総合 カードゲームを使った ライフプラン学習	
	3 学期	○企業見学会 見学及び体験的学習 生産者の視点から社会を考察 する 《生活を設計管理する能力》 《情報の収集発信活用能力》 《持続可能な消費の実践》 《商品安全の理解と危険を回避 する能力》		
	1学期	○不当広告調査 不当広告と思われる広告を探し、広告の信憑性を考える 《トラブル対応能力》 《情報の収集発信活用能力》 《消費生活情報に対する批判的 思考力》	【公民】現代社会 「現代社会の諸課題」 〇地球環境を考える ・エネルギー問題・食糧 問題など 〇情報社会の課題 ・個人情報保護 ・メディアリテラシー	【商業科】経済 活動と法 ・法の持つ意味 ・身近な法につ いて
第3学年	2 学期	○講演「"契約"について考える」 ・契約とはない事例 《関連をはいります。 《選択しるでは、 のすることへの理解とのでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	【公民】現代社会 「現代の経済」 「現代経済の仕組みと特質」 【公民】現代社会 「消費者問題」 ・契約に関する権利と義務	【国語科】国語 表現 各えを発する。 を表現する。

### 2 消費者教育の全体計画 — 事例2

### 【キャリア教育を学校の教育活動の中心に据えている事例】

### (1) 想定している学校

就職・大学(短大)・専門学校の割合がほぼ同じ割合。1年次より働くことの意味や意義を 学ばせ身に付けさせることを目標としたキャリア教育の充実を学校の教育活動の中心に位置 付けている。

### (2) 基本的な考え方

各教科、学年で個々に実施されている学校行事、総合的な学習の時間、各教科での取組について、消費者教育の視点で洗い出し、有機的に結び付けることができるよう見直し実践する。

### (3) 教科・科目における学習

- ・家庭科、情報科を中心に他教科での関連する内容を確認し、連携に留意しながら消費者教育を推進する。
- ・上記以外の教科において消費者教育との関連に留意する。

【例】保健体育:心身の健康増進との関連

「生活を設計・管理する能力」「商品安全の理解と危険を回避する能力」

保険制度とその活用/薬物乱用、薬害/食の安全と健康

地歴公民:社会的背景との関連

「持続可能な消費の実践」

フェアトレード/エネルギー問題/環境問題の理解

理 科:科学的判断力との関連

「持続可能な消費の実践」

生態系のバランスと保全/バイオテクノロジー

国 語:読解力・表現力育成との関連

消費者問題に関する新聞記事等の活用

### (4) 学校行事・総合的な学習の時間を活用した消費者教育の推進

生徒に対しては、キャリアデザイン(総合的な学習の時間のテーマ)という視点から、1 年次では働くことの意味・意義を学び考えさせ、2,3年次では外部講師を招いた講演会等 によりその取組の充実を図る。これらの取組を消費者教育の視点からも意識させることで、 消費者教育の理念や様々な消費者トラブルの事例と対応策について学ばせるとともに、自ら の消費行動が社会に与える影響について考え、主体的に意思決定することの重要性を理解す る機会とする。

また、保護者向けに消費者トラブルに関する講演会を設け、保護者にも理解を促すとともに消費者教育について家庭で話しあえるような情報を提供する。

### (5) 消費者教育の全体計画

		学校行事・総学	家庭・公民・情報	他の教科
	1学期	〇キャリアデザインガイダンス	【家庭】家庭総合「人生を	【理科】科学と
第		(総学)	つくる」	人間生活
1		3年間「進路:人生の設計」に	【情報】社会と情報	「エネルギー
学年		関するテーマに取り組むための	「情報セキュリティの確	資源」
年		指導概要の説明	保」	
		≪生活を設計管理する能力≫		

	1学期	○講演「ケータイ安全教室」 外部講師によるケータイを正し く安全に使うための講演会 《情報社会のルールや情報モラ ルの理解》 ○インターンシップ事前指導 《生活を設計管理する能力》	【情報】社会と情報 「情報社会における法と個 人の責任」(サイバー犯罪、 ネットトラブル)	
第	夏季休業	○インターンシップ 体験を通して、自己の興味や適性について理解し、将来の生活設計について考える。 《生活を設計管理する能力》		
1 学年	2学期	Oインターンシップ事後指導 ○社会人講話(総学) ・講師として保護者数名を招き、 話を聞くことにより働くことの 意味、意義などを考えさせる。 《生活を設計管理する能力≫	【家庭】家庭総合 「住まう」「装う」(被服リ サイクルなど) 【情報】社会と情報 「情報社会における法と個 人の責任」(著作権)	
	3 学期	〇職業適性検査 自己の興味や適性について理解 し、将来の生活設計について考 える。	【家庭】家庭総合 「消費を考える」 【情報】社会と情報 「情報化が社会にもたらす 利点と問題点」(商取引の情 報化)「モデル化とシミュレ ーション」(金利計算など) 「情報システムと人間」	【理科(生物)】 生物基礎「生態 系のバランと保全」 【地歴公民】地 理B「世界の諸 地域」(南北問題、フェアトレート・)
	1学期	○講演「進路にかかわるお金の 話」外部講師による講演 《生活を設計管理する能力》 《選択し、契約することへの理 解と考える態度》	【家庭】家庭総合 「食べる」(食品表示など)	【理科 (化学)】 化学基礎「化学 と人間生活」 (食品添加物)
第2学年	夏季休業 2学期	<ul><li>○インターンシップ</li><li>≪生活を設計管理する能力≫</li></ul>	【家庭】家庭総合「食べる」	【保健体育】保健「食品衛生活動の仕組みと
	3学期	<ul><li>○講演「社会人教養講座」</li><li>≪生活を設計管理する能力≫</li><li>≪商品安全の理解と危機を回避する能力≫</li></ul>		働き」 【理科(化学)】 化学基礎「酸化 還元反応」(酸 化還元反応の 利用)
第	1 学期	<ul><li>○講演「現代社会の課題」(総学)</li><li>≪持続可能な消費の実践≫</li><li>≪消費者の参画・協働≫</li></ul>		
第 3 学 年	2 学期	<ul><li>○演習「社会人基礎講座」</li><li>≪生活を設計管理する能力≫</li></ul>		【理科 (生物・ 選択)】生物 Ⅱ 「バイオテク ノロジー」

### 2 消費者教育の全体計画 ― 事例3

### 【難関大学進学を目指す生徒の多い学校の事例】

### (1) 想定している学校

生徒のほとんどが、難関大学進学を目指している。将来生産者側の立場や政策立案をする 立場でリーダーシップを発揮することが期待される。

### (2) 基本的な考え方

各教科、学年で個々に実施されている学校行事、総合的な学習の時間、各教科での取組について、消費者教育の視点で洗い出し、有機的に結び付けることができるよう見直し実践する。

### (3) 教科・科目における学習

- ・家庭科、情報科を中心に他教科での関連する内容を確認し、連携に留意しながら消費者教育を推進する。
- ・また、上記以外の教科においても消費者教育との関連に留意する。

【例】保健体育:心身の健康増進との関連

「生活を設計・管理する能力」「商品安全の理解と危険を回避する能力」

保険制度とその活用/薬物乱用、薬害/食の安全と健康

地歴公民:社会的背景との関連

「持続可能な消費の実践」

フェアトレード/エネルギー問題/環境問題の理解

理 科:科学的判断力との関連

「持続可能な消費の実践」

生態系のバランスと保全/バイオテクノロジー

国 語:読解力・表現力育成との関連

消費者問題に関する新聞記事等の活用

### (4) 学校行事・総合的な学習の時間を活用した消費者教育の推進

将来各界でリーダーシップを発揮し社会に貢献できることができるよう、1年次から将来 どのように社会に貢献していくべきかを考えさせながら、自己理解を深め、学ぶ意義を認識 しながら主体的に学習に取り組むよう指導する。

学習オリエンテーションや進路講演会等の中で、消費者教育の視点を取り入れることにより、グローバル社会の進展する中で、消費者の社会的影響力や持続可能な消費等について考察させることを通して、幅広くものごとを見る視点を獲得させ、消費者教育の充実を図る。

### (5)消費者教育の全体計画

		学校行事・総学	家庭・公民・情報	他の教科
第1学年	1 学期	○学習オリエンテーション 進路を見据えながら、学習する意義について考え、学習方法 について理解させる。 《生活を設計管理する能力》 ○図書館ガイダンス 図書館の仕組み、資料の集め 方について理解させる。	【家庭】ライフステージと 青年期の課題 【公民】現代の社会と人間 としての在り方・生き方(地球環境問題)/資源・エネ ルギー問題・豊かな生活と 社会福祉 【情報】情報セキュリティ の確保	

	1 学期	〇〇日講演「現代社会の特質と	【情報】情報社会における	
	1 7 70	これからのリーダーに求められ	法と個人の責任(サイバー	
		ること」	犯罪、ネットトラブル)	
		│≪生活を設計管理する能力≫	【家庭】衣服と環境、5つ	
		≪持続可能な消費の実践≫	のR、循環型社会	
	2 学期	○文化祭	【公民】現代に生きる	【保健体育】保
		≪情報の収集発信活用能力≫	・経済の仕組み	健制度とその
		≪生活を設計管理する能力≫	,	活用、医療制度
				とその活用、医
				薬品と健康
44	3学期	〇講演会「東日本大震災被災地	【家庭】日本の食糧事情、	【理科(生物)】
第 1		支援活動に参加して」	食糧自給率、フードマイレ	生態系のバラ
学年		≪消費者の参画・協働≫	一ジ、地産地消、食品表示、	ンスと保全
年		≪トラブル対応能力≫	情報リテラシー	【理科(化学)】
			【情報】情報化が社会にも	酸化還元反応
			たらす利点と問題点(商取 引の情報化)	(酸化還元反   応の利用)
			もずい化とシミュレーショ	【保健体育】環
			ン(金利計算など)	境衛生活動の
			【公民】国際社会における	仕組みと働き、
			日本の役割	食品衛生活動
				の仕組みと働
				き、食品と環境
				の保健と私た
				ち
	1 学期	〇〇B講演「現在の自分と高校	【公民】現代の政治・現代	
		生活について」	の経済	
第	0 24 Hu	≪生活を設計管理する能力≫		
第 2 学年	2学期	○文化祭		
年		│≪情報の収集発信活用能力≫ │≪生活を設計管理する能力≫		
	3 学期	○主名を設計管理する能力//   ○志望大学別研修会		
		○心重八子がいじ云   ≪情報の収集発信活用能力≫		
	1 学期	〇〇日講演「現在社会の課題」		
		今後私たちに求められることに		
		ついて考察する。		
		〇小論文指導		
		≪消費がもつ影響力の理解≫		
第		≪持続可能な消費の実践≫		
第 3 学 年	- 27/ !!=	≪消費者の参画・協働≫		
子年	2学期	○講演「社会に貢献できる人材		
'		となるために」		
			1	i
		│≪消費者の参画・協働≫ ○小論文指導		
		〇小論文指導		
		〇小論文指導 ≪消費がもつ影響力の理解≫		
		〇小論文指導		

### V 外部講師の活用

### 1 外部講師の活用に関するガイドライン

(1) 外部講師の活用についての基本的な考え方

平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」第11条では、「学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとすること。」と規定されている。各学校においては、このことを踏まえ、消費生活や消費者教育について専門的知識を有する外部講師の活用を推進する。

### (2) 外部講師活用にあたっての留意事項

- ・外部講師を活用するに当たっては、学校において作成した全体計画に基づき、 その一部を実施することとなる。外部講師の活用は全体計画に明確に位置付け られてはじめて有効に機能するものである。
- ・どのようなねらいに基づき外部講師を活用するのか、また、教員と外部講師と の役割分担等について、事前に講師と十分な打合せを行った上で実施する。
- ・講座を実施する場所の環境や視聴覚機材等の状況についても事前に講師と十分 な打合せを行う。
- ・生徒の進路状況や生徒に関する予備知識を講師に伝えることも外部講師を活用 するに当たって効果的である。

### (3) 外部講師の依頼方法

- ○消費生活支援センターに依頼する場合(消費生活相談員等) 消費生活支援センターのホームページの所定の様式に希望するテーマ、内容及 び対象者等を記入して依頼する。
- ○学校から直接依頼する場合(消費生活支援センター関係以外の講師) 申し込みフォーム等があれば、必要事項を記入して依頼する。
- ・講師料については、消費生活支援センター(直接依頼の場合は、講師)と相談 の上、決定する。

### (4) 外部講師を活用した授業の流れ

- ①テーマの選定
- ②テーマに沿った講師の選定
  - ・指導のねらいに合った講師(の派遣)を依頼する。
- ③事前打合せ
  - ・実施の2週間前までに打合せを行う。
  - ・学校の指導計画、依頼したい指導内容(要望)を講師に伝える。
  - 教員と外部講師の役割分担を明確にする。
- ④事前学習の実施
  - ・生徒の状況把握のため、アンケートなどを実施する。(アンケートの例 P66~)
  - ・アンケート結果は講師に送付し、生徒の学習状況を伝える。
- ⑤事前指導
  - ・導入のためのワークシートの実施
- ⑥授業の実施
- ⑦事後指導
  - まとめのためのワークシートの実施

### 2 講座リスト

### (1) 消費生活に関する講座全般に関する相談

団体名	講座タイトル	連絡先
埼玉県消費生活支援センター	消費生活講座	学習支援担当 【Tel】048-261-0995 【Fax】048-261-0962 【住所】川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階 http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kouzakaisai/kouza-
さいたま市消費生活総合センター	消費生活講座	相談支援係 【Tel】048-643-2239 【Fax】048-643-2247 【住所】さいたま市大宮区錦町682-2JACK大宮6階

### (2) 悪質商法の手口や消費者トラブルの対処法などについて「消費生活相談員及び行政職員が講師となる講座」

団体名	講座タイトル	連絡先
川越市生活情報センター	出前講座	【Tel】049-226-7066 【住所】川越市脇田町105番地アトレ6階
熊谷市市民活動推進課	市政宅配講座、消費生活講座	【Tel】048-524-1111内線286 【住所】熊谷市宮町2-47-1
行田市教育委員会ひとつくり支援 課	() h + 1/	[Tel]048-556-1111 【住所]行田市本丸5-10
行田市地域づくり支援課	インターネットにご用心   	【Tel】048-556-1111(内線252) 【住所】行田市本丸2-7
秩父市市民生活課	消費生活出前講座	【Tel】 0494-25-5200 【住所】秩父市熊木町8-15 秩父市役所
所沢市消費生活センター	消費生活講座	【Tel】 04-2928-1233 【住所】所沢市宮本町一丁目1番2号
飯能市生活安全課	消費生活教室	【Tel】 042-973-2111 【住所】飯能市大字双柳1-1
鴻巣市生活安全課 消費生活担当	消費生活相談員と鴻巣市くらしの 会による出前講座	【lel ]048-541-1321(内線2475) 【住所】鴻巣市中央1番1号
上尾市消費生活センター	消費生活相談員による出前講座	【Tel】048-775-0800 【住所】上尾市柏座4-2-3 上尾市コミュニティセンター2階
草加市市民生活部消費労政課(草加市消費生活センター)	消費生活講座「悪質商法に騙されないために」	【tel】048-941-6111 【住所】埼玉県草加市旭町6-13-20草加市立勤労福祉会館内
越谷市消費生活センター	消費生活出張講座	【Tel】048-965-8886 【住所】越谷市越ヶ谷4-1-1 越谷市中央市民会館4階
戸田市消費生活センター・相談担 当	消費生活相談員による出前講座	【Tel】048-441-1800 【住所】戸田市上戸田1-18-1 戸田市役所3階
朝霞市教育委員会生涯学習課	あさか学習おとどけ講座 (No.50 こんな手口にご用心 悪質商法)	【Tel】048-463-2920(直通) 048-463-1111(内線2455·2456) 【住所】朝霞市本町1-1-1 朝霞市教育委員会
志木市地域振興課	による、いろは楽学講座	【Tel】 048-473-1111 【住所】志木市中宗岡1-1-1 志木市役所
和光市消費生活センター	消費生活出前講座	【Tel】 048-424-9129 【住所】和光市広沢1-5
八潮市市民協働推進課生涯学習推進担 当·自治振興担当	悪質商法の手口について	【Tel】048-996-2111(内線465) 【住所】八潮市中央1-2-1
三郷市市民活動支援課市民相談室	消費生活出前講座	【Tel】048-930-7724 【住所】三郷市花和田648-1
蓮田市役所商工課消費生活担当	消費生活相談員による出前講座	【Tel】048-765-1723 【住所】蓮田市大字黒浜2799-1
幸手市くらし安全課 生活安全担 当	消費生活に関するミニ出前講座	【Tel】0480-43-1111(内線174、175) 【住所】幸手市東4-6-8 幸手市役所内
ふじみ野市消費生活センター	消費生活相談員による出前講座	【Tel】 049-262-9026 【住所】ふじみ野市福岡1-1-2 ふじみ野市役所 第2庁舎
三芳町消費生活相談室	消費生活相談員による講座	【Tel】049-258-0019 【住所】三芳町大字藤久保1100-1
嵐山町消費生活センター	消費生活講座	【Tel】0493-62-0720 【住所】比企郡嵐山町大字杉山1030-1嵐山町役場内
松伏町教育文化振興課	出前講座 悪徳商法の手口	【Tel】048-990-9011 【住所】松伏町大字松伏2424松伏町役場内
		<del>-</del>

### (3) 金融教育やライフプランに関する講座

団体名	講座タイトル・活動概要	<u>連絡先</u>
埼玉県金融広報委員会	金融広報アドバイザー派遣 市町村、公民館、自治会等の地域団体や学校、PTA主催の 講演会や学習会等に無料で金融広報アドバイザーを派遣	埼玉県消費生活支援センター内 [Tel]048-261-0995 [Fax]048-261-0962 [住所]川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階 http://www.saitama-kinkoui.jp/adviser
NPO法人日本FP協会	パーソナルファイナンス教育インストラクターによる出張授業 パーソナルファイナンス(個人や家族のファイナンス)教育に関する知識・経験をもつファイナンシャルプランナーによる出張授業を実施	NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 総合教育部 パーソナルファイナンス教育課 【Fax】03-5403-9701 https://www.jafp.or.jp/about/personal_finance/index.shtml
一般社団法人全国銀行協会	金融や銀行業務をテーマとした「どこでも出張講座」 各地域・グループ・学校などで開催される金融や銀行業務 をテーマとした研修会や学習会などに講師を派遣する	一般社団法人全国銀行協会 企画部広報室 【Tel】03-5252-3720 【Fax】03-3214-0230 http://www.zenginkyo.or.jp/education/detachment/
文化センター	生命保険の活用方法や生活設計、年金・医療、介護などを テーマにした講師の派遣 社会保障制度や生命保険に関する正しい知識の理解促進を目 的とした講座	公益財団法人生命保険文化センター 講師派遣担当 【Tel】03-5220-8517 【Fax】03-5220-9092 http://www.jili.or.jp/lecturer/index.html
その他の団体	金融学習ナビゲーター「高校生向け」	http://www.shiruporuto.jp/teach/navi/highschool/

### (4) 消費者教育の推進や法教育の観点から消費者力向上に関する講座

団体名	講座タイトル	<u>連絡先</u>
文部科学省	消費者教育アドバイザー	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課消費者 教育推進係 [Tel]03-5253-4111(3462)、03-6734-3462 http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/13 39570.htm
	消費者教育に関する講座 地方自治体の行政職員・消費生活相談員、小・中・高等学 校等の教職員、児童生徒・学生などを対象に、消費者教育に 関する講座を実施	公益社団法人消費者教育支援センター [Tel]03-5919-4541 [Fax]03-5919-4575 http://www.consumer- education.jp/nice/project/lecture.html
埼玉司法書士会	高校生のための消費者講座 司法書士会会員を派遣し、「高校生のための消費者講座」 を実施し、消費者被害に陥らないための法律知識と、陥って しまった場合の対処法を講義	埼玉司法書士会事務局 【Tel]048-863-7861 【Fax]048-864-2921 【住所]さいたま市浦和区高砂3-16-58 http://www.saitama-shihoshoshi.or.jp/action/111028.html
NPO法人埼玉消費者被 害をなくす会	なくす会 出前講座 弁護士、司法書士、消費生活相談員などを講師として派遣 する消費者力向上計画↑↑なくす会出前講座」を実施	NPO法人埼玉消費者被害をなくす会 事務局 【Tel]048-844-8972 【Fax]048-844-8973 【住所]さいたま市浦和区岸町7-11-5 http://saitama-higainakusukai.or.jp/info/
埼玉県消費生活コンサルタントの会	会員による消費生活講座 県や市、消費者団体の依頼を受けて、高校、中学、専門学 校に出向いて消費生活講座を実施	http://www.consultant-saitama.jp/lecture.html

### (5) 環境に関する講座

団化	本名	講座タイトル	<u>連絡先</u>
埼玉県環境 策課	하기면 이번 시작되다	環境アトハイサー派追 地域における自主的な環境保全活動を促進するため、住民 団体かどが開催する研修会や護海会に環境アドバイザーを派	埼玉県環境部温暖化対策課 総務・エコライフ推進担当 【Tel】048-830-3033 【Fax】048-830-4777 【住所】さいたま市浦和区高砂3-15-1 http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kankyoadviser.html

### (6) ネットに関する講座

団体	名	講座タイトル	<u>連絡先</u>
一般財団法 ディア振興セン MC)	ンター(FM	e-ネットキャラバン(e-ネット安心講座) 保護者・教職員等児童・生徒を対象として、判断力等の不 十分な子どもがネットの被害者・加害者にならないための 「F-ネット安心護座」を実施	一般財団法人マルチメディア振興センター   [Tel] 03-5403-1090

### 3 講座実績

### (1) 教職員を対象とした消費生活講座の実績一覧(平成24~25年度)主催;埼玉県消費生活支援センター

. , ,	大場兵 と 川 外 こ ひ た 川 兵 工 川 冊 た			
開催日	タイトル	内容	講師	講師肩書(実施当時)
H24.7.24	3. 11東日本大震災後の"新たな環境教育"	被災地支援を通じた東北の現状と資源エネルギー問題、自然との付き合い方について学ぶ。	松本浩一	県立小川高等学校教諭
H24.7.24	食情報を考える~健全な食生活をめざして ~	子どもたちに正しい食物の知識を持たせる ため食生活教育について学ぶ。	高橋久仁子	  群馬大学教育学部教授 
H24.7.25	インターネット・携帯電話の危険性〜教師も 体験してみよう〜	インターネット・携帯電話の危険性について学ぶ。	野々口眞由美	埼玉県ネットアドバイザー
H24.7.25	インターネット・携帯電話にまつわる若者の 消費者トラブル〜相談事例と対応策の紹介 〜	インターネット・携帯電話にまつわる若者の 消費者トラブルについて学ぶ。	鎌田伊津子	消費生活専門相談員
H24.7.30	契約のルールについて考える〜契約とは、 未成年者の契約、クーリング・オフ、クレジッ トのしくみ〜	契約に関する基礎知識を学ぶ。	松苗弘幸	弁護士
H24.7.30	世界一おもしろいおかねの授業!必要なモ ノと欲しいモノ	楽しく学べる金融教育の進め方について学 ぶ。	いちのせかつ み	生活経済ジャーナリスト
H24.8.2	子どもたちを消費者被害から守ろう!	若年者の消費者被害の現状と対策について 学ぶ。	佐藤洋子	消費生活コンサルタント
H24.8.2	「お金」にかわるもの~社会科における取組 事例~	社会科における金融教育の実践例について学ぶ。	山﨑二朗	千葉市教育委員会教育総務部企 画課主事補
H24.8.7	知っていますか?若者の消費者トラブル〜 現状と対策〜	若年者の消費者被害の現状と対策について 学ぶ。	小柳越子	主任消費生活相談員
H24.8.7	学校における金融教育の進め方	学校における金融教育の進め方について学 ぶ。	藤江泰郎	金融広報中央委員会企画役
H24.8.9	すぐに役立つ!消費者教育のための教材の 作成と活用	消費者教育における教材づくりとその活用方 法について学ぶ。	中川壮一	(財)消費者教育支援センター総 括主任研究員
H24.8.9	知っておきたい!指導案作成のポイント	消費者教育における指導案作成のポイント について学ぶ。	中川壮一	(財)消費者教育支援センター主 任研究員
H25.7.25	消費者教育推進法と消費者市民社会	消費者教育推進法及び消費者市民社会の 概念について学ぶ	野々山宏	国民生活センター理事長
H25.7.25	消費者法の基礎知識〜契約の理解を中心 に〜	消費者法の基礎知識を学ぶ	平澤慎一	弁護士
H25.7.26	子どもはだれでも明日の消費者 ~消費者教育の意義と内容を考える~	消費者教育の意義と内容について学ぶ	細川幸一	日本女子大学教授
H25.7.26	知っていますか?若者の消費者トラブル~ 現状と対策~	若者の消費者トラブルについて学ぶ	小柳越子	消費生活専門相談員
H25.7.29	ファイナンシャルプランナーから学ぶ生活設 計の教え方とクレジットカードのしくみ	生活設計の教え方とクレジットカードの仕組 みを学ぶ	伊田賢一	金融広報アドバイザー、ファイナ ンシャルプランナー
H25.7.29	【ワークショップ】教員のための経済教室~ ゲームで学ぶ経済教室~	ゲームを交えて経済について学ぶ教員向け 講義	町田貴子	東証アカデミー事務局職員
H25.7.31	若者の消費者トラブル〜インターネット・携帯 電話にまつわる相談事例と対応策〜	ネットや携帯電話にまつわる若年層の消費 者トラブルの現状と対策について学ぶ	鎌田伊津子	消費生活専門相談員
H25.7.31	スマートフォン時代の情報モラル〜光と闇の ネット社会〜	スマートフォンにまつわる消費者トラブルに ついて学ぶ	吉岡良平	(一社)モバイルコンテンツ審査・ 運用監視機構事務局長
H25.7.31	ネットアドバイザーの活用法、青少年健全育成条例の説明	ネットアドバイザーの活用法と青少年健全育 成条例についての説明	中村和美	埼玉県青少年課職員
H25.8.8	持続可能な社会へ「おいしいチョコレートの 真実」安い、美味しい、本当にそれだけでい いの?	持続可能な社会の在り方をテーマとしたチョ コレートの話を交えた講義	召田安宏	NPO法人ACE
H25.8.8	持続可能な社会へ『もったい』ないをどう伝える~食品ロスの実態&食べ物のゆくえ~	持続可能な社会の在り方をテーマに、食品 ロスの実態について学ぶ	井出留美	女子栄養大学非常勤講師、(㈱) office3.11代表
H25.8.12	家庭科や社会科の教諭必見 レシートから見える経済のしくみ	レシートの見方の説明を通して経済の動き について学ぶ	山﨑二朗	千葉市立新宿小学校教頭
H25.8.12	情報とメディア「広告を活用した授業」	広告を活用した情報の授業の進め方を学ぶ	坂本峰紹	川越西高等学校教諭
H25.8.12	不当広告にだまされないで 景品表示法の説明	不当広告の例を通して景品表示法について 学ぶ	齊藤達朗	埼玉県消費生活課職員

### (2)消費者教育指導力向上講座(平成24~25年度)

### 主催; 高校教育指導課

開催日	タイトル	内容	講師	講師肩書(実施当時)
H24.10.12	高校生のためのパーソナルファイナンス教 育	パーソナルファイナンス教育の必要性	伊藤宏一	千葉商科大学大学院教授 日本FP協会専務理事
H24.10.12	お金の知識とライフプラン	契約とお金のトラブル、ライフプランとお金	田中尚実	日本FP協会ファイナンシャルプラン ナー
H24.11.13	経済のしくみと持続可能な消費	食料自給率と環境問題	木暮太一	経済入門書作家
H24.11.13	インターネット利用時のトラブル事例と回避 策について	SNSサイトの概要とケーススタディ	西 雅彦	(株)DeNAソーシャルプラットフォーム事業本部カスタマーサービス部部長
H25.7.22	JICA体験ゾーン見学と講演会	JICAボランティア体験談		JICA職員
H25.7.22	フェアトレードの現場から	フェアトレードの理念と実際	川村菜海	ピープル・ツリー広報担当
H25.8.8	持続可能な社会へ「おいしいチョコレートの 真実」安い、美味しい、本当にそれだけでい いの?	持続可能な社会の在り方をテーマとしたチョ コレートの話を交えた講義	召田安宏	NPO法人ACE
	持続可能な社会へ『もったい』ないをどう伝える〜食品ロスの実態&食べ物のゆくえ〜	持続可能な社会の在り方をテーマに、食品 ロスの実態について学ぶ	井出留美	女子栄養大学非常勤講師、(㈱) office3.11代表
H25.8.22	金銭教育プログラムによる模擬授業(ロール プレイング)	働き方とお金について参加型体験学習を通じて学ぶ金銭基礎教育	松野賢太郎	NPO特定非営利活動法人「育て上 げネット」講師

### (3) 学校で実施した講座 \*消費者教育支援センター、消費生活支援センターによる講座は除く

開催日	タイトル	内容	講師	講師肩書
H25.3.15	衣服のリサイクル ごみからエネルギーをと りだす??	衣料品をリサイクルして新たなエネルギーに 変換する技術と仕組みについて	髙尾正樹	日本環境設計株式会社 専務取締役
H25.10.28	家計管理セミナー	将来の夢や目標をかなえるための家計管理 手法について	SMBCコン シューマーファ イナンス	

### 4 教材リスト

~以下のサイトには、たくさんの教材が掲載されています。~

\* 消費生活に関する教育のヒントが満載!

消費者教育ポータルサイト (消費者庁)

http://www.caa.go.jp/kportal/index.php

\* くらしに役立つお金の知識

知るぽると (金融広報中央委員会)

http://www.shiruporuto.jp/

お金の知恵を学ぶリンク集(金融学習ナビゲーター)

http://www.shiruporuto.jp/teach/navi/

\* 公益財団法人 消費者教育支援センター

出版物のご案内

http://www.consumer-education.jp/nice/publ/

Q 1		たの学年I 口 1		□3	年生		中学	□1	□2	□3	年生	
Q 2	あなが	たの性別に	t? □	男子	□女子							
1	□1:	コンビニ	でジュース	スを買う	次のうち「勢 う □2 学定期を使う	友達と	映画に	二行く約5	東をする		】回答可)	
	-				ロっています 2 内容を知	-	る ロ	]3 全〈	く知らない	۸,		
	□ 1	ネットで 求メール 身に覚えの	無料サイ を受信した のない請え	トを見。 た経験が 状内容 <i>0</i>	?(複数回答 にうとクリッ がある ロメールがき ある場合、そ	ックした 来た						か ]
 	□ 1 <u> </u> が、内容	全く知られ がは知らな	ない 聞い	ハたこと ]3 キ	ポイントメン ≤もない −ャッチセー	□2	名前に	な教科書(	こ載ってし	いるので	で知っている	3
Q 7	SNS	Sに登録し	しています	すか?								
١	□1 <u>1</u>	登録してし	いる ⇒	どんなせ	ナイト?[			]	□2	登録し	していない	
			$\Rightarrow$	SNST	で知り合った	た友達と	□3	を流してし	ハる	□交流し	していない	
	□1 l	したことが ネットオ-	がない クション	□2 ンで買っ	ことがあり ネットショ ったことがあ を買いました	ョップで ある					]	
١	□1 ā	みんなに	_	らいたし	い? \から、自タ 、い人にし <i>ホ</i>			-	_	も教えな	こし、	
	□1 <i>∮</i>	知らない	聞いたこ	こともな	ヽますか? ない □2 ブルで困っか					ことを	しているか	14.
<b>♦</b> i	講師への	の事前質問	問があれば	ば記入し	てください	, <b>\</b> °						

### クレジット編

記入日:平成 年 月 日

Q 1		たの学年I 口 1		□3	年生		中学	□1	□2	□3	年生	
Q 2	あなか	たの性別に	<b>ま? □</b> ∮	男子	□女子							
	□1 =	コンビニ	でジュース	スを買う	次のうち「勢 う □2 学定期を使 <sup>っ</sup>	友達と	映画に	こ行く約束	束をする		】回答可	)
			_		回っています 2 内容を知		る ロ	]3 全	く知らない	۸,		
	□1 /a 請ヌ □2 身	ネットで 求メール。 身に覚えの	無料サイ を受信した のない請え	トを見。 た経験が 求内容の	?(【複数】 ようとクリ <sup>、</sup> がある Dメールが? ある場合、 <sup>?</sup>	ックした 来た					って登録料	<sup></sup> 事の
	□ 1 <u> </u>	全く知られ	ない 聞に い [	ハたこと ]3 キ	ポイントメン ともない ・ャッチセー	□2	名前に	は教科書(	こ載ってし	いるので	ご知ってし	る
	-	-		-	回っています らわからなし	•	2 L	くみはね	つからない	ハが、使	い方はわ	かる
	□1 <u>≤</u> ルで聞い	全く知られ いたことが	ない 聞い がある	<i>い</i> たこと □3	oていますが ともない 毎月、一覧 4 十分理解	□2 定額を支	払うと					
	□1 l	したことが ネットオ-	がない ークション	□2 ンで買っ	こことがあり ネットショ ったことがる を買いましる	ョップで ある	-				]	
	□1 矣	印らない	聞いたこ	こともな	いますか? ない ロ: ブルで困った			_	• – -	ことを	している	かわ
<b>♦</b>	講師への	の事前質問	問があれば	ま記入し	してくださし	را <sub>،</sub>						

### 生活設計編

記入日:平成 年 月 日

Q 1	あなたの学年は? 高校 ロ1 ロ2 ロ3 年生 中学 ロ1 ロ2 ロ3 年生	
Q 2	あなたの性別は? 口男子 口女子	
	お小遣いを定期的にもらっていますか? □ 1 定期的にもらっている   □ 2 その都度もらっている   □ 3 もらっていな	こしい
1	貯金をしていますか? □ 1 目標があり貯めている   □ 2 目標はないが貯めている  □ 3 貯めていない □ 4 貯めようと思わない	١
	小遣い帳を記録してお金の管理をしていますか? □ 1 つけている □ 2 時々つけている □ 3 一度もつけたことがない	
	クレジットカードのしくみを知っていますか? □ 1 カードを持っていないからわからない  □ 2 しくみはわからないが、使い方はわ	かる
	リボルビング払いについて知っていますか? □ 1 全く知らない 聞いたこともない □2 「リボ払い」という言葉をテレビコマー ルで聞いたことがある □3 毎月、一定額を支払うということは知っているが、総額い になるかよくわからない	
I	あなたはどのくらい保険の種類を知っていますか?(【複数】回答可) □ 1 生命保険 □ 2 損害保険 □ 3 火災保険 □ 4国民年金保険 □ 5 自動車保険 □ 6 地震保険	
1	将来の夢があり、そのために計画を立てていますか? □ 1 夢があり、計画を立てている   □ 2 夢はあるが計画は立てていない □ 3 今のところ夢はない	
	O 将来、結婚したいと思いますか? □ 1 結婚したい □ 2 結婚したくない □ 3 わからない	
Q 1	1 30年後( 歳)の自分はどこで何をしていますか?	
<b>•</b> i	講師への事前質問があれば記入してください。	

### 環境問題編

記入日:平成 年 月 日

Q 1		たの学年 1 1 1		□3	年生		中学	□1	□2	□3	年生	
Q 2	あな	たの性別	は?	口男子	□女	子						
	] 1 ] 5	地球温暖 砂漠化	<b>€化</b> □6	□ 2  環 酸性雨	境汚染 [ □	ジするもの □3 7 生態系 ルモン	水質汚済 の破壊	蜀 □	4 森村   資源=	林破壊	_	]
	] 1		战してい	る		ています <sup>が</sup> 意識してい		□3	あまり意	意識してい	いない	
l	います	か?				すが、日本 天然ガス				エネルキ 水力	ーは何が	だと思
	∃6	原子力	□7	地熱	□8	太陽光	□9	風力	□10	その他	[	]
口 口 月	□1 □3 手早く □7	冷暖房 <i>の</i> 手洗い、 する	)設定温 シャワー ロ 5 -ク製品・	度を控え −などの  リサイク や再生紙	めにす。 時、水を ルでき などの	ていること る □2 こまめに』 るものは叵 リサイクル	使用し 上める ]収に出る	ていな	い部屋の	D照明を のドアの	肖す 開閉を少	
						いて知って 内容を知			3 聞い	いたことも	もない	
		R」を知 名前だに				内容を知	つている	5 <b></b>	3 聞に	パたことも	もない	
		環型社会				すか? 内容を知	つている	3 □	3 聞い	ハたことき	もない	
	いる ] 1	と思いま 今より2	きすか? 彫刻にな	っている	o 🗆	とを比べて 2 今と変						
◆ 請	講師へ	の事前質	間がある	れば記入	してく	ださい。						

### 持続可能な消費編

記入日:平成 年 月 日

Q <sup>-</sup>			たの学年に □ 1		□3	年生		中学	□1	□2	□3	年生
Q 2	2	あなた	この性別に	‡? □	男子	□女子						
Q		1 后 2 才 3 追 4 自	ちで購入し ネットで期 食品を購 <i>フ</i> 自分ではな	ンた商品 構入した しすると なく他者	に不満な ものを返 きは、必 のために	ことのある 空苦情があ 図品した紹 必要以上に ご支援の行 記話等を省	るとき、 験がある 消費期 で動をとっ	店に出 る 限や賞呀 oたこと	は向いた 株期限が がある	り電話し	たことだ	がある
Q 4						ロっていま 2 内容を		いる	]3 全	く知らな	い	
Q 5		1 7	<b>「民ファン</b>	ノドロ	2 フー	ェックをつ - ドマイレ <sub>-</sub> カルファ	ージ	□3	3 もあり	<i>\</i> \		<b>3</b> 0
Q 6		1		:がある	が意味は	≤いう表現 はよく知ら					内容も理	里解している
Q 7						るさまざま てみてくた		がありま	<b>ミすが、</b> 1	何か知っ	ています	ተか。 ]
Q 8						を支援した 2 思った				- •	きどきま	を援している
Q 9		1 矢		聞いた っている	こともなが、どん	•						
Q <sup>-</sup>		1 禾		ことはな	い 🗆 2	ことがあ 2 トラフ			たこと	がある		
<b>♦</b>	講	師へ0	D事前質問	引があれ	ば記入し	てくださ	٠٠٠°					

# 資 料 編

#### 消費者教育の推進に関する法律(抜粋)

(平成24年12月13日施行)

(目的)

第1条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

- 第3条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動 に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われな ければならない。
- 2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行わなければならない。

#### (学校における消費者教育の推進)

- 第11条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、 学校(学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。 第3項において同じ。)の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消 費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、 その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を 推進するものとする。

#### 高校における消費者教育

#### ― 高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)での扱い

平成 21 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領では、公民科と家庭科において、消費者教育の充実が示された。

改訂の趣旨、改訂の要点は、以下のとおりである。

#### (表1) 高等学校学習指導要領の改訂の要点

# 〇高等学校学習指導要領解説(公民編)平成22年6月 第1章総説第1節改訂の趣旨 3改訂の要点

公民科

- ・法や金融、消費者に関する学習の充実を目指して、各教科の特質に応じた内容の改善を図った。
- ・「現代社会」では、(中略)経済に関する学習では金融、消費者、私法に関する内容の 充実を図ることとした。
- ・「政治・経済」では、(中略)、法や金融などに関する内容の充実を図るとともに、(後略)。

#### 〇平成 20 年 1 月 17 日中央教育審議会答申

#### 8 (2) 改善の基本方針

(高等学校:家庭)

高校生の発達課題と生涯生活設計、キャリアプランニングなどの学習を通して、次世代を担うことや生涯を見通す視点を明確にするとともに、生涯賃金や働き方、年金などとの関係に関する指導などを加え、生活を総合的にマネジメントする内容を充実する。

その際、生涯にわたる生活経済や多重債務等の深刻な消費者問題、衣食住生活と環境 とのかかかわりなどを科学的に理解させるとともに、社会の一員として生活を創造する 意思決定能力を習得させることを明確にする。

家庭科

# 〇高等学校学習指導要領解説(家庭編)平成22年5月 第1章総説第1節改訂の趣旨 3改訂の要点

- ・消費者教育と環境教育を推進するために、消費者としての適切な意思決定に基づいて 責任をもって行動できる力を育成することや、生活と経済にかかわる内容、持続可能な 社会の構築を目指したライフスタイルを確立するために必要な内容の充実を図った。
- ・特に、「家庭総合」では、衣食住生活と環境とのかかわりを科学的に理解させ、消費の 在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルを確立するために必要な内容の充実を 図った。

公民科では、「現代社会」と「政治・経済」の中で、消費者の権利と責任、行政や企業の責任について扱う。

家庭科においては、「家庭基礎」「家庭総合」「生活デザイン」の各科目で扱う。 いずれの科目でも、消費行動の際の意思決定や消費者の自立といった実践的な学 習が重視されている。また、持続可能な社会を目指す生活の工夫や生涯を見通して の経済計画とリスク管理の必要性について取り上げている。(表 2)

表2		高校における消費者教育 — 高等学校学習指導要領 (平成2	21年3月告示)での扱い	
	献	内 容	内容の取扱い	オーワード
	現代社会	(2) 現代社会と人間としての在り方生き方	「個人や企業の経済活動における役割と責	・消費者、生活者としての社会的責任
		エ 現代の経済社会と経済活動の在り方	任」については、公害の防止と環境保全、消費	・契約に関する基本的な考え方、契約により生ずる責任
$\langle  $			者に関する問題などについても触れること。	・消費者の権利の尊重と消費者の自立支援
				・消費者としての権利や責任 (多重債務問題等)
K				・行政や企業の責任 (製品事故等)
RET	政治·経済	(2) 現代の経済	「市場経済の機能と限界」については、公害	<ul><li>消費者保護の重要性</li></ul>
		ア 現代経済の仕組みと特質	防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこ	<ul><li>消費者の自立支援</li></ul>
			<sup>2</sup>	<ul><li>・行政や企業の責任</li></ul>
	家庭基礎	(2) 生活の自立及び消費と環境	エについては、契約、消費者信用及びそれら	・消費者問題の発生と社会的背景
		エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画	をめぐる問題などを取り上げて具体的に扱う	・契約、消費者信用、多重債務問題等
		オ ライフスタイルと環境	2)	・消費者基本法
			オについては、環境負荷の少ない衣食住の生	・消費者の責任と権利、消費者保護に関する施策
			活の工夫に重点を置くこと。	・生涯を見通した経済の管理、計画
				・環境負荷の少ない生活
	家庭総合	(3) 生活における経済の計画と消費	アについては、家庭の経済生活の諸課題につ	・日常の生活行動と社会とのかかわり
		ア 生活における経済の計画	いて具体的に扱うようにすること。	・不測の事態に備えたリスク管理の方法
		イ 消費行動と意思決定	ウについては、契約、消費者信用及びそれら	・消費者の意思決定とその重要性
		ウ 消費者の権利と責任	をめぐる問題などを取り上げて具体的に扱う	・生活情報の収集・選択と活用
[\ <del>\</del>		(4) 生活の科学と環境	2	・契約 (売買契約)
型		エ 持続可能な社会を目指したライフスタイ		・商品・サービスの流通や販売方法の多様化
<del>4</del>		ルの確立		・消費者信用
-				・表示偽装、製品事故
				・消費者基本法
				・持続可能な消費
	生活デザ	(2)消費や環境に配慮したライフスタイルの	アについては、契約、消費者信用及びそれら	<ul><li>契約 (売買契約)</li></ul>
	<i>≻ ' '</i>	確立	をめぐる問題などを取り上げて具体的に扱う	・販売方法の特性と対応
		ア 消費生活と生涯を見通した経済の計画	-ů	<ul><li>表示偽装、製品事故</li></ul>
		イ ライフスタイルと環境	イについては、環境負荷の少ない生活の工夫	・消費者基本法
			に重点を置くこと。	・消費者の意思決定とその重要性
				・経済計画とリスク管理の必要性
				・環境負荷の少ない生活

#### 平成25年度消費者教育実践報告会基調講演(平成25年11月29日 於;さいたま市民会館おおみや)

## 消費者教育推進法とこれからの消費者教育

~公正で持続可能な社会を担う消費者の育成を目指して~

弁護士、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員 島田 広 氏

皆さん、こんにちは。

私は、消費者教育関係のことをいろいろさせていただいてはおりますが、教育の専門家ではございません。日弁連というところは、もともとは消費者被害をいかに救済するかという観点から活動しており、20年以上前から消費者教育の取組を始めようということで、消費者問題対策委員会の中に消費者教育部会というものをつくりました。そこの責任者などもしておりましたが、当初は、消費者被害をいかになくすかということで、いわゆる悪質商法の問題などについて、高校で出前授業を行うといった取組をずっとしてきました。

しかし、やはりそれだけですと、どうも定着しないということがいつも話し合われていまして、いろいろ検討する中で、今日お話しします「消費者市民社会」に向けた教育というものがあることを知りました。2009年に北欧のフィンランドとノルウェーに視察に行く機会をいただき、そこで、消費者が主体的に自分たちには社会的な役割があるということを考えながら消費をしていく、そういう消費者を育てる教育があるということを知りました。本当に目からうろこという気がいたしました。

そういう中で、これを推進していく法律をぜひ作ろうということになり、去年、「消費者教育推進法」の制定にまでこぎつけることができました。私どもは万々歳ということなのですが、それを実践される先生方としては、むしろそこからが大変で、さあ、どうするのだということだろうと思います。立法に携わった者として、少しでも先生方のお役に立てるようなお話ができればと思いますが、いかんせん、教育の専門家ではないものですから、どうしても法律の成立の背景ですとか、目的などをお話しさせていただくことになります。

消費者教育が何を目的にしているのかということを共有することが、これまでなされていませんでした。2009年にOECDが消費者教育に関する世界的な調査を行った結果を発表していますが、それを見ても、世界的にも北欧などを除いて、消費者教育というのはどうしても目標がはっきりしない、いろんな人の協力が得られない、非常に位置づけが低いという調査結果が出ています。

しかし、それではいけない。これからの社会をつ

くっていく上で、消費者の目線というものを子ども たちに持たせることが、これからの1世紀の、ある いはそれより先のこの地球のあり方を変えていく、 そういうものだということを共有していくことが大 事だと思っております。そういうことを少しお話し できればと思います。

今日お伝えしたいことは、消費者市民社会を目指して消費者教育推進法が作られたこと、それから、 弁護士として関与しておりますところでいうと、特に契約分野に関連して若干お話をさせていただこう と思っています。

消費者市民社会というのは、消費者が主体的に行 動する社会です。その行動力はどういうところから 出てくるのだろうかということですが、私が思うに、 行動力というのは、やはり自分が行動しなければな らない、自分にはそういう役割がある、という自分 の役割の認識、そして自分には行動する力があると いう肯定的な意識、そして成功体験、これをいかに 持てるようになっていくかということなのだろうと 思っております。そういうものを一つの目標として 「消費者教育推進法」が作られているわけです。ま ず、消費者の役割は何かというと、行動する消費者 が求められているということです。なぜ消費者が行 動しなければいけないかというときに、どうしても 消費者被害の問題は落とせないところかと思います。 今までの消費者教育ですと、皆さん、被害に遭わな いようにしましょうねという教育を、特にお年寄り や生徒さん相手にやっていたと思います。そうでは なくて、被害のない社会をこれから作っていかなけ ればならないということです。

国民生活センターのPIO-NET (パイオネット)というデータベースがあります。全国の消費生活センターに寄せられた相談の件数を集計したグラフです。これを見ますと、1990年代から比べるとどんどん増加し、いわゆるオレオレ詐欺、振り込め詐欺というあたりのピークである2000年前後が山場になって、そこからまた下がってきています。この状態をこのまま置いておくと、なかなかおさまらないというのが、最近また振り込め詐欺がいろいろ騒がれるようになっていることからもおわかりかと思います。若者が貧困になってしまっているということ、そして高齢者が増えているということ、あるいは通信手段

として雲隠れしやすい携帯電話というものが普及していること、いろいろ要因はありますけれども、これを変えていくのは相当困難です。

高齢化社会の進展というのも大変な問題ですね。 高齢者人口の伸びより早いペースで、高齢者に関する消費者相談が増えています。今、日本の高齢化率は、先生方ご存じのとおり20数%というレベル、これがあと20年ほどしますと30%、40%近くなってきます。そうすると相談の半分は高齢者ということにもなりかねない。高齢者というのは、判断が弱ってきている方もいらっしゃいますので被害はおさまらないということになります。高齢者をどう支えて、あるいは加害者をどう減らして、被害のない社会をつくっていくということがこれからの大事な問題、全ての人が安心して老後を迎えられる社会にするためには本当に大事な問題になってきています。そういう社会をみんなで作ることが大きな課題だということです。

もう一つ、消費の問題として考えなければいけないのは、今の大量消費の社会をこのままの形では続けられなくなってしまっているということです。大量消費の商品は、南の国の貧しい人たちのところから資源を持ってきたり、あるいは労働力を持ってきたりという形でつくられています。そういう劣悪な状況の中で環境問題なども深刻になっていることを認識しながら、これをどうやって変えていったらいいのだろうかと考える消費者が増えることがどうしても必要だということです。

講演の中で最近よく話題にするのが、バングラデ シュのお話です。バングラデシュで4月にビルの倒 壊事故が起きました。大変悲惨な事故でした。 1,200人ほどの方が倒壊した建物の下敷きになって 亡くなりました。当時このビルの中には数千人の労 働者がいたと言われていますが、その労働者たちが 何をつくっていたかが問題なんですね。これがいわ ゆるファスト・ファッションと言われる、比較的安 くて格好もいいファッション、多くの若者が日本で も着ているようなファッションなのです。この状況 をフランシス法王が評価して、こうおっしゃいまし た。当時、彼らは月38ユーロで暮らしている。 5,000円に満たない金額です。1日にして200円以下 という賃金で働かされている人たちがこういう目に 遭う、まさにこれは奴隷労働だということを言いま した。非常に安くて便利なファスト・ファッション ですが、実は、非常に劣悪な状況の中で作られてい るということです。

この事件をきっかけに、業者の対応が分かれたの も非常に特徴的なのです。当時、日本の業者は直接 的には名前が挙がっていませんでしたが、ヨーロッパ系の業者、スペインの業者ですとか、北欧の業者などは、すぐにこの労働者の労働条件を改善するための協定というのを結びました。ところが、アメリカの業者は、そこから外れました。やはり、ヨーロッパは人権感覚、そういう意味では消費者は厳しいのだなと思いましたが、そういうこともありました。いずれにしても、このような状況にあるということを私たち消費者としてもしっかり認識していく必要があるということです。

一方で、この問題は単に労働者がかわいそうとい うことではありません。私たちの消費生活は大量消 費の社会に大きく関わっているし、経済問題にも影 響しています。「OVERDRESSED」という、着過ぎと いう話ですが、アメリカのルポライターの本があり ます。副題が「The shochingly High Cost of Cheap Fashion」という安いファッションのびっくりする ぐらいの高いコストというふうになっています。何 かといいますと、要するに先ほどから申し上げてい るようなファスト・ファッションというものが90年 代に出てきて、どうなったかということを書いてい る本です。1990年代初頭と今を比べると、アメリカ 製品のシェアは50%あったものが2%にまで落ち込 み、その代わりアメリカ人が買う衣類と靴が安くな った分、2倍に増えてしまっているということを報 告しています。安いものをたくさん買っては、すぐ 着なくなってしまったり、あるいは質が悪いのでつ ぶしてしまったりということが、一方では、南の国 の劣悪な労働条件にもつながっているし、あるいは 国内経済の衰退にもつながっているのです。

国連環境計画、UNEPという組織がありますが、そこの資料に出てくる絵に地球が5つ書いてあります。2つは私がつけました。もとの資料には3つ書いてあるのです。何をあらわしているかといいますと、先進国の消費者の消費生活レベルを全地球の人々が享受しようとすると、地球があと2個余分に必要になるという話なのです。さらに余分な2個は何かといいますと、これはアメリカの消費者と同じレベルの消費生活を世界で共有しようとすると、あと2個必要で、合計5個の地球が必要だという話なのです。ここからわかるように、私たちの消費生活は、残念ながら地球の裏側の人たちが使うべきものまで使ってしまっている状況にあるのです。このバランスをこれからどう取り戻していくのかということが大事になってきます。

国内総所得を国民一人当たりで割った2000年のデータですが、この当時で一番豊かなルクセンブルグと一番貧しいエチオピアを比べると420倍の格差が

あります。アメリカの格差社会といいますが、従業員と一番給料の高い社長の給料の格差は400倍前後と言われていますから、まさにそういう世界に今なってきている。その中で10億人ほどが飢餓の状態にあると言われています。

国連環境計画のグラフでは、縦軸が、エコロジカ ル・フットプリントというのをあらわしていて、こ れが要するに一人当たりの人間が暮らすのに必要な 生態系の面積だそうです。横線が引っ張ってありま す。1961年と書かれていますが、1961年、全世界平 均で一人当たりが使える生態系の面積はこの数字で したということです。それが2006年になると下がっ ています。人口が増えたからですね。横軸は豊かさ を示していて0.8が大体標準というか、望ましいレ ベルで、こちらは豊かな国、こちらは貧しい国と、 そういうふうに考えていただければいいと思います。 これを見てもわかるように、豊かな国というのは、 明らかに一人当たり平均使える面積を超えてしまっ ているのです。もちろん、一朝一夕ですぐに解決で きる問題ではありません。しかし、これをずっと続 けていけば地球は破綻してしまうでしょう。国際社 会も今のあり方を変えていこうとさまざまな取組を してきたのはご承知のとおりです。

1992年の地球サミットから、ずっとさまざまな取組がなされてきました。特に消費者との関係で注目したいのは、既に1999年の段階で国連は消費者保護ガイドラインを改訂していることです。この中で持続可能な消費という考え方を取り込んで、これを促進していこうということを取り決めたのです。ガイドライン、いろいろ中味があるので全部はご紹介できませんが、いずれにしても、消費者は持続可能な消費のためにさまざまな教育を受けなければいけないし、あるいは政府が商品テストをしたり、わかりやすい指標を消費者に示すなどして、持続可能な消費を促進していかなければならないというガイドラインが既にできているということです。

2008年には、持続可能な消費のための教育ガイドラインというものも作られています。それから、ユネスコも若者向けのパンフレット「youth X change」というものを作っていて、これは日本語にも訳されています。教材として使える部分はこの中にもあると思います。

そのような国際的な社会の動きがいろいろあるということ、これをまず認識いただけばと思うのと、もう一つ、今、社会が大きく変わりつつあるというのは、単に国連が一生懸命旗を振ってやっているというだけでなく、事業者の側も大きく動いているということです。ピーター・センゲさんという人、企

業関係の方はよくご存じの方で、「学習する組織」という本を書いています。企業マネジメントの分野では非常に参考になるとして大事にされている本です。この方が最近書いた本に「持続可能な未来へ」があります。ピーター・センゲさんは、これからの企業活動が、どういうところを目指していかなければいけないかという中で、今の工業化時代、要するに今の大量生産、大量消費の時代はもう終わると、確実に終わると、彼は言います。問題なのは終わるかどうかではなくて、いつ、どのように終止符が打たれるのかということだと言っています。彼のような企業マネジメントの専門家の目から見ても、やはりこういう生産の仕方というのは、もう続けられませんよ、ということです。

これも企業家のビジネスの世界では大変有名なコトラーさん、近代マーケティングの父と言われる人で、経営者の中でこの人を知らない人は多分いないだろうというぐらいの人です。彼は「マーケティング3.0」という本で、消費者の欲求も変化してきていて、だから事業者も変わらなければいけないと言っています。さまざまな地球環境問題がある中で、消費者が非常に社会的、経済的、環境的公正さに対する欲求を持っている、これに応えていくことが企業のこれからのミッションだということを書いています。

ダボス会議というのは、皆さん、ご存じかと思います。世界経済フォーラムですか、いわゆる政治家、経済界といった世界のリーダーが集まって、年に1回、さまざまな意見交換を行う場ですが、ここでも持続可能な企業のランキングというものが2005年からずっと発表されて話題を呼んでいます。

社会的責任投資というのは、要するに環境に優し いビジネス、あるいは南北間格差に取り組むような ビジネス、社会にとってよい持続可能な生産をする、 そういったところに対して投資をしていくものを社 会的責任投資といいますが、この市場は今急速に拡 大しています。今年の2月には13.6兆ドル全世界で 取引されていて、運用されている商品の中では、 22%のシェアにまで至っているということです。日 本ではこれがまだまだ少ないことが問題になってい ます。これは、新たな産業革命だと捉えられていま す。つまり、企業社会全体が消費と生産のあり方の 大転換を図らなければいけないということです。大 転換を図るときには、まさに産業革命、17世紀、18 世紀の時代の産業革命のときのように、新しい機械 や素材をつくるようになる。そして、それを最初に 作った者が大きな利益を占めるという考え方になっ ています。今、まさに転換が起きるのだと、多くの

企業家は考えるようになってきています。

何だ、企業家の金儲けの話かとお考えになるかも しれませんが、決してそれだけではありません。非 常に大きな企業でさえ、環境の問題、労働者の人権 問題、これに対して消費者がどういう目線で、その 事業者を見るかということに敏感にならざるを得な くなっています。

アップルが去年「アップルのサプライヤー責任」 というタイトルのホームページを作って、私びっく りいたしました。ご存じの方もいらっしゃるかと思 いますが、アップルは自社製品の生産というのはな く、全て下請です。その下請が中国なのですが、そ の中国の企業で非常に深刻な人権問題、労働環境が 劣悪で自殺者が出たり、あるいは暴動が起きたりし ているということが世界的に非難を浴びるようにな ってきました。年商でいうと年間数兆円の利益を上 げているアップルという、それこそ国レベルという ような莫大な利益を上げるような巨大企業でさえ、 そういう消費者の動向には敏感にならざるを得ない という状況になってきている。ですから逆に言えば、 消費者がそういう目線で企業に働きかけていく、商 品を選んでいくことによって大きな変化が起きる、 という状況になってきているということです。

そのような事業者の態度の変化の背景には、グローバル化の中で、市民活動も非常にグローバル化して、さまざまな情報を消費者が得られるようになってきていることがあります。ヨーロッパにあるエシカルコンシューマーという団体のサイトでは、倫理的な消費者ということで企業のランキングを発表しています。そのランキングの中で、この企業がいかに環境に配慮しているかとか、労働者の人権に配慮しているかなど、さまざまな指標を使ってランクづけをしたものをわかりやすく消費者に提供している、そういうサイトが生まれています。こういった情報を見て選ぶ消費者が増えることによって、先ほどのような企業側の対応というのも生まれてきているわけです。

昨年、ドイツに行ったときに、へえーと思ったことがありました。ベルリンのBMWのショールームなのですが、その中であれっと思ったのが、このカラーのきれいな指標なんですよね。何かなと思ったら、要するにこの車の環境性能をわかりやすく伝えているというものです。先ほどの1999年の国連の消費ガイドラインの中に、消費者にわかりやすい指標を作るように、ということがありましたけれども、そういうことが今、ヨーロッパの中では浸透しつつある。そして恐らく日本もこれからそういうふうに変わっていかざるを得ないでしょう。

さて、そのように今、大きな社会の流れが生まれ つつあるというときに、消費者教育推進法が制定さ れ、消費者市民社会というものが提唱されたという ことです。ここから少し、その消費者市民とは何か ということについて、改めてお話をしたいと思いま す。

北欧に「コンシューマー・シティズンシップ・ネ

ットワーク」という消費者市民ネットワークがあり、 世界的に活動していますが、そこの定義によると、 「倫理、社会、経済、環境、いろいろなことを考え ながら、さまざまなレベルで行動して、持続可能な 発展に寄与する消費者」ということです。もう少し わかりやすくするために、私がつくった説明なので すが、「自分が単なる商品やサービスの受け手では ない」ということをまず知るということ。これ自体 が今、非常に難しい。単なる受け手ではなく、「社 会、経済、環境、そういったものに影響を与える」、 そういう力を持つ、「持続可能な社会をつくってい く力を持つ」ということを知り、そして実際に「そ の役割を担っているということを感じることで行動 できるようになった消費者」と言えるかと思います。 わかりやすく言うと、これまで、ともかく消費とい う問題は、事業者と消費者がいて、その間でどうだ まされないで賢く買い物をするかというような、そ ういうふうな捉え方でした。それを転換して、消費 者がさまざまな事業者との関係あるいは生産者との 関係の中でお金を動かしたり、物を動かしたりして、 社会をつくっていく、動かしていく心臓なんだとい う意識を持つ、そういうイメージを持てるようにす

先ほど行動力の源というのは、役割があるということの認識が第一だとお話ししましたが、では次の段階として何ができるのか、そこが問題になってくるということです。

るという考え方であると言えるかと思います。

私がお話しするのは本当に一例です。グリーン・コンシューマー10原則というようなものもあり、さまざま考え方があります。一例として私が大事だなと思うところをお話しします。まずは何と言っても、悪質業者にノーを言おうということです。環境に配慮しない業者が、単に安いものをつくる、便利なものを提供する、あるいはそもそも法規を守らずに、悪質商法で被害を与えるような業者がのさばるということではいけないから、消費者がそういう業者と取引をしないという意思表示をきっちりしようということ、「お買い物が投票になる」という意識を持って、自分でしっかり投票できるようになっていこうということです。

それからフード・マイレージとか環境負荷とか、

先生方はよくご存じかと思います。たくさんの食品が海外から入ってきている中で、それに伴って生じる環境負荷というものを考えながら、なるべくそれを減らすように生活をしていこうという視点です。そのような視点がグリーン・コンシューマー10原則として提起されているところであります。

それから、フェア・トレード、オーガニックというものも、先生方はきっとよくご存じかと思いますが、この中でフェア・トレードの商品を買ったことがあるという先生方、どれぐらいいらっしゃいますか。これは2割ちょっと切るぐらいですね、ありがとうございます。

そもそも売っていないとか、まだまだ日本では普及率が低いのですが、ご存じのように、さまざまな商品が児童労働ですとか、あるいは不公正な貿易のやり方で売られているということがあります。児童労働はちなみに1億6,800万人の子どもが現在働かされている。私、コーヒーが大好きですけれども、コーヒーだとか、バレンタインデーのチョコレートだとか、あるいは子どもが使っているサッカーボールとか、靴とか、さまざまなものがあります。そういうものを公正な形で取引をして、生産者にきちんとお金が回るようにしていこうということ、それがフェア・トレードです。

オーガニックというのは、農薬とかをなるべく使わないように、有機栽培の商品を使う。オーガニックは、単に地球に優しい、環境に優しいということだけではありません。何しろコットンというのは、生産物の中では農薬を一番使うのだそうです。耕地面積に占めるコットンの割合というのは数パーセント、10%もないレベルなのですが、それが多いときには2割近くの農薬を使っていたというデータもあるようです。そういう農薬集積型といいますか、そういう産業なんですね。そういう中で多くの労働者が農薬のために健康を害されていると、それを何とかしていこうというようなところで考えられている、それがオーガニックということです。

地産地消というと、これは皆さん、なじみのある 言葉かと思いますが、日本で地産地消というと、ど うしても生鮮食料品とか地域のものを買おうと、そ ういう意識になろうかと思います。しかし、アメリ カではバイ・ローカルという言葉があります。つま り地域のものを地域のお店で買うことによって、地 域でお金を回していく。そうすることによって、そ の地域を豊かにしていこうということです。

この問題で、いつも私がお話しさせていただいているのは本の購入です。インターネットの本の購入、大変便利なので私もしょっちゅう使いますけれども、

この中でインターネットで本を購入したことがある という方はどれぐらいいらっしゃいますか。ほとん ど全員に近いですね、8割、9割以上だと思います。 大変便利だと思います。私もどんどん使っていた口 ですけれども、日本で一番最初に始めたアメリカの 会社がありますね。そこがあるとき、日本に税金を 落としていないと、払っていないということが報道 されたことがあるのです。これを見たときに、私は、 あっと思いました。そうか、自分が払っているお金 というのは、日本の税金として落ちていないのだと いうことに気付きました。今のインターネット社会、 お金や物が自由に行き交う社会、国境を越えて行き 交う社会の中で、消費者がどこにお金を落とすのか、 地域に落とすのか、それともそうではないのか、そ ういうことを少しでも考えながら暮らしていくとい うことが、地域を豊かにする上では大変重要な意味 を持ってきます。

本の例を挙げましたが、この10年ほどの間に個人の商店、個人の本屋さんは、件数にして2分の1程度になっている、激減しているというデータもあります。放っておくと本当に本屋がなくなってしまう。本の問題に限りません。最近問題になっているものとしては、いろいろな物がインターネットで買えるようになり、お店は開いていても、そこでは商品は買われない。お店で何をするかといえば、お店で商品の品定めをして、それをネットで検索して、安ければネットで買ってしまうと、そういう人さえ出てきているということが問題になってきている。これではお店は何のために開いているのかわからない。そこら辺を消費者としてもどういう行動をとるべきか考えることが求められていると思うのです。

社会的責任投資について先ほどお話しました。ヨ ーロッパでは環境に優しい企業にだけ融資する銀行 預金、そういう目的を指定した銀行の預金の仕方と いうものがあり、そういうものが社会的責任投資の 代表例として言われたりします。日本でも東日本大 震災の後、復興に資するためにということでいろい ろファンドが作られましたが、そういったファンド に投資をする、そういうことによって、社会のため になるお金の使い方をしようということです。自分 が預金をすることによって、その預金は、感覚とし てはずっと眠っているような感覚がありますが、実 は預金は大事な社会的役割を果たしているわけです ね。預金することによって、銀行はその預金を融資 に回したり、あるいは国債を買ったりというような、 さまざまな動きがあります。社会の経済がうまく回 るようになっていれば、消費者は別に社会的責任投 資なんてしなくても、社会は豊かになっていくわけ

です。

ところが、今の世の中では、地域経済はだんだんやせ細っていっている。そういうことからすると、どうも預金だけに任せていてはいけない。例えば、国債をいっぱい銀行が買い政府を支える。支えられた政府は、アメリカの国債をさらに買うとか、無駄なお金の動きというのがいっぱいある。預金がよい使われ方をするかというと、そうではないということも考えながら、お金の動きを消費者が少し考えていこうというのが社会的責任投資という考え方です。それから、事業者、行政との対話と権利行使とい

うことですが、神奈川県が非常にすばらしい資料を つくっています。「消費者市民社会をつくろう」と いうパンフレットです。高校生がインターネットを 通じてレアもののシューズを買ったという設定にな っていて、届いてみると違う商品だったと。さあ、 どうしますかということでの問題提起になっている わけですが、非常にわかりやすい図を使って、行動 せずに泣き寝入りしたらどうなるか。結局は悪質業 者がはびこって、不正な取引が蔓延してしまう。ま ずは業者にクレームをつけて、それでもだめなら、 消費生活センター等に申告をする。そうすることに よって行政が動いて、悪質業者を指導し、再発が防 止されるという流れがわかりやすく示されています。

アメリカの消費者教育では、クレームの書き方と いうのを指導します。高校生に対して、クレームを 書くときには何を書かなければならないか、商品の 名前は当然ですけれども、どういう問題があるのか を具体的に書けとか、そういったことを指導します。 単に技術的にそういうことをしなさいというだけで はなくて、あなたがクレームを出すことが、消費社 会をよくしていく、事業者の活動をよくしていくた めに必要だということを伝える、そういう授業を高 校生に対してやっています。大きなクレームを言う ことだけではなくて、例えばレジ袋をちゃんと断る とか、そういったことも含めて小さな対話、あるい はフェア・トレードの商品がお店に置いてない場合 に、ぜひ置いてほしいというような申し入れをする とか、インターネットの書き込みでも、いろいろな 情報交換のやり方が、今、お店と消費者との間で広 がっています。そういうツールを使いながら、意見 交換をしていくことが、実は事業者の商売のやり方 を変えていくことになることを意識してもらうこと が非常に大事かなと思います。

それから、消費者行動への参加ということ、なかなか1人では続けられない中で、やはりみんなでつながりを持ちながら進めていくということが大事だと思います。

このようなさまざまな行動を通じて、先ほども申し上げたように、お金や物、あるいは意見とか情報とかを消費者が意識して使っていく、回していく、そうすることによって、この社会が変わっていくんだという、そういう心臓としての消費者のイメージをしっかり持っていく。そのような肯定的な意識を持つことが、行動する消費者をつくる上で大事だということです。

これまでは消費者被害に遭わないかとか、あるいは自分にとって必要か有益かという視点を指して消費者センスというものが語られていました。そこに、社会によいことかどうかを考えるもう一つの視点を加える、新しい消費者センスが今求められているということです。

さて、消費者の行動で社会は変わるということのもう一つのお話をします。

それはまず、消費者の意識というものが、どういう意識かというのを知っていただきたいのですが、 実は、こういう問題について、もともと消費者には 関心があるということなのです。「自分の消費行動 で世界は変わると思うか」という問いに対しては、 6割の人が「そう思う」と答えます。そして震災後 はその割合がより高くなってきています。「その消費や環境を変える行動を自分はとっているか」と質 間すると、「いいことだと思っている」というの人 は6割いたのですが、震災前にそういう行動をして いるのは約3割の人、それが震災後には新たに約3 分の1の人が行動するようになったということです。

それから、非常におもしろいデータがあります。 電通総研というところが、「世界主要国価値観デー タブック」というのを作っています。もともとはア メリカの大学の研究の翻訳ですが、これはおもしろ い。世界二十何カ国あると思いますけれども、さま ざまな国の人々に、いろんなアンケートをとって、 その意識を比較しているのです。その中でおもしろ い質問としては、「あなたは人生で一番大切にした いことは何ですか」という質問があります。世界全 部共通して、大体「人の役に立つこと」、「人を助 けること」というのが1位、2位を占めるというこ とです。日本も全くそのとおりでして、日本の場合、 「環境に配慮」が87.2%、「人を助ける」というの が84.3%となっています。そのほか「安全に暮らす こと」とか、「創造性を発揮すること」といったよ うなことで、まさに今申し上げているような消費者 市民としての生き方にかかわるような価値観という のが、もともと強いということで、消費者市民のD NAというのは、日本人の中にもしっかりあるとい うことです。こういったもともとの素質を生かして、 消費者がしっかり行動できるようになってくれば非常に大きな変化が生まれるはずです。国民の家計のGDPに占める割合は、実に6割近くでして、これだけの大きな割合を占める消費者が少しずつ変わっていけば、本当に大きな変化が社会の中に生まれてくるということです。

さてしかし、いいことだとわかっているけれども、 実際できないということが、この消費者としての社 会的価値行動だと言われます。トレード・オフと書 きましたけれども、一方で社会へ貢献できる、環境 へ貢献できる、経済に貢献できるということがいい ということはわかっている。しかし、安全とか便利 さとか早さとか、そういったことを比較対照した場 合に、どうしても、安くて早くてという方に傾いて しまうという、性質があるということです。

アメリカでおもしろい研究がありまして、環境に優しい洗剤と普通の特別環境に優しくないが強力とうたってある洗剤と2つ並べておいて、どっちを買うか、消費者の行動を観察した研究があります。人が見ている状況だと、結構、環境に優しいというのをみんな買いますが、人が見ていない状況だと強力という方にどんどん流れていくという、得てして人はそういう便利とか安いとかに流れやすい。

これをどうしていくかということですね。なかなか難しい問題ではありますが、先ほどの人が見ているとどうという話ではありませんが、やはり社会の中で自分の行動がどのように見られるのか、どのように評価されるのかというところが、非常に大きな行動決定、意思決定のウエイトを占める。ですから、社会のさまざまなつながりを生かして、地道ではありますけれども、こういうものが大事なんだ、社会的な価値行動、持続可能な消費というものが大事なんだという雰囲気を社会の中に少しずつ広げていくことが大事だろうと思います。

さて、そういう意味で、このつながりをいかに広げていくかが成功につながるということで、「消費者教育推進法」のまさに肝の部分が、どうやってつながりながら消費者教育を進めていくのかということなのです。

新しい消費者教育の視点を書きました。今までお話ししたことと同じですけれども、ともかくこれまでの被害に遭わないということが中心になっていた視点から、一緒に社会をつくっていく、被害のない社会、持続可能な社会、そういう社会の担い手としての意識を持つということ、あるいはその小さな行動をともかく習慣化していくこと、できることから取り組むということですね。余り脈絡がなくて恐縮ですが、「怖いと萎縮させるのではなくて、ポジテ

ィブな力を引き出す」ということ、これは非常に大 事だと思います。

これまでの特に悪質商法に関するお話というのは、 怖いですよ、気をつけましょうということを言う形 でした。私もそうでした。反省を込めて申し上げま すけれども、それだけでは、結局怖いから守っても らおうという話にしかならなくて、主体的に自分が どう行動するのかとか、そういったところになかな か結びつかない。そうではなくて、ポジティブにど う行動していくのか、どう社会をつくっていくのか というところにまでつなげていくことが大事だと思 います。そのためにも実際に行動している人とつな がることが大事だということは、先生方もお感じに なっているところかなと思っています。いろんなつ ながりがあり得るということを、私が見聞きした中 で具体例を少しご紹介したいと思います。

名古屋でグループフォーラムというものがあり、 そこに三重の小さな町のおばあちゃんが来られてい ました。そのときに、「うちの町ではリフォームが 大はやりなの」と、何かうれしそうに言うのですよ。 リフォームと言うから、住宅のリフォームかなと思 ったのですが、そうではなくて、古い着物のリフォ ームのことで、高齢者がすごく喜んでみんなで集ま ってそれをやるのだというお話をしてくれました。 その人たちがすごいのは、その作ったものを高校の 文化祭に持ち込んで、つくり直すということは大事 なんだよということを若い人にも伝える、そういう 活動をしていることとか、あるいは、リフォームで 集まってきたおばあちゃんたちに、じゃ、今度は消 費者被害防止のポスターをみんなで作って、悪質業 者を締め出そうよというようなことをやっていらっ しゃる。つまり、そういうやりがいのある活動で行 動力を高めて、そのつながりを生かして、さらに、 消費者被害の問題にもみんなで取り組もうというパ ワーにしているという、すばらしい報告がありまし た。このようなつながりが地域と学校の間でどんど んできるようになると、本当にすばらしいと思って います。

大学生の活動もいろいろあります。この間、滋賀にお話に行ったときに知ったのですが、滋賀県立大学のグリーンコンシューマーサークルというのがあり、このサークルは、単に自分たちがグリーンな消費をしていこうというだけではなくて、商品開発を自分たちでやって、エコ商品を作ったりとか、グリーンな生産、持続可能な生産をしている業者の活動を取材に行って紹介をしたりとか、さらには、グリーンな消費をする際のガイドラインを作ったりとか、そういう本当に社会、地域を救っていくような活動

を大学生がやっています。今、エコとか、あるいは フェア・トレードなどもそうですが、結構、大学の サークルというのは各地にできてます。

神戸にお話を伺いに行ったことがありますが、そこでは神戸の大学生が、たまたま高校と大学が連携をとれる私立だったものですから、大学生がフェア・トレードのサークルをつくって、その大学のお兄さんたちが高校に出かけていって、フェア・トレードの話をする。高校生にとっては、高校の先生がやるよりはるかに印象深い話になるのですね。高校生を連れて、フェア・トレードのお店に取材に行ったりという活動をしているというのが紹介されていました。こういう大学生のいろんな活動を生かすというのもすごく大事だなと思った次第です。

それから、主婦の中にも持続可能な消費のために、さまざまな活動をしている動きがあります。名古屋のサークルで「おかいもの革命」という主婦の集まりがあり、エコクッキングメニューをお互い情報交流したりしていますが、大手のスーパーチェーンと協議をしながら、なるべく包装を使わないで済むような、環境に害を与えないような包装の仕方を考えるという、そういう活動をやっています。

そのようないろいろな取組があるわけです。ですので、これを何とか学校とつなげる形で取り組めないか、本当に学校の先生方からこれは大変なんだというところの思いは十分お聞きしていますけれども、何とかつなげられないかということを、今、一生懸命、消費者教育推進会議の中で考えている最中なのです。

そのためのツールとして、3つ考えられています。 1つは、消費者教育のイメージマップであり、もう 一つは、消費者教育推進会議、地方では消費者教育 推進地域協議会といいますけれども、そういう協議 会組織、そしてもう一つが、地域の中で学校とつな がりをつくるためのコーディネーターという仕組み です。

イメージマップは、分野としては、「消費者市民 社会の構築」、「商品等の安全」、「生活の管理と 契約」、「情報とメディア」の4つに分かれていま して、幼児期から青年期まで、それぞれの教育目標 がわかりやすく簡単な言葉で書いてあります。これ は先生方に対してというよりも、これまで余り消費 者教育に携わらなかった人にも、ともかく消費者教 育とはこんなものなのだというイメージを持っても らうために作っていますので、非常に簡単な言葉し か書いていません。

これを使って、さまざまな地域の取組、どこの中 学では文化祭でこんなエコ展をやっているとか、大 学にはこんなESDのサークルがありますとか、あるいは、おばあちゃんたちがリフォームサークルをやっていますとか、有機農園がありますとか、そういった地域の取組をイメージマップの中のどこに当てはまるか、マッピングしてみていただくと、そこから、これとこれをどうつなげようかとか、そのような視点が生まれてくる。そして、その情報を一元化していくことによって、連携がとりやすくなってくると、そういうことが目指されているマップです。ですので、各地でこういったマップを活用しながら、その地域地域の情報を整理していただけるかと期待しています。

消費者教育ポータルサイトも、このマップに即した形の情報提供を今始めています。このマップをつくるために、お互いに連携をとりながら情報を集めていこうということで、地域協議会というものも作っていこうということになっています。ここには消費者団体とか環境団体、ESD団体、NPO、福祉関係者等、いろいろ協力していただけるようにと考えております。

今まで消費者教育とはあまり関係ないのではない かと思われているところも含めて連携を広げようと いうのが、実は大変大事だと思っております。日弁 連で消費者教育推進法についての意見書をつくると きに、一番考えたこと、そして実際に法案に取り入 れていただいたのはここなんですね。というのは、 いろんな先生からお話を伺わせていただく中で、そ うは言っても「○○教育」がたくさんあり過ぎてと いうお話は、どの先生にお話を伺ってもおっしゃっ ることで、実際、本当に大変なんだろうなとつくづ く感じたわけです。そういう中で、ともかく今まで は、どうしても消費者教育大事ですから、絶対やっ てくださいと言ってきた。しかし、それだけでは教 育の現場には受け入れていただけないということが わかってきたわけです。そこで、この消費者教育推 進法の条文のなかには、消費者教育、環境教育、そ れから国際理解教育、そういったさまざまな関係教 育が連携できるように施策をしていくべきではない かということが教育理念としてうたわれています。 まさにこの部分が、これからの消費者教育の一つの 大きなポイントだと考えています。

実は、「○○教育」と言われるものの中には、非常に関連する教育が多い。だからこそ、この消費者教育の地域協議会をそういう連携をとっていけるような場にしていただく。将来的には、中学2年生のときには環境教育を重点的にやって、3年生のときに、こういうふうにつなげようとか、学年ごと、学校の団体ごとの連携した教育にまでつなげられてい

ければ理想的だと思います。なかなかそれは難しい にしても、ともかく、まずはそういった連携を始め ていくということ、これがこの新しい消費者教育を 生き生きとしたものとして学校に取り入れていただ くための一つの大きなポイントだろうと議論してき たところです。

消費者教育推進地域協議会というものは、条文にもありますが、いろんな人が入れるような仕組みにしてあります。関係機関等という「等」が一番大事だと思いますけれども、幅広く入れていっていただきたいということです。ちなみに消費者庁の「よくある質問と回答」という、この法律の行政向けのQ&Aがありますが、そこでも幅広く委員の構成を考えていただきたいということになっておりますので、参考にしてください。そういった連携の中で、豊かな消費者教育ができればということです。

コーディネーター制度、その地域で学校とさまざまな団体等をつなげていくようなコーディネーター制度というのも、今、取組が検討されていますが、そのような仕組みも絶対につくっていく必要があると思います。その取組の中で、消費者が心臓の役割を果たして、青い地球を子どもたちに残していきたいというところが大きな目標だということです。

さて、大変長くなりましたが、最後に、契約の問題について少しお話をします。

契約の問題は、「生活の管理と契約」ということで、生活の管理という部分も入ってくるわけですが、今日は、契約について重点的にお話いたします。

契約については、まずは合理的な意思決定の能力 を身に付けるということになっていますが、特に私 どもの関係する法律の分野でいいますと、単に法律 の仕組みを知識として理解していただくということ ではなくて、何のために法律があってという一番大 もとをしっかり理解していただければと思っており ます。持続可能な消費と消費者行動とありますが、 さまざまな視点を自分と家族にとってどうかという ことだけではなく、国とか地域あるいは地球、そう いった観点から考えていくのが持続可能な消費の考 え方であるとお話ししました。それは商品やサービ スを多面的に捉えていく、幅広い視点からの考え方 につながっていく。そして、単に消費者被害に遭う か遭わないかという狭い視点だけではなくて、日々 いろんな商品に接する中で、それぞれの商品につい て、こういった多面的な考え方をできるようになっ ていくことが、実は消費者被害を減らすという意味 でも大事な視点になるということなのです。

法律が何のためにあるのか、三段論法ではなくて、 四段論法でぜひ考えていただきたい。まず、消費者 法というものは、消費者と事業者の間に情報の質、 量及び交渉力の格差があるというところから出発し ているというのが、消費者基本法の一番の考え方で す。何といっても事業者はプロであって、消費者は 素人、消費者が知らないことを事業者がたくさん知 っているのは当然のことです。そういう中で、契約 とは何のためにあるのかというと、基本的には自分 が損をしないようにするために契約書を作っている わけです。事業者と消費者との契約というのは、必 然的に事業者が放っておくと損をしないように、消 費者が損をするような契約になってしまうというこ とです。しかし一方では、法律は弱肉強食を防いで 公正な社会を築くためにあるという、これが一番大 事な視点だということです。特に消費者関連法とい うものは、消費者、事業者間の格差を前提にして、 両者の契約を公正なものにするためにあるというこ と、こういった法の趣旨をしっかり押さえていただ くことが一番大事だろうと思います。

どうも今までの消費者契約の法律の分野の教育というのは、クーリングオフとか、そういう被害後の対処法に重点が置かれていた嫌いがあるように思いますが、まずは法が何のためにあるのかということをしっかり押さえる。そして、ともかく法律の原則を守らない業者にはレッドカードを出すべきだ、それだけで退場すべきなのだと伝えることが大事だと思います。

少し難しい話になりますが、特定商取引法という 法律がありまして、大事な条文として、まず、取引 をするに当たっては、自分の名前と、契約、勧誘の 目的、これをきちんと告げなさいということが明確 にうたわれています。これは普段、消費者教育の授 業では取り上げられないことが多いかと思うのです が、非常に大事だと思います。というのは、なぜそ のような規定があるかというと、まず消費者に身構 えさせるということが、消費者被害を防止する第一 歩だからなんですね。つまり、法律というのは、プ ロと素人の消費者が対峙したときに、プロが専門的 な話をすると、それだけで消費者が煙に巻かれてし まう、そうなる前に契約するつもりがあるかないか を簡単にチェックできるように、まず勧誘の目的を ちゃんと告げなさいということを規定しています。 勧誘の目的をはっきりさせずに、例えばいい話があ るとか、あるいは、家の点検をしてあげましょうか みたいな話で家に上がり込んで契約の話をするとか、 そういうルール違反をする業者は、それだけでアウ トなのだということをしっかり伝えていくことが大 事だと言えます。

「選択の科学」という本を書いているシーナ・ア

イエンガーという方がいらっしゃいます。コロンビア大学の教授の方です。この方が「選択の科学」という本の中で、人間の意思決定の仕組みは2つあると言っています。1つは自動システムと言われるもので、これは感覚的な反応ですね。もう一つが熟慮システム、論理・理性に基づいた反応、行動決定ということです。普段、人間はこの2つを組み合わせながら判断をしているということです。この2つというのは、実は脳科学の研究によって脳の働き方自体が違うということがわかってきています。これは内閣府の研究にも出てくるのですが、自動システムの場合は、脳の中心的な脳幹に近い部分で判断しているのに対して、熟慮システムは大脳皮質の方で判断をしているということがわかっています。

大事なのは、さまざまな惑いが生じたり、あるいは、だらだらと長時間話を聞かされてわけがわからなくなっている状態、そういう困惑した状態になってくると、人間はこの熟慮システムというものが働かなくなってしまう、そういう傾向がある。そして、それに乗じて、普段の正常な状態であれば、そんな行動をとるはずないような短絡的な行動をとってしまう、それが人間の本性なのだということをこのシーナ・アイエンガーさんは明らかにしました。

えっ、あの人が何でこんな契約しちゃったのということがよく起きるというのは、まさにこういうシステムなのだということです。ですので、単に知識として悪質商法はこんなものですよということを知っているだけではなくて、それを感覚的に、すぐに使えるようなものにまでしていく必要があるということです。つまり、知識ではなくて感覚を磨く必要があるということです。

これは消費者庁になる前の内閣府の研究ですけれ ども、今述べたような、まさにシーナ・アイエンガ 一さんと同じようなことを書いてあります。「あな たもこうしてダマされる」という本があります。こ れは、だまし方の手口を紹介している本としては非 常におもしろいので、もし興味があればごらんいた だきたいのですが、これを読むと、本当に私でもこ れはだまされるなというふうに思うわけです。結局 こういうだましの手口の研究家に言わせても、最後 はだまされないようになるために何が必要かといえ ば、日常的な批判的思考力をつくっていくというこ と、それを習慣化していくということなのです。つ まり、私が申し上げたいのは、悪質商法はこんなも のですよ、だから気をつけましょうということは理 解できても、それは日常的に接するものではないわ けです。特に高校生とかでは、なかなかそういう状 況にない。そうなってくると、結局いざというとき には使えないわけです。ですから、常に自分の消費というものについてしっかりと考える姿勢を持って、そういう態度を日常的に身に付けることこそが、悪質商法の被害から生徒たちを守る一番の根底にある基礎の部分だということです。そのために、今まで申し上げてきたような、消費が自分たちにとってだけではなくて、社会にとってどういう意味を持っているのか、自分が商品を選ぶことによって、社会にどういう影響があるのか、それを考えることが大事で、それが社会を変えることになる。自分のためにもなるし、地域のためにもなるし、しかも自分はその力を持っているんだという感覚を持ち、日々できること、小さなことからやっていくということ、それがまさに感覚を磨いていくということなのです。

ですから、消費者被害の問題で、新しい消費者被害をどうするんだと言われるのですけれど、そうではなくて、こういった新しい視点での教育こそが消費者被害を防ぐ上でも、私は大事な意味を持っているだろうと考えています。

ぜひ、新しい消費者教育推進法の趣旨をご理解いただいて、そして地域で生き生きとした取組をつなげながら、みんなで新しい社会をつくっていけるようになればと思います。そのために、今日お集まりいただいた先生方の力というのは本当に大きいところかと思います。日々ご苦労いただいております上に、本当にお願いばかりで恐縮ですけれども、社会全体で先生方の活動を支え、つながりながら、一歩一歩いい社会になるように、私どももできる限りの協力をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。これで、私の話を終わります。

# 高校生等の消費生活相談事例

#### スマホの架空・不当請求

【事例1】スマホでゲームを検索して、アクセスしたところ動画が出てきた。画面に料金の表示はなかった。動画は始まってすぐに消したが、下の方にあった写真のところの「18歳以上」をクリックしたら、いきなり「登録完了 99,500円を6日以内に支払ってください」という表示になった。さらに、「誤って登録された方は24時間以内に削除依頼書を送信してください。削除依頼がない場合はこのまま登録になり18歳未満の方でも請求します。」という内容の表示になった。そのため、登録を取り消そうと思ったが、メールアドレスなどの入力を求められたため送信しなかったが心配になった。

【事例2】スマホで興味本位にアダルトサイトにアクセスしていたところ、年齢認証画面が表示され、「18歳未満」をクリックした途端、「登録完了、登録料 98,000 円を支払ってください。」と表示されてしまった。怖くなって、とにかく退会しようと思い、「自動退会はこちら」をクリックしたところメール送信フォームに切り替わったので、そのままメールを送信してしまった。すると「登録料が未納なので退会できない」という返信があった。自分からはそれ以降、メールも電話もしていないが、何通もメールが届いて困っている。

#### アドバイス

- ◎ 業者にメールや電話を絶対にしない。支払いをしない。
- ◎ 興味本位で怪しいサイトにアクセスしない。不審なURLや画像をクリックしない。

#### スマホのオンラインゲーム

【事例3】クレジットカード会社から「ゲームと出会い系サイトの利用に伴う請求が約100万円ある」との連絡があったため、高校2年生の息子を問いただしたところ、スマホのオンラインゲームで課金したことがわかった。出会い系サイトは知らないと言っているが、息子のスマホには1日に500通のメールが来ているので、おそらく利用しているのではないかと思う。このような高額な請求の支払いは困難である。

### アドバイス

- ◎ クレジットカードの管理を徹底する。
- ◎ クレジットカードの名義人である保護者の管理責任を問われる場合もある。

#### 出会い系 SNS サクラサイト

【事例4】突然、知らない女性から「メアド変ったよ」というタイトルでメールがきた。 無視していたがその後も「1,000 万円すぐに振り込みます」といった内容のメールも送信 されて怖い。他にも女性の顔写真までメールで届いて気味が悪い。

【事例 5 】今まで一度も使用したことのないクレジットカード会社から利用請求明細書が送付された。請求金額が 60 万円を超えていたので、不正使用されたのではないかと驚いてカード会社に連絡したが、「引き落としは止められないので、利用先との間で問題が解決したら返金に応じる」として、取り合ってもらえなかった。明細書の利用先に連絡したところ出会い系サイトを利用したものだった。そこで高校3年生の息子を問いただしたところ、「興味本位で無料の出会い系サイトに登録し、決済に親のクレジットカードを使用してしまった。やり取りをしていた相手の女性から『あなたが支払うべき費用である5万円を立て替えているので返金してくれ。応じない場合は警察に通報する。』というメールがあり、その後も次々と別のサイトに誘導され、止めるに止められず、気が付いたら高額利用になってしまった。」ということが分かった。

【事例 6】インターネットを介して知人同士で無料通話やメッセージの送受信ができるアプリに、知らない女性からメッセージが届いた。メッセージにはURLが貼りついていて思わずクリックしたところ別の交流サイトに飛び、その女性とやり取りができた。その後、この交流サイトからメールが届き、「無料で利用できる期間は終わった。プレミアム会員登録をすれば永久に無料で利用できる。登録料は9万円である。」という内容だった。そのため、9万円のうち手元にあった2万円をコンビニで購入した電子マネーで支払い、残金の7万円は自分の貯金から出そうと思い、管理している母親に引き出したいと伝えた。母親に何に使うのかと問いただされ、仕方なく告白したところ、騙されているのではないかと説得された。

#### アドバイス

- ◎ 迷惑メールについては、受信拒否設定をする。
- ◎ 出会い系サイトへ誘導するようなメールの恐れがあるため、興味本位にURLをクリックしない。

#### ブランド品の通販サイトでの買い物

【事例7】インターネットで見つけた通販業者のウェブサイトに市価の半額のブランド財 布があったのですぐに申し込み、代金を振り込んだ。しかし、いつまでたっても商品が届 かないので、メールで催促したが業者から何の返答もない。

【事例 8 】インターネット通販でブランド物の靴を購入し、代金を支払ったが商品が届かない。代金を振り込んだが、入金確認のメールは来ないし、こちらからメールを出しても返事が来ない。今日見たらウェブサイトもなくなっていた。ウェブサイトに書かれていた

日本語表記も変だった。メールは届いているようだが、返信はない。メール以外の連絡方 法はわからない。

【事例9】市価よりもかなり安かったのでインターネット通販でブランドバッグを注文した。届いた商品を見ると色合いなどが違うし、縫製も粗雑で模倣品だと思われる。業者のウェブサイトを確認したら住所や電話番号が書かれていなかった。メールで問い合わせたが、返信がない。

#### アドバイス

◎ 次のような特徴がある事業者のウェブサイトには注意すること。

事業者の名称、住所、電話番号がきちんと記載されていない

市価よりも大幅に安い

日本語の表現が不自然

事業者名と銀行振込先が違う

#### マルチ・マルチまがい商法

【事例10】大学の先輩に誘われ、投資を指南するDVDソフトを購入した。代金は学生向け消費者金融から50万円を借金して支払った。友人を紹介すると紹介料がもらえると言われ、友人数人に声をかけたが断られた。解約して返金してほしい。

#### アドバイス

◎ 友人を紹介して契約させると友人を失い、誰も紹介しなければ借金が残るので、誘われてもきっぱり断ること。

#### インターネットの個人間売買

【事例11】SNSで知り合った人から芸能人のライブコンサートチケット2人分を購入し、代金を銀行口座に振り込んだ。しかし、1週間たってもチケットが届かず、連絡もとれない。相手の住所に問い合わせても架空の住所であると判明した。メールアドレスや電話番号も分からないし、連絡もとれない。支払った代金を返金してほしい。

#### アドバイス

◎ 相手の住所や名前などが不明の場合は返金は難しいので、個人間の取引は慎重にすること。

# \*相談に関するQ&A

- Q1 消費生活支援センターはどのような相談にのってくれるのですか?
- A1 消費生活支援センターでは、商品やサービスなどに関する消費生活全般についての相談を受け付け、専門の相談員が情報提供、相談者ご自身でのトラブルの解決に向けてのお手伝いなどを行っています。 携帯電話に身に覚えのない請求メールが送られてきた、友達の話を断りきれず高額な購入契約をしてしまった、など契約に関する相談の解決方法や対処法などの相談に応じています。
- Q2 相談する場合は、どのようにしたらよいのですか?
- A2 まずは、電話で相談してください。相談内容によっては、契約書などの書類を相談員と相談者が確認しながら相談した方がよい場合もあるので、その時は書類を送付(または持参)してください。
- Q3 相談する時に準備することはありますか?
- A3 できれば、相談したい事をメモし、心配なことやどのようにしたいかなどをお 伝えください。

また、今、どのような状態なのか、金額はいくらか、それはすでに支払ってしまったのか、など具体的なことを話してください。 相手(業者)の情報などもわかっていたら教えてください。

- Q4 消費生活支援センターに相談した内容は、先生や親に伝わってしまいます
- A4 原則として、相談員以外に知られることなく相談できます。しかし、相談内容によっては保護者と一緒に解決した方がよい場合もあると思いますので、その時は相談者から話すようにアドバイスをします。

# 埼玉県消費生活支援センター

#### 相談窓口のご案内

川 口: \$ 048-261-0999 川 越: \$ 049-247-0888 春日部: \$ 048-734-0999 熊 谷: \$ 048-524-0999

※お住まいの市町村の窓口もご利用ください。

オームページのご案内がいることでは、これにはいいいに回れの意口もこれは、

消費者トラブルの事例やアドバイスなど消費生活に役立つ情報が満載。

埼玉県 消費 ]で 検索 table http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/72/

☆メールマガジンも配信中!詳しくはHPで。

OBSE

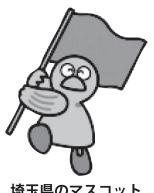
コバトン

# 消費者教育推進委員名簿

	氏 名	職名等
顧問	西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
委員長	杉山 剛士	高校教育指導課長 (平成 24 年度)
	髙田 直芳	高校教育指導課長(平成 25 年度)
副委員長	峰 稔浩	高校教育指導課主幹兼主任指導主事
委員	深谷 敬子	県立福岡高等学校長(平成24年度)
		県立鴻巣女子高等学校長 (平成 25 年度)
	明戸 一浩	県立寄居城北高等学校教頭
	吉原 純忠	県立誠和福祉高等学校主幹教諭(平成24年度)
	長島 隆行	県立岩槻北陵高等学校教諭(平成25年度)
	岡田 祐二	県立松伏高等学校教諭
	河森 明子	県立越谷西高等学校主幹教諭
	池垣 陽子	県立大宮光陵高等学校教諭
	井上 美歩	県立春日部東高等学校教諭(平成25年度)
	沖田 敦志	県立所沢西高等学校教諭
	坂本 峰紹	県立川越西高等学校教諭
	上田 誠治	県立総合教育センター所員兼指導主事
	永田 祐子	県立総合教育センター所員兼指導主事(平成24年度)
	白井里佳子	県立総合教育センター所員兼指導主事(平成25年度)
	甲山 貴之	県立総合教育センター所員兼指導主事
	高山みどり	県消費生活支援センター総務・情報発信、学習支援
		担当部長
幹事	荻原 康之	高校教育指導課指導主事
	遠藤 智久	高校教育指導課指導主事
	奥 千加	高校教育指導課指導主事

平成26年3月発行

発 行 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 埼玉県消費生活支援センター



埼玉県のマスコット 「コバトン」